

「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

子育て支援計画

文京区次世代育成支援行動計画
文京区子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



目 次

第1章 計画策定の考え方

1	計画の目的	3
2	計画の性格・構成	6
3	計画の期間	7
4	計画の推進に向けて	8

第2章 計画の基本理念・基本目標

1	基本理念	15
2	基本目標	16

第3章 子どもの現状

1	人口等の推移	19
2	人口推計	23
3	子どものいる女性の就業率と就業状況	24
4	子育て支援サービスの利用状況	26
5	子育て支援に関するニーズ調査結果	32

第4章 主要項目及びその方向性

1	子どもの健やかな成長の支援	43
2	より良い子育てを支える取組	44
3	子どもの生きる力・豊かな心の育成	45
4	安心して育ち、子育てできる支援体制づくり	46
5	地域社会全体で子どもを育む体制の構築	46
6	子どもを守る安全・安心なまちの環境整備	47

第5章 計画の体系・計画事業

1	計画の体系	51
2	計画事業	58

第1章

計画策定の 考え方

子ども・子育て支援事業計画における量の見込み(ニーズ量)と 確保方策の実施時期

1	子ども・子育て支援事業計画の考え方	123
2	教育・保育提供区域の設定	123
3	幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	124
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	128
5	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び 当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保	141
6	計画の推進体制と進行管理	141

資料編		145
-----	--	-----

第1章 計画策定の考え方

1 計画の目的

我が国では、少子高齢化が進行し続ける中、人口減少社会に移行しており、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。女性の社会進出を後押しする施策も増え、多様な働き方を選択できる社会を実現していく働き方改革も進められていますが、子育て世帯においてワーク・ライフ・バランスを実現することは容易ではありません。このような中、子どもの視点を忘れずに、子どもの人権を守り、子どもを第一に考えた子育て支援が大切です。

平成27年4月に開始された「子ども・子育て支援新制度」では、保護者が子育ての第一義的責任を有する基本的認識の下に、子育てを社会全体で支援していけるよう、幼児期の教育や保育などの量の拡充や質の向上を図ることとしており、文京区においても制度の推進に取り組んでいるところです。

この制度の根拠である「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び区市町村が“教育・保育”と“地域子ども・子育て支援事業”の提供体制を確保するとともに、同法に基づく業務を円滑に実施するための計画として、国が定めた指針に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが規定されています。

また、同時期には、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されました。

これらを踏まえ、文京区では、地域福祉保健計画の分野別計画の1つとして「子育て支援計画」(平成27年度～31年度)を策定しており、「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を内包し、一体的な計画としています。

この前計画期間中、認可保育所・小規模保育事業等の大幅な拡充、育成室の整備を進め、待機児童解消に努めてきましたが、今後は、量的拡充のみならず、これまで行ってきた質の確保に向けた取組を一層強化していく必要があります。

また、前計画初年度の平成27年度には、新しい教育センターと青少年プラザ(b-lab)、文京総合福祉センターを開設し、児童発達支援センターの設置、文京版スターティング・ストロング・プロジェクトや子どもショートステイ・トワイライトス

テイ等の新規事業の立ち上げなど各種サービスを開始しており、実績の増加に対応しつつ、運用上の改善を図ってまいりました。同じく平成27年度から文京区版ネウボラ事業を開始したことにより、切れ目ない支援に取り組んでおり、子ども家庭支援センターや教育センターなどの関係機関との連携を深めています。

そして、前計画期間中には、子どもに関する様々な制度変化もありました。平成28年6月の児童福祉法の改正では、特別区に児童相談所を設置することが可能となり、本区においても開設に向けた準備を進めております。また、令和元年6月には、児童虐待防止の強化を図るため関連法が改正されました。このほか、令和元年には、5年目を迎えた子どもの貧困対策に関する大綱が見直されています。

さらに、社会全体では、SDGs¹への取り組みが求められており、未来を生きていく子どもたちにとって、大切な視点となっています。

また、文京区では、年少人口と子育て世帯が増え続け、しばらくこの傾向が続くものと見込んでいます。全国の動向のみならず、文京区独自の傾向を把握していくことも重要となっています。

このような状況下、子育て支援施策の継続性とさらなる取組を推進するため、「子育て支援計画(次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画)」(令和2年度～6年度)を策定します。子どもたちに輝く未来をつなぐため、この計画に基づき、子どもの最善の利益を守れるよう、文京区の特性を反映した子育て支援施策を推進してまいります。

子どもの最善の利益とは？

「子どもの最善の利益」とは、子どもの権利条約第3条第1項に規定された概念です。条約では「子どもに関わる全ての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関又は立法機関によってなされたかどうかに関わらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。」とされています。

この概念は、条約で認められている子どもの権利の保障と、子どもの全体的な発達の双方の確保を目的としており、いかなる権利についても子どもの最善の利益を大人が消極的に判断してはならないとされています。

全ての活動の内容は、「子どもの最善の利益」に合致することが要請されます。本計画も子ども・子育て会議などの場で、この原則に則り、検討・評価を重ねた上で、策定しています。



◎子どもの権利条約については、資料編(170～176頁)に掲載しています。

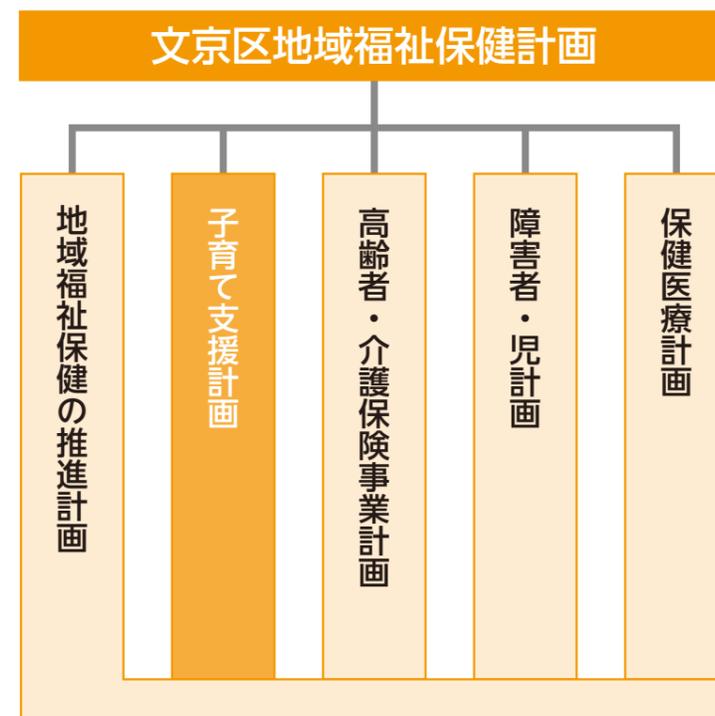
¹ SDGs 持続可能な社会の構築に向け、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、2015年9月の国連総会において採択された考え方。「持続可能な開発目標(SDGs)」として、17のゴール169のターゲットが設定されています。文京区では、区の最上位計画である「文の京 総合戦略」において、この考え方を取り入れています。

2 計画の性格・構成

- 本計画は、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つであると同時に、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく文京区の行動計画としての性格も併せもつものです。
- また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画としての性格も併せもつものです。

法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条	

- 分野別計画は、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者・児計画」、「保健医療計画」及びすべての分野に共通するものや、地域福祉全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉保健の推進計画」の5分野で構成しています。



3 計画の期間

- 本計画は、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とします。



2 [文の京] 総合戦略 文京区において行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進めていくため、重要性・緊急性が高い優先課題を明らかにした「重点化計画」であり、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画に位置付け、各分野の個別計画との整合を図ります。「文の京」総合戦略では、6つの基本政策のはじめに「子どもたちに輝く未来をつなぐ」と掲げており、だれもが、安心して子育てができるとともに、子どもたちが輝く未来に向かって豊かな心を育み、自分らしく健やかに成長していくことができるまちを目指しています。

4 計画の推進に向けて

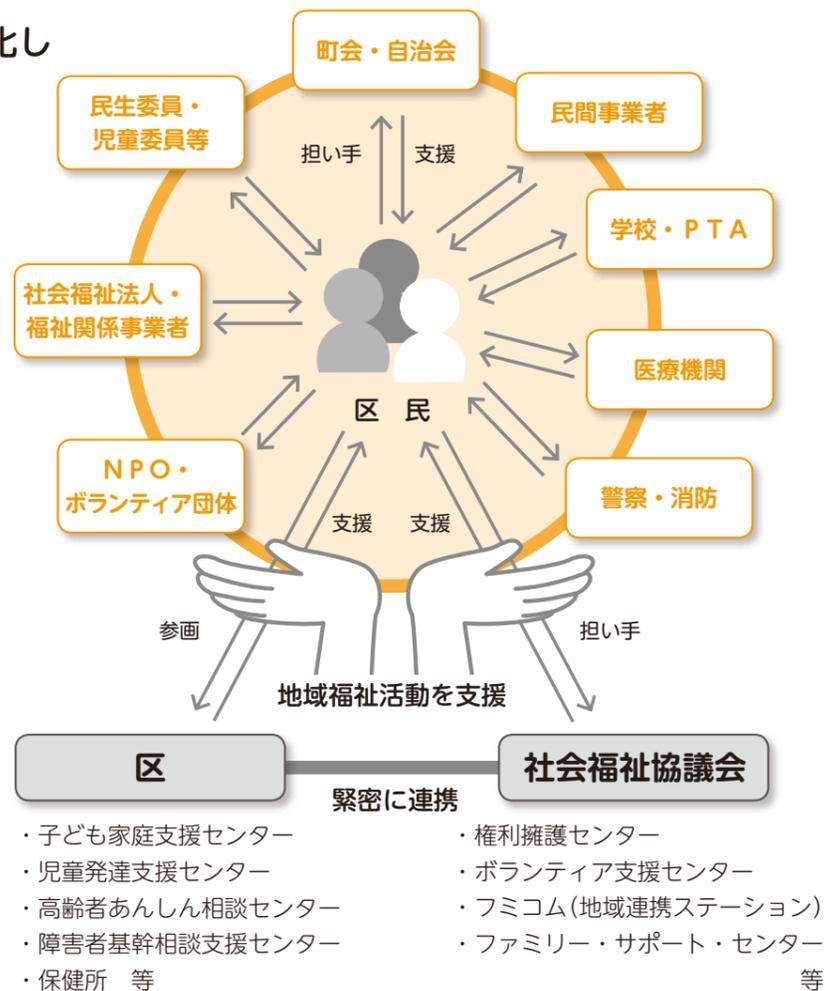
(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し
地域ぐるみの
支え合いを推進



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年(1952年)に設立されました。

社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 4 地域の皆さんの交流の場づくり(ふれあいきいきサロン)
- 5 ボランティア・市民活動の相談・支援(文京ボランティア支援センター)
- 6 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援(地域連携ステーション)
- 7 福祉サービス利用援助事業
- 8 成年後見制度利用支援
- 9 災害ボランティア体制の整備
- 10 高齢者等への日常生活支援(いきいきサービス)
- 11 子育ての相互援助事業(ファミリー・サポート・センター事業)

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動主体が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

(2) 「文京区版」地域包括ケアシステムの構築・地域共生社会の実現に向けて

区ではこれまで、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

第7期高齢者・介護保険事業計画に基づき、高齢者版地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも普遍化することを目指します。また、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯(いわゆる「8050」)、介護と育児に同時に直面する世帯(いわゆる「ダブルケア」)、ヤングケアラー³など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制の整備を進め、「文京区版」地域包括ケアシステムの構築を目指します。

これらの取組みについて不断の努力をもって進めていき、最終的には、だれもが地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」⁴の実現を目指します。



3 ヤングケアラー 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。
 4 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

(3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきます。

前計画 (平成27年度～平成31年度) の進捗状況について

地域福祉推進協議会では、毎年度、本計画を含む5つの分野別計画(6頁参照)について、計画事業の進行管理をしています。本計画のうち、前計画期間中において報告した主な内容は、次のとおりです。

1 子どもの健やかな成長

妊娠・出産への支援としては、平成27年度より文京区版ネウボラ事業を開始し、妊婦全数面接(ネウボラ面接)の面接率の向上により、事業周知と理解が進み、産後ケア事業等の早期支援へとつなげています。

児童虐待防止策の充実としては、要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関相互の連携を図り、情報共有・状況把握に努めました。また、小・中学生用冊子を作成し、相談窓口の周知を図りました。

障害児施策の充実としては、総合相談事業における療育相談、児童発達支援・放課後等デイサービスを新たな教育センター(平成27年開設)内にて開始し、関係機関と連携しながら、専門的な相談や訓練を実施しました。また、全ての子どもの健やかな育ちのため、平成29年度より文京版スターティング・ストロング・プロジェクトを開始し、専門家チームが幼稚園、保育園、児童館等を訪問し、専門的発達支援を行いました。

2 子どもの生きる力、豊かな心の育成

青少年の健全育成としては、放課後全児童向け事業を順次拡大し、令和元年5月をもって区立小学校全校実施となりました。また、中高生の居場所として平成27年に開設したb-labは、中高生が企画段階から参加する事業や区立中学校での出張b-lab授業、広報誌・web媒体での広報活動に取り組み、目標値を超える来館となりました。

学校施設の整備としては、誠之・明化・柳町小学校の改築に向け準備を進めました。

特別支援教育の充実としては、区立小・中学校において指名される特別支援教育コーディネーターを中心に、自校の課題解決のための研修を実施し、

教職員等のスキル向上を図りました。また、令和元年度に小学校特別支援教室の拠点校を2校から8校に拡大しました。

3 地域における子育て支援

地域との協働・活動支援としては、子育てサポーター制度を見直し、受講者がファミリー・サポート・センター事業の提供会員や地域子育て支援拠点の従事者等の担い手となるよう工夫しました。また、ファミリー・サポート・センター事業では、提供会員にアンケートを実施し、効率的なマッチングを検討した結果、目標を上回る活動件数となりました。

4 すべての子育て家庭への支援

保育の充実としては、子ども・子育て支援事業計画のニーズ量と確保方策を適宜見直した結果、私立認可保育所、地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育等)を大幅に拡充しました。区立幼稚園では、預かり保育の減免制度の導入、認定こども園化の決定(4園)を行いました。また、育成室の整備を進めるとともに、都型学童クラブを誘致し、運営が開始されました。さらに、地域子育て支援拠点を運営する地域団体を公募し、開設しました。このほか、子どもショートステイ・トワイライトステイ、キッズルームかごまち、子育てひろば江戸川橋の新設、子育て訪問支援券や訪問型病児・病後児保育利用料助成制度等の新規事業を開始し、子育て支援サービスの充実を図りました。

子育て情報提供の充実としては、子育てガイド電子ブック版を導入し、利便性を向上させました。

障害のある子どもの家庭への支援としては、平成27年度に開設した文京総合福祉センター内の障害者支援施設において、短期入所・日中短期入所事業を開始し、支援体制の充実を図りました。また、文京藤の木荘において、短期保護事業を実施し、介護にあたる家族等の介護負担の軽減を図りました。

5 子どもを守る安全・安心なまちづくり

青少年のための地域環境整備としては、毎年7月の強調月間に広報啓発活動等を実施し、非行防止と更生保護の啓発を図りました。

児童の安全の確保としては、区立小学校PTAの協力により子ども110番協力者名簿を作成し、小学校・PTA・警察で名簿を共有するとともに、新規協力者の募集を行い、充実に努めました。

第2章

計画の基本理念・ 基本目標

第2章 計画の基本理念・基本目標

本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づいて子育て支援施策を推進していきます。

1 基本理念

● 人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

● 自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

● 支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション⁵やソーシャルインクルージョン⁶の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ⁷を推進する地域社会の実現を目指します。

● 健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

● 協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

● 男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かちあいつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

5 ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

6 ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

7 ダイバーシティ(diversity& inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

第3章

子どもの現状

第3章 子どもの現状

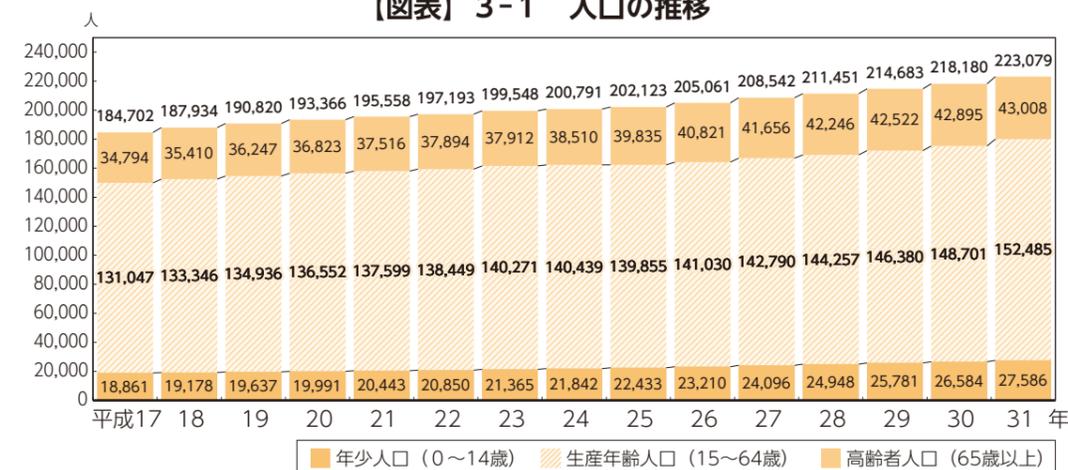
1 人口等の推移

(1) 人口の推移 着実な増加

文京区の人口は、平成11年に増加に転じ、その後は緩やかに増加し続けています。平成31年4月1日現在、住民基本台帳上の人口は、223,079人で、そのうち外国人住民は10,840人となっています。

平成31年4月1日現在の0～14歳の年少人口は、27,586人で、前計画の策定年度である平成26年4月1日現在の23,210人から4,376人増加しており、構成比の割合も徐々に高くなっています。

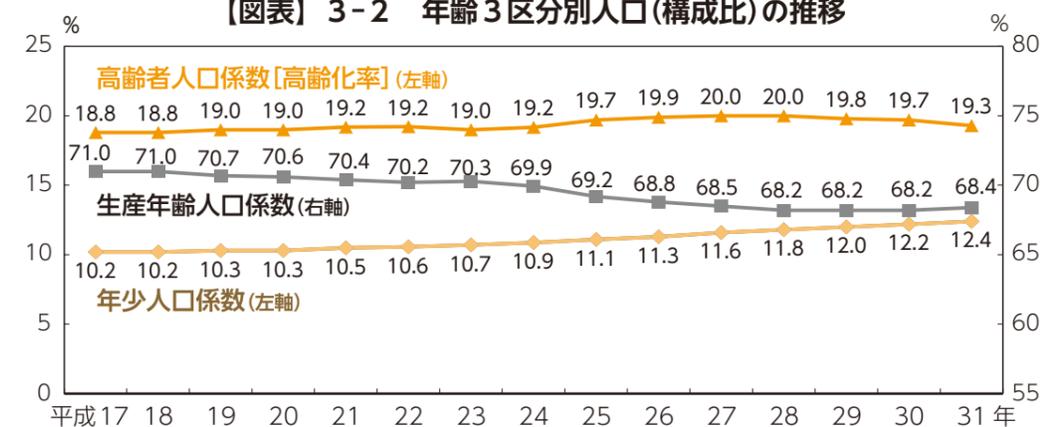
【図表】 3-1 人口の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録原票(各年4月1日現在)

※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日(平成24年7月9日)以降の数値に外国人住民を含む。

【図表】 3-2 年齢3区分別人口(構成比)の推移



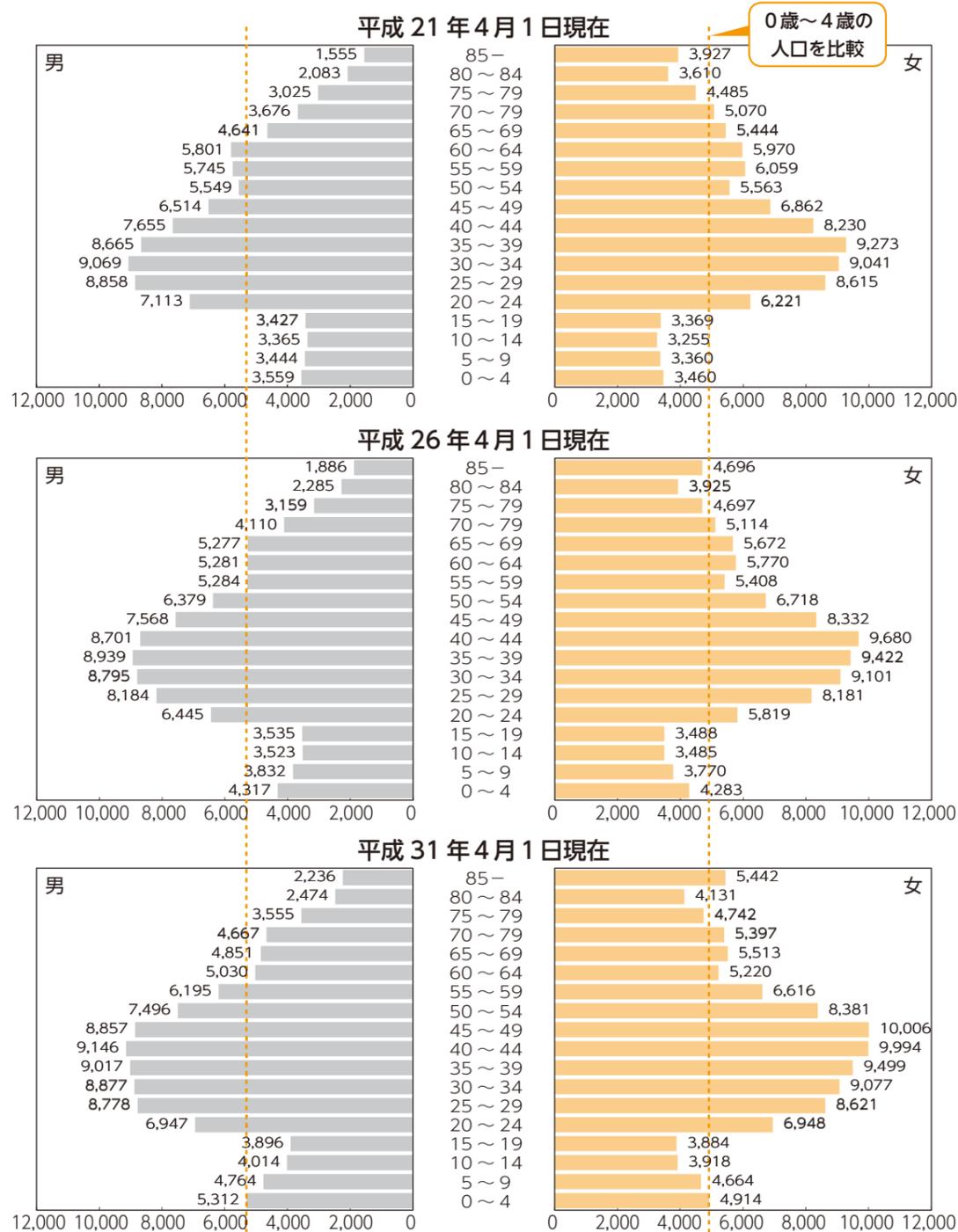
資料：住民基本台帳及び外国人登録原票(各年4月1日現在)

※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日(平成24年7月9日)以降の数値に外国人住民を含む。

(2) 男女別年齢5歳階級別の人口構成 顕著な年少人口の増加

平成21年、平成26年、平成31年の各4月1日現在の男女別年齢5歳階級別の人口構成を、人口ピラミッドに表したものが次の図です。0歳～4歳をはじめとする年少人口が増加していることがわかります。

【図表】 3-3 男女別年齢5歳階級別の人口構成

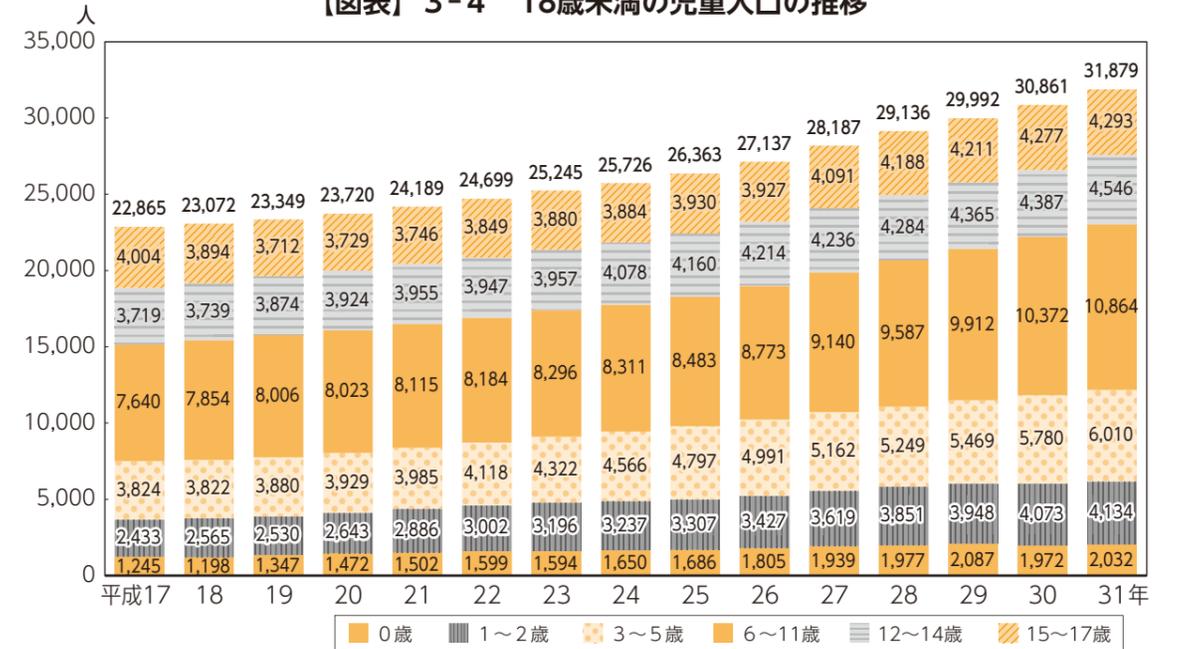


資料：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年4月1日現在）
※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

(3) 18歳未満の児童人口の推移 着実な増加

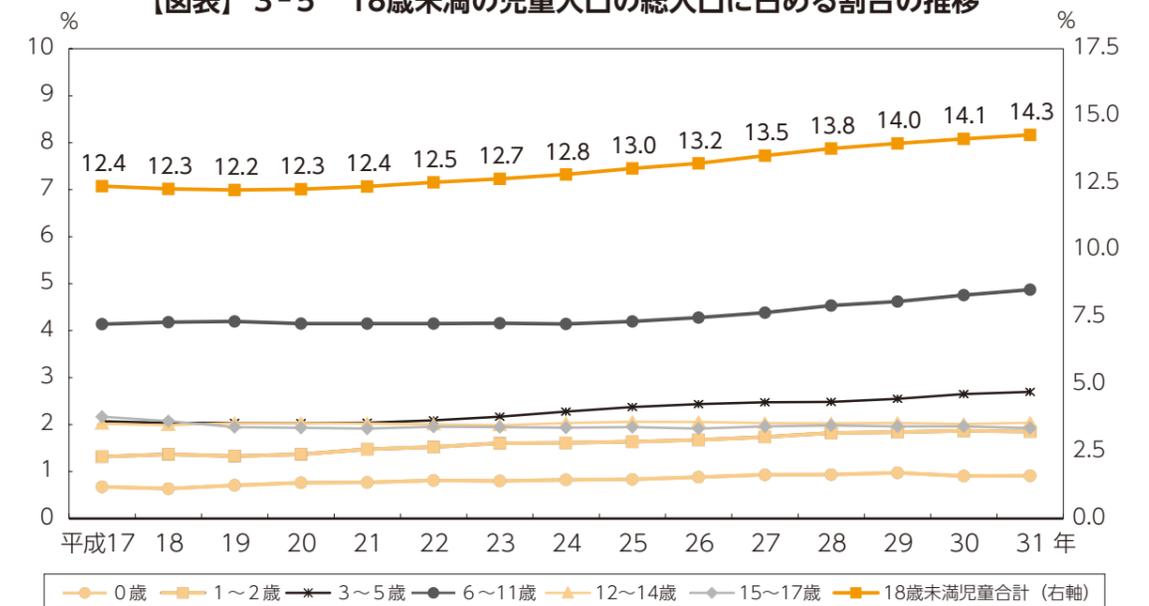
平成31年4月1日現在の18歳未満の児童人口は31,879人で、総人口に占める割合は14.3%となっています。平成26年に比べて、人数では4,742人増加し、総人口に占める割合も1.1ポイント増加しています。

【図表】 3-4 18歳未満の児童人口の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年4月1日現在）
※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

【図表】 3-5 18歳未満の児童人口の総人口に占める割合の推移



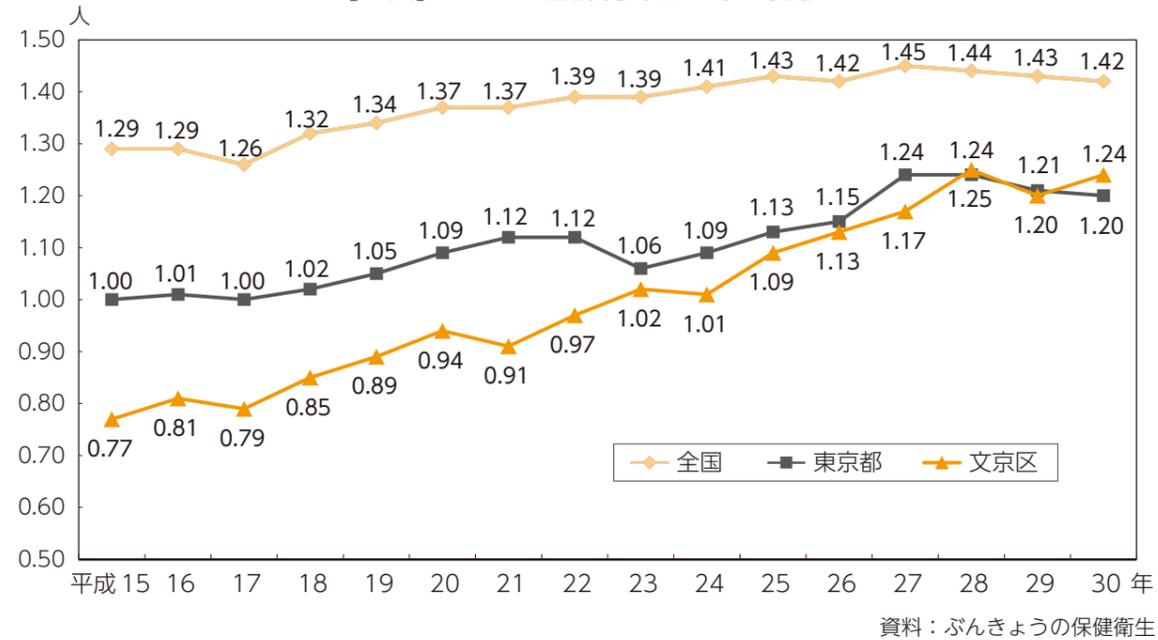
資料：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年4月1日現在）
※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

(4) 合計特殊出生率及び出生数の推移 右肩上がりの増加傾向

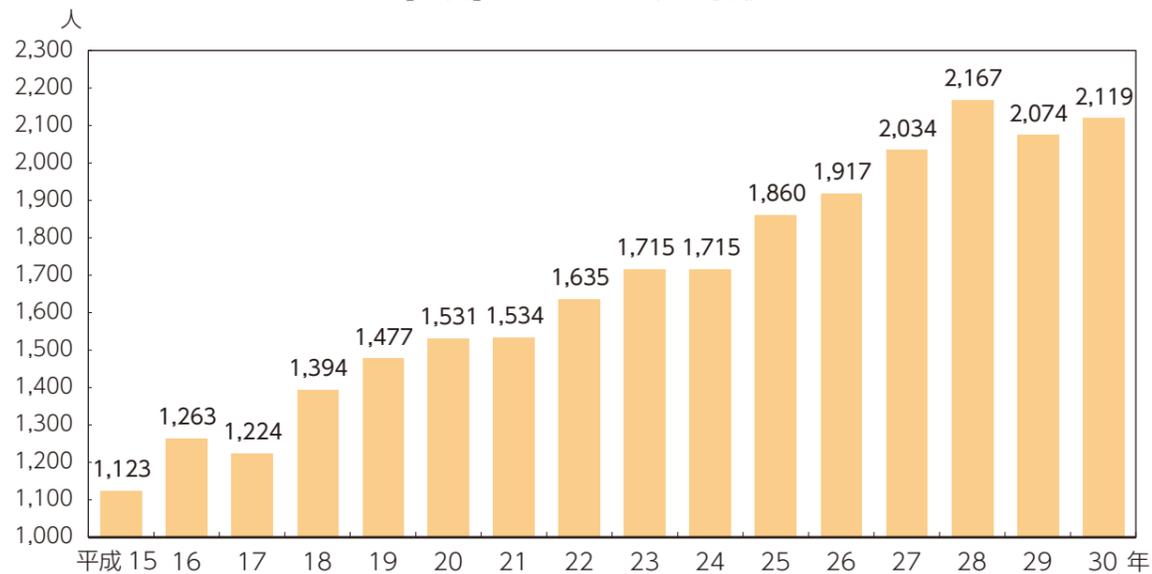
わが国の合計特殊出生率は、平成17年以降、回復傾向を示したものの、平成25年以降ほぼ横ばいに推移しており、平成30年は1.42となりました。文京区の合計特殊出生率は、全国と比較して低い数値で推移していますが、平成30年には東京都を上回り、1.24まで回復しています(図表3-6)。

出生数も増加傾向にあり、平成30年には2,119人となっています(図表3-7)。

【図表】3-6 合計特殊出生率の推移



【図表】3-7 出生数の推移



※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日(平成24年7月9日)以降の数値に外国人住民を含む。

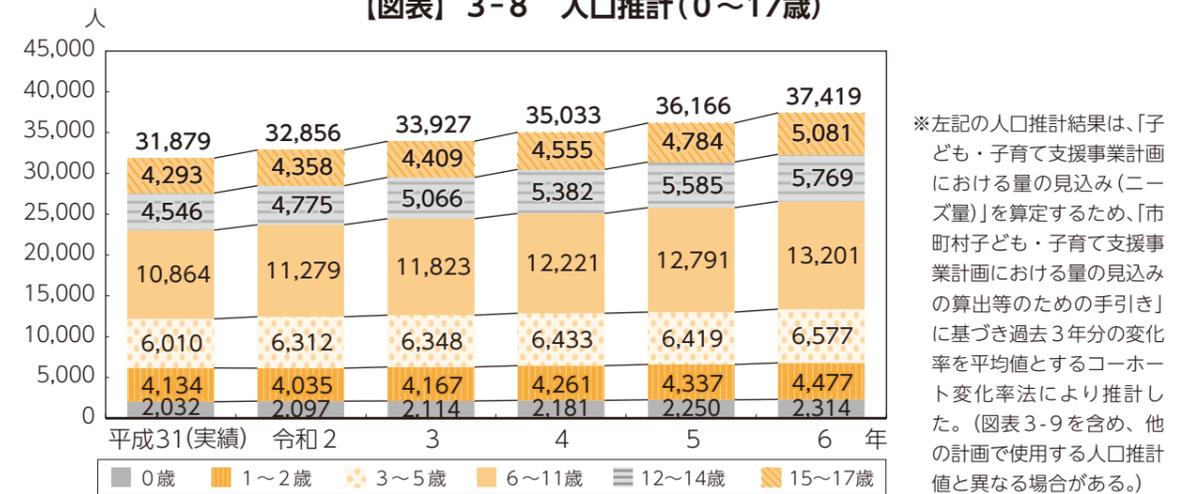
2 人口推計 引き続き増加の見通し

本計画の策定に当たり、計画期間である令和2年から6年までの人口推計を新たに行いました。それによると、令和6年には0歳から17歳までの人口は37,419人と、平成31年実績に比べて5,540人増加する結果となりました。また、0歳から5歳までの人口は、13,368人となり、平成31年実績と比べて1,192人増える結果となりました(図表3-8)。

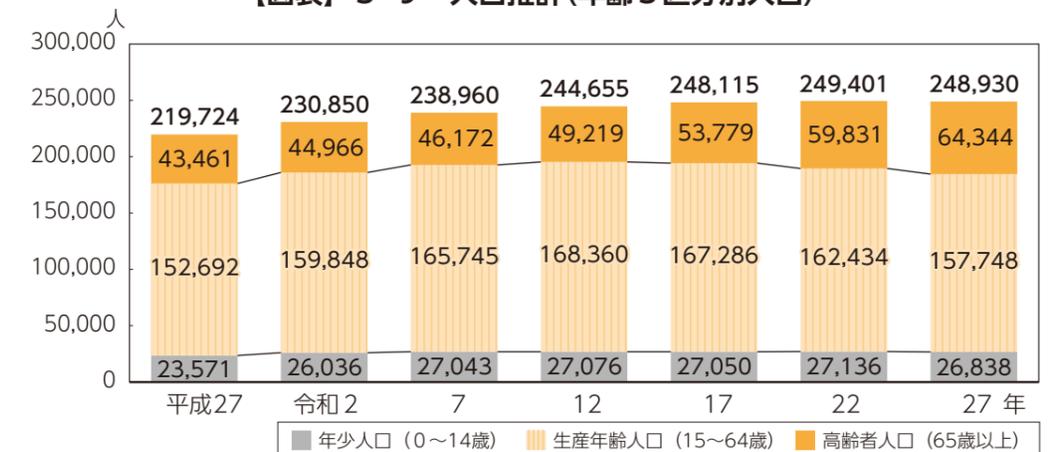
国立社会保障・人口問題研究所による令和27年までの人口推計(年齢3区分別人口)をみると、総人口は令和22年をピークに減少する結果になっており、老年人口(65歳以上の割合)が増加することが見込まれています(図表3-9)。

ただし、令和2年の年少人口(0歳から14歳まで)では、区の人口推計が上回っており、今後、注視していく必要があります。

【図表】3-8 人口推計(0~17歳)



【図表】3-9 人口推計(年齢3区分別人口)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」

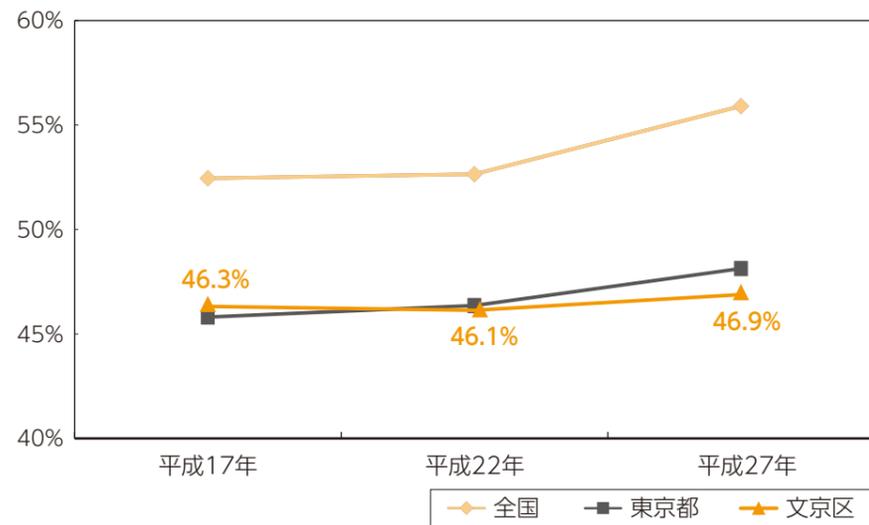
3 子どものいる女性の就業率と就業状況

(1) 子どものいる女性の就業率

5 割弱の就業率

平成17年、22年、27年の子どものいる女性の就業率を文京区、東京都、全国と比較したのが下記の図です。文京区はほぼ横ばいであり、大きな変化はみられませんが、全国と東京都が上昇していることから、次回の国勢調査に注視する必要があります。

【図表】 3-10 文京区、東京都、全国の子どものいる女性の就業率⁸

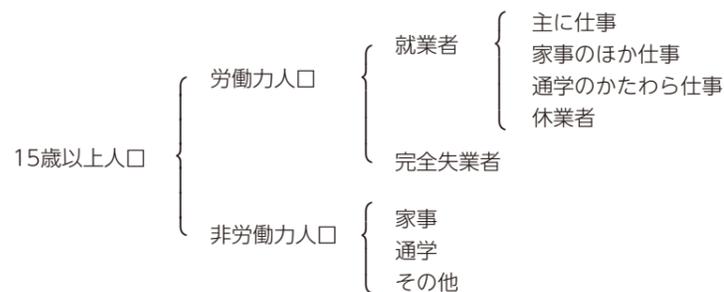


【夫婦のいる一般世帯】において、「子どもあり」の世帯数における「妻が就業者」の人数の割合を算出。

資料：平成17年、平成22年、平成27年国勢調査

8 就業率 15歳以上人口に占める就業者の割合のことで、次の式で定義される。

$$\text{就業率}(\%) = \frac{\text{就業者}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

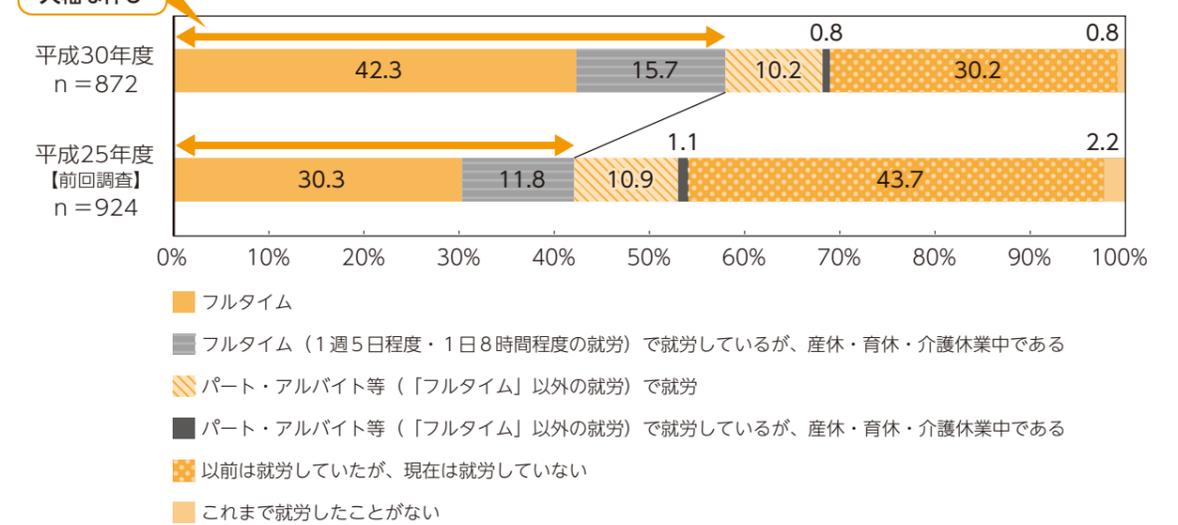


(2) 子どものいる女性の就労状況

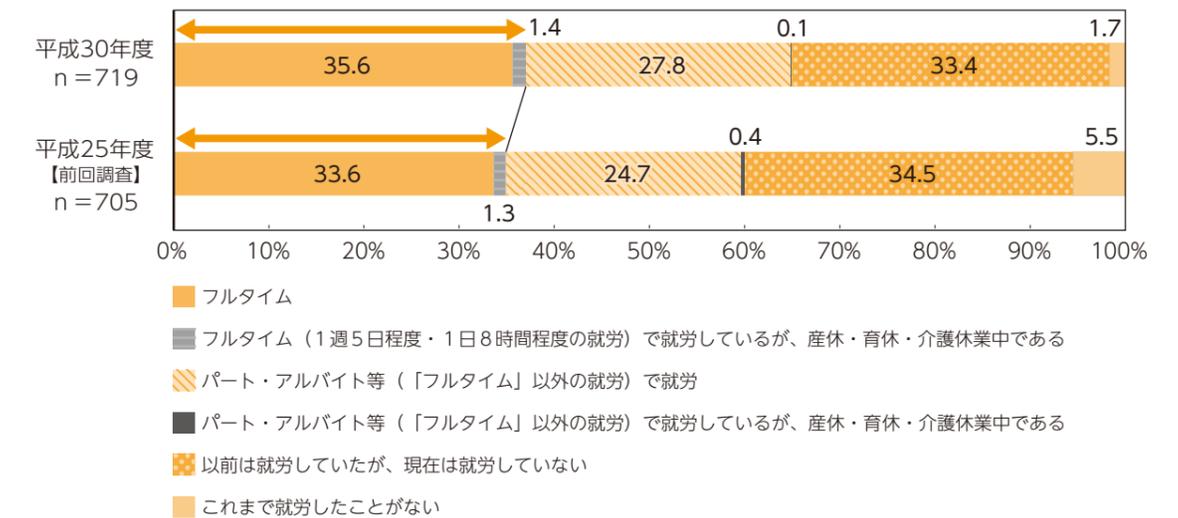
就学前児童保護者のフルタイム就労が増加

平成30年度に実施した「文京区子育て支援に関するニーズ調査」では、フルタイムで働く母親の割合が前回調査時(平成25年度)より大きくなっており、その傾向は就学前の子どもをもつ母親において顕著にみられます。子どもをもつ女性のライフスタイルの変化、あるいは世代間の考え方の違いなど、様々な要因が考えられるため、引き続き推移を見守りながら適切な子育て支援施策を実施していく必要があります。

フルタイムが大幅な伸び 【図表】 3-11 子どものいる女性の就労状況(就学前児童保護者)



【図表】 3-12 子どものいる女性の就労状況(小学生保護者)



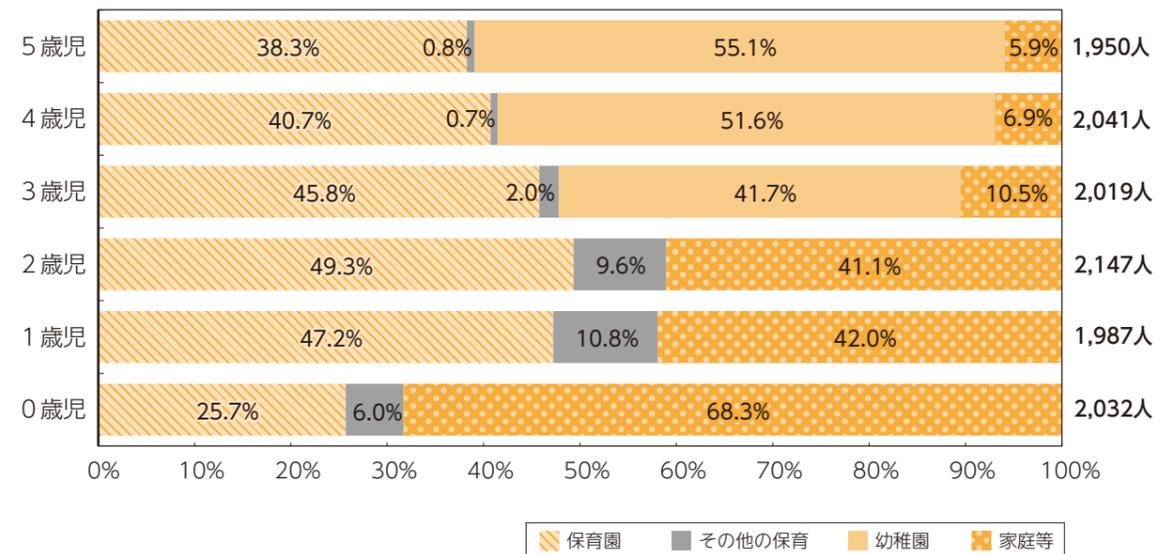
※図表中の「n」は、該当質問での回答者総数を表します。

4 子育て支援サービスの利用状況 年齢に応じた特徴

(1) 未就学児の保育の状況

未就学児童(0～5歳児)が、どのような保育の状況にあるかを年齢別に割合で示すと、0歳は「家庭等」が約7割で最も多くなっています。1歳児から2歳児では「保育園」が約5割、「家庭等」が約4割となり、3歳児以降は幼稚園に通う割合が増えていきます。

【図表】3-13 未就学児童の保育の状況



※0～5歳人口(外国人含む)、各保育施設等の在籍児童数は平成31年4月1日現在
 ※その他の保育とは、保育所型認定こども園、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、企業主導型保育事業、地方単独型保育施策、東京都認証保育所、家庭的保育事業(保育ママ)、事業所内保育事業の在籍児童数の合計

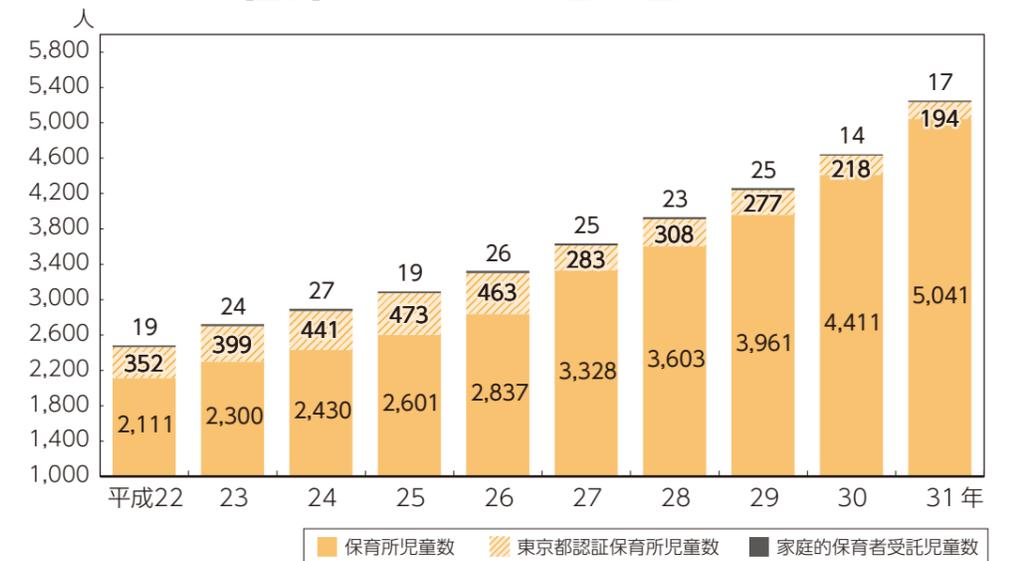
(2) 保育所等在籍児童数と待機児童数の推移

着実な認可保育所の整備

保育サービスについては、平成31年4月1日現在、認可保育所が93園(分園含む)、東京都認証保育所が3園あります。保育所の在籍児童数は増加し続けており、平成31年の保育所在籍児童数は平成22年の2倍を超える状況となっています(図表3-14)。

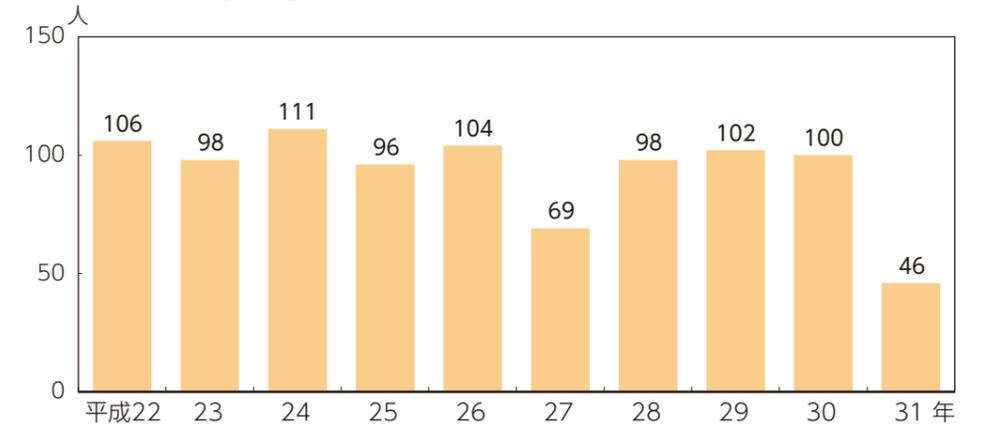
待機児童は近年、増減を繰り返してきましたが、平成31年には大きく減少し、46人となっています(図表3-15)。

【図表】3-14 保育所等在籍児童数の推移



(各年4月1日現在)

【図表】3-15 保育所等待機児童数の推移

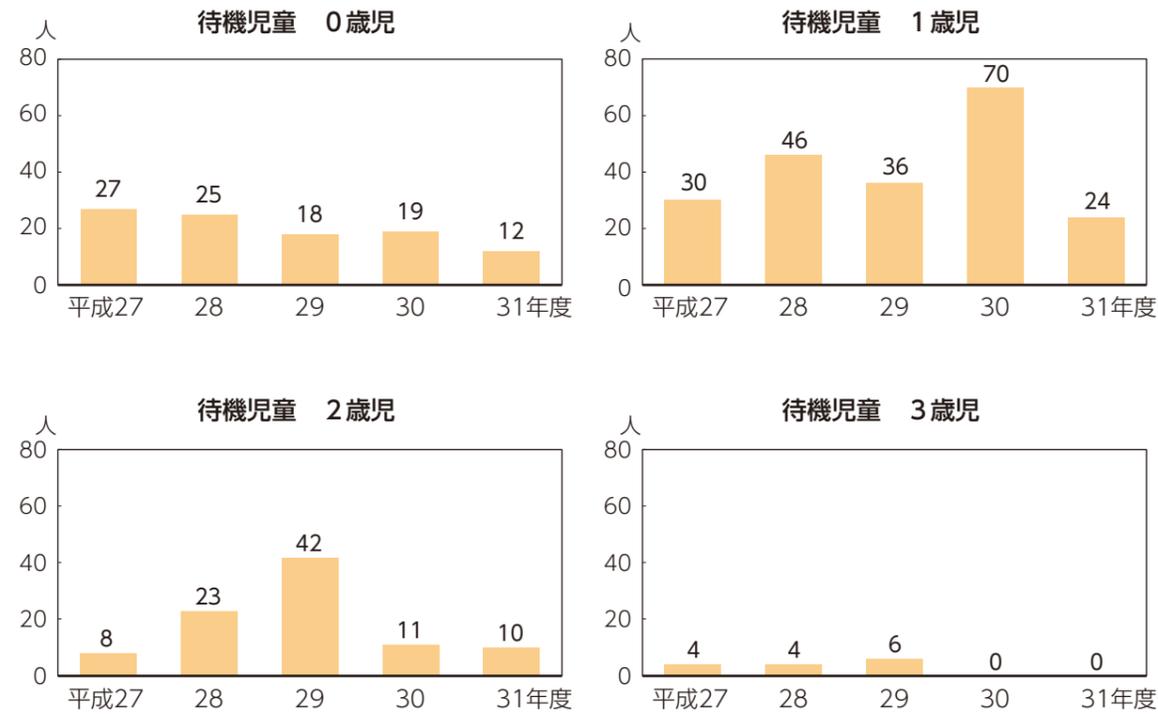


(各年4月1日現在)

注：平成29年度以前と平成30年以降では待機児童の定義*が異なる。
 ※資料：保育所等利用待機児童数調査について(平成29年3月31日付け雇児保発0331第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育所等利用待機児童調査要領」)

なお、【図表3-15】で示した保育園待機児童数の直近5年間の内訳は以下のよう
に推移しています。概ね1歳児の待機児童数が最も多くなっており、次いで0歳児、
2歳児、3歳児の順となっています。また、平成30年度以降は3歳児の待機児童数
は0人となっています。

【図表】3-16 保育所待機児童数の推移(年齢別)

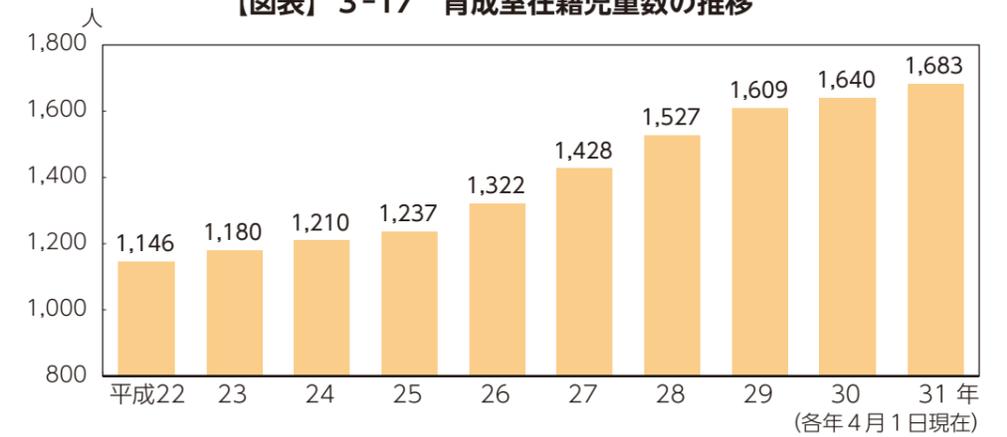


(3) 育成室在籍児童数の推移

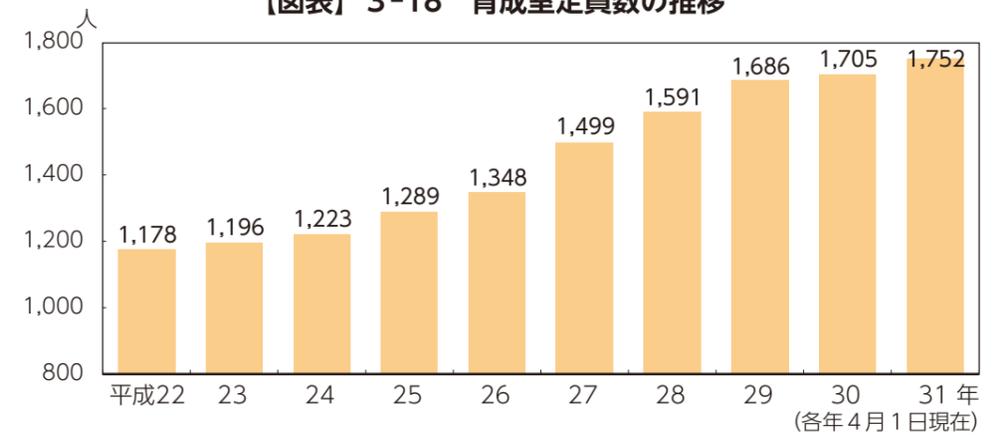
着実な育成室定員の確保

育成室は、平成31年4月現在38室となっています。育成室の在籍児童数も年々増
加の一途で、平成31年には1,683人となっています(図表3-17)。定員数も増やし
続けており、平成31年には1,752人となっています(図表3-18)。なお、育成室の
待機児童数は増減を繰り返しており、平成31年には18人となっています(図表3-
19)。

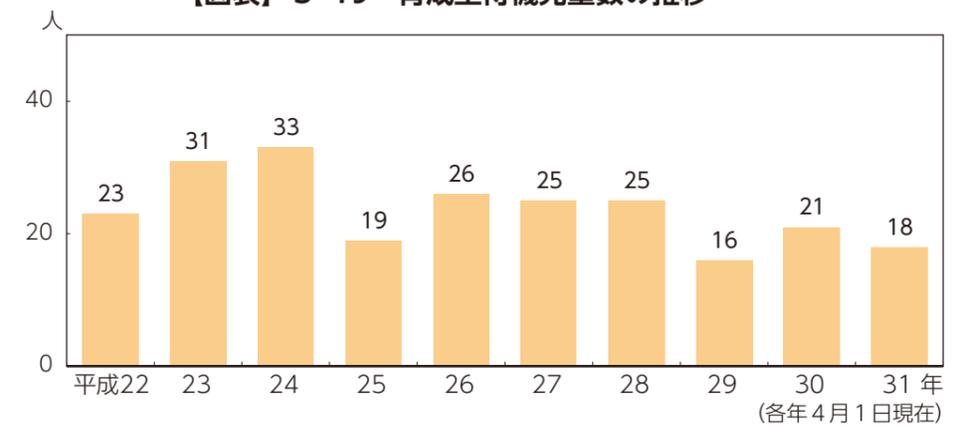
【図表】3-17 育成室在籍児童数の推移



【図表】3-18 育成室定員数の推移

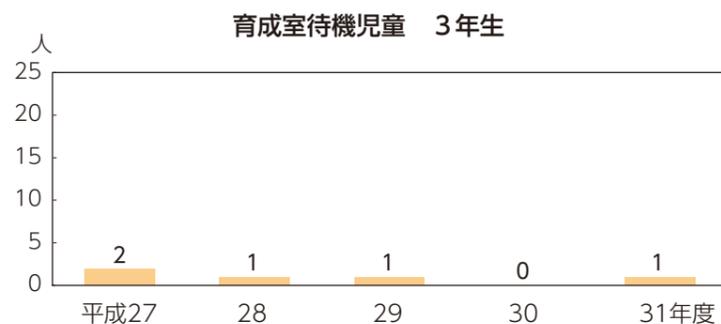
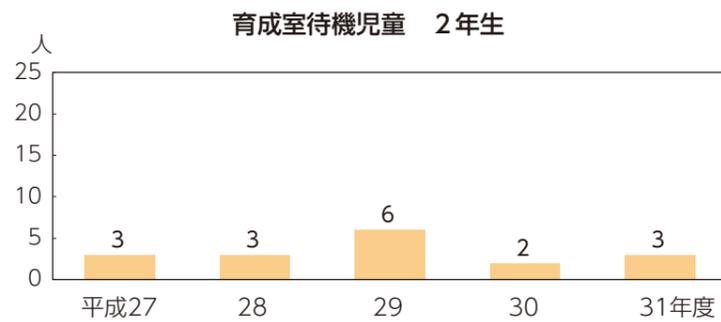
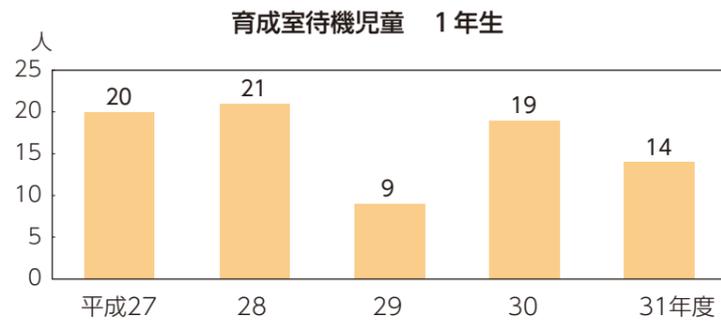


【図表】3-19 育成室待機児童数の推移



なお、【図表3-19】で示した育成室待機児童数の直近5年間の内訳は以下のよう
に推移しています。全ての年度において、1年生の待機児童数が大半を占めており、
次いで2年生、3年生の順となっています。

【図表】3-20 育成室待機児童数の推移(年齢別)



(4) 特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍数の推移

増加傾向

特別な支援を必要とする児童の在籍数は、区立保育園、区立幼稚園、育成室のい
ずれの施設においても増加傾向にあります。

【図表】3-21 特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍児童数の推移 (人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
区立保育園	23	28	33	43	40	45
区立幼稚園	56	71	62	56	61	75
育成室	72	65	72	81	88	90

(各年4月1日現在)

(5) 子ども家庭支援センター相談件数の推移

増加傾向

子ども家庭支援センターへの児童虐待相談は、平成26年度が4,282件であった
ものが、平成30年度には7,909件と増加傾向にあり、合計の相談件数も12,625件とな
っています。

【図表】3-22 子ども家庭支援センター相談件数 (件)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
児童虐待相談	4,282	6,142	7,233	6,435	7,909
その他の相談	3,165	3,526	3,588	3,690	4,716
合計	7,447	9,668	10,771	10,125	12,625

※相談員の行動回数(訪問、面接、電話等)の集計数

5 子育て支援に関するニーズ調査結果

本区では、子育て支援策をさらに進めていくために、子育て中の区民の方々にニーズ調査を実施しました(平成30年10月～11月実施。就学前児童の保護者1,600人、小学生の保護者1,400人、中学生の保護者650人、中学生本人650人、高校生世代本人650人の計4,950人に配布。有効回収率50.9%)。

その中で、区が実施する子育て支援や子育て環境への満足度、子育ての楽しさ、子育ての不安や悩み、定期的な教育・保育事業の利用希望等について実態を把握しました。

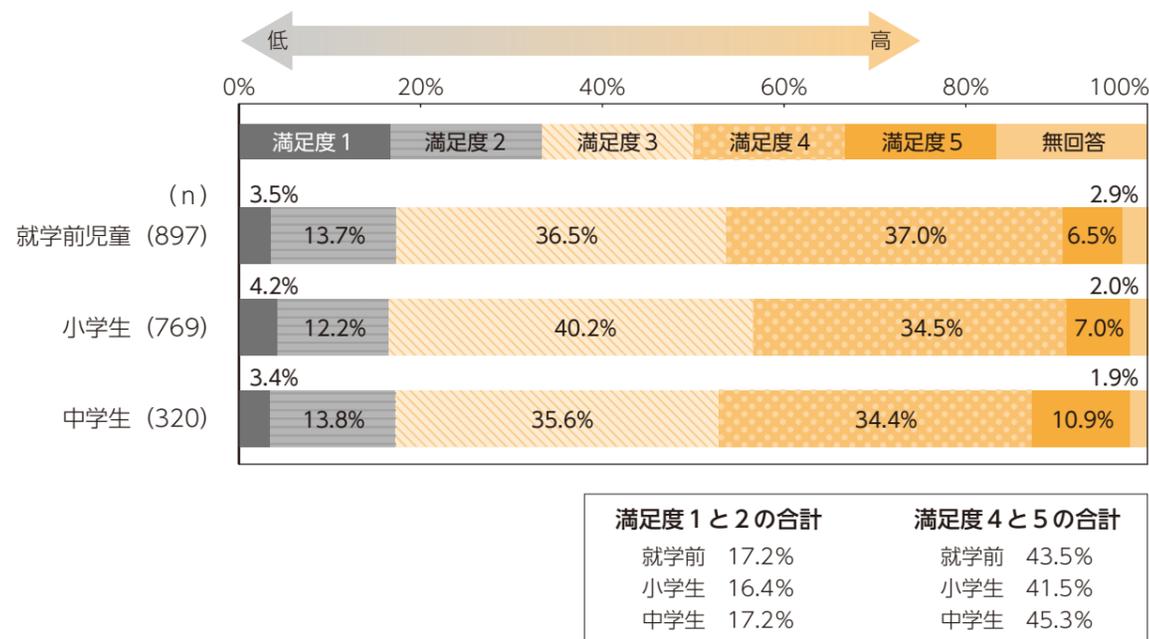
※図表中の「n」は、該当質問での回答者総数を表します。

(1) 子育て支援や環境への満足度について

4割を超える高い満足度(低い満足度は2割弱)

区の子育て支援や子育ての環境について、満足度を5段階評価で尋ねたところ、就学前児童の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者ともに満足度が高い「満足度4」「満足度5」が満足度の低い「満足度1」「満足度2」の割合を上回っています。

【図表】3-23 子育て支援や子育て環境への満足度(複数回答)



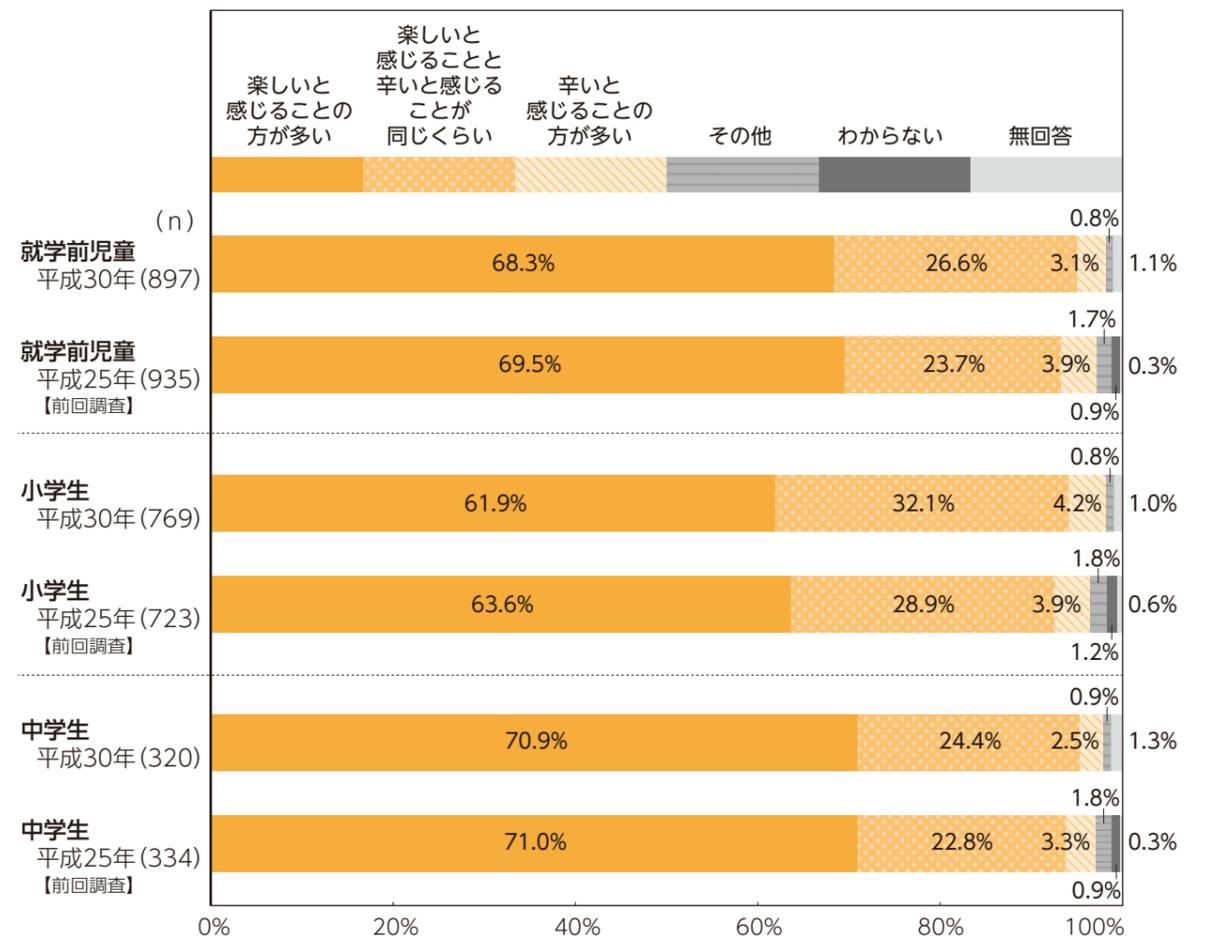
(2) 子育ての楽しさ

5%未満の辛さを感じる人たちの存在

子育ての楽しさ・辛さの感じ方について、「楽しいと感じることの方が多い」と回答したのは、就学前児童の保護者が68.3%、小学生の保護者が61.9%、中学生の保護者が70.9%となっており、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」は就学前児童の保護者が26.6%、小学生の保護者が32.1%、中学生の保護者が24.4%となっています。

その一方で、就学前児童の保護者の3.1%、小学生の保護者の4.2%、中学生の保護者の2.5%は「辛いと感じることの方が多い」と回答しており、その要因となる事実を把握して適切な子育て支援施策を実施することが課題と言えます。

【図表】3-24 子育ての楽しさ(単数回答)



(3) 子育ての不安や悩み 子どもの年齢とともに変化

「就学前児童の保護者」「小学生の保護者」「中学生の保護者」のそれぞれが抱える不安や悩みの上位5項目は以下の状況となっています。

就学前児童の保護者では、「自分の時間がとれず、自由がない」と「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」という悩みを過半数が抱えています。小学生の保護者と中学生の保護者では、過半数が「子どもの進路や進学のこと」について悩んでいることがうかがえます。

前回調査との比較では、「子育てに伴う経済的な負担が大きい」と感じる方が全体的に減少していますが、子どもの年齢が上がるほど高くなる傾向は変わりません。また、全ての区分において「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」と感じる方が増えています。全体的には、就学前児童の保護者と小学生の保護者において不安や悩みを抱えている方が前回調査より増えている傾向があります。

【図表】 3-25 子育ての不安や悩み(複数回答)

就学前児童の保護者

		平成30年度	平成25年度 【前回調査】	増減
1	自分の時間がとれず、自由がない	62.5%	53.8%	8.7
2	子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい	50.4%	39.6%	10.8
3	子どもの進路や進学のこと	40.7%	33.9%	6.8
4	子どもの健康、性格や癖などについて心配である	32.9%	25.7%	7.2
5	子育てに伴う経済的な負担が大きい	24.6%	28.9%	△4.3

小学生の保護者

		平成30年度	平成25年度 【前回調査】	増減
1	子どもの進路や進学のこと	64.9%	55.5%	9.4
2	自分の時間がとれず、自由がない	37.5%	31.1%	6.4
3	子どもの健康、性格や癖などについて心配である	36.5%	31.8%	4.7
4	子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい	36.4%	32.8%	3.6
5	子育てに伴う経済的な負担が大きい	33.8%	35.8%	△2.0

中学生の保護者

		平成30年度	平成25年度 【前回調査】	増減
1	子どもの進路や進学のこと	58.4%	63.5%	△5.1
2	子育てに伴う経済的な負担が大きい	39.4%	47.0%	△7.6
3	子どもの学習・授業の進捗のこと	31.9%	35.6%	△3.7
4	子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい	27.2%	14.4%	12.8
5	子どもの健康、性格や癖などについて心配である	26.6%	26.9%	△0.3

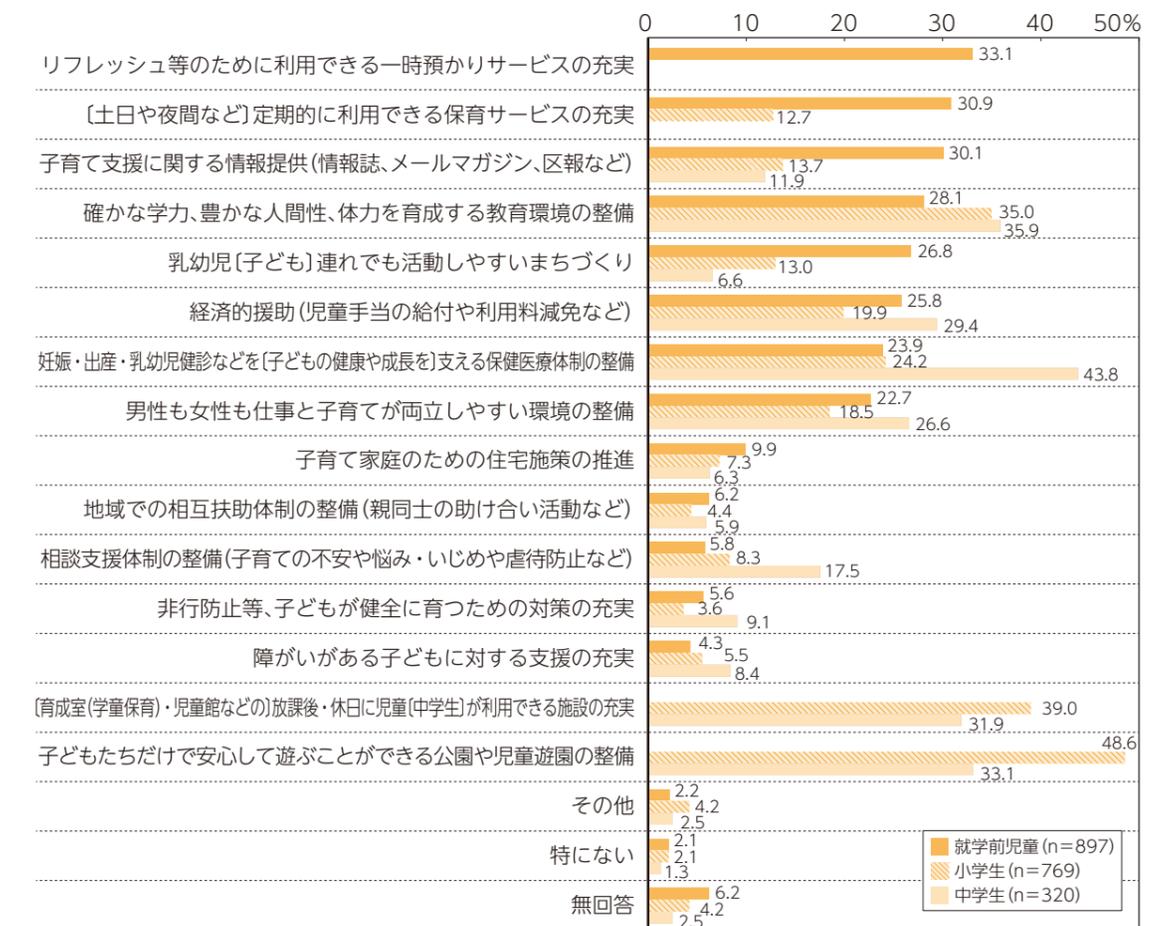
(4) 役立つ子育て支援の施設・サービス 子どもの成長にあわせた変化

就学前児童の保護者では「リフレッシュ等のために利用できる一時預かりサービスの充実」、「定期的に利用できる保育サービスの充実」、「子育て支援に関する情報提供」が3割を超えています。

小学生の保護者では「子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園の整備」が48.6%と最も多く、次いで「育成室(学童保育)・児童館などの放課後・休日に児童が利用できる施設の充実」が39.0%、「確かな学力、豊かな人間性、体力を育成する教育環境の整備」が35.0%の順となっています。

中学生の保護者では「子どもの健康や成長を支える保健医療体制の整備」が43.8%と最も多く、「確かな学力、豊かな人間性、体力を育成する教育環境の整備」が35.9%、「子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園の整備」33.1%の順となっています。

【図表】 3-26 役立つ子育て支援の施設・サービス(複数回答)



(5) 定期的な教育・保育の利用希望—子どもの年齢別

子どもの年齢が上がるにつれて明確化

定期的な教育・保育の利用希望調査結果の中から、「幼稚園」の利用希望と「保育園等」の利用希望の状況を子どもの年齢別にみると、「保育園等」全体は0歳が85.4%、1歳が77.9%、2歳が76.0%と7割を超え、年齢が低いほど希望する割合が多くなっています。

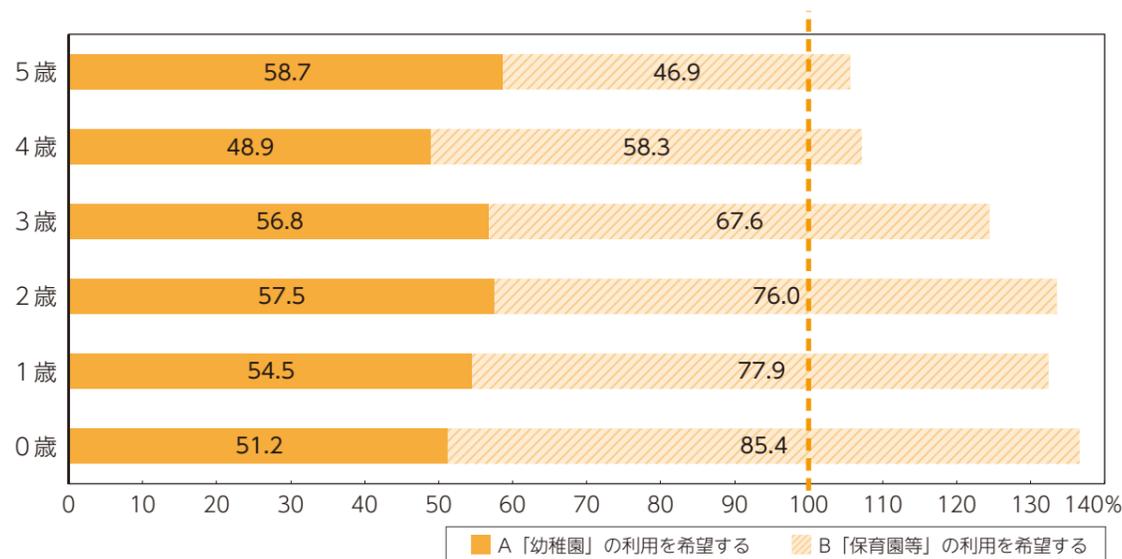
一方、「幼稚園」全体は4歳を除くすべての年齢で50%を超えています。

【図表】3-27 幼稚園・保育園等の利用希望—子どもの年齢別(複数回答) (%)

n=897	就学前 児童計	年齢【平成30年4月1日時点】					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
A「幼稚園」の利用を希望する	54.6	51.2	54.5	57.5	56.8	48.9	58.7
B「保育園等」の利用を希望する	69.1	85.4	77.9	76.0	67.6	58.3	46.9
A+B	123.7	136.6	132.4	133.5	124.4	107.2	105.6

この設問は複数回答としているため、幼稚園の利用を希望した人の割合と保育園等の利用を希望した人の割合を合算すると、いずれの年齢においても100%を上回る数値となっています。これは、幼稚園、保育園等の両方を希望している保護者が存在することをあらわしており、その割合は0歳児の保護者で最も多く、子どもの年齢が上がるにつれて徐々に減少していきます。

ニーズ調査を基礎に各種事業計画を策定する際には、このような保護者心理も踏まえておくことが重要となってきます。



(6) 小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所

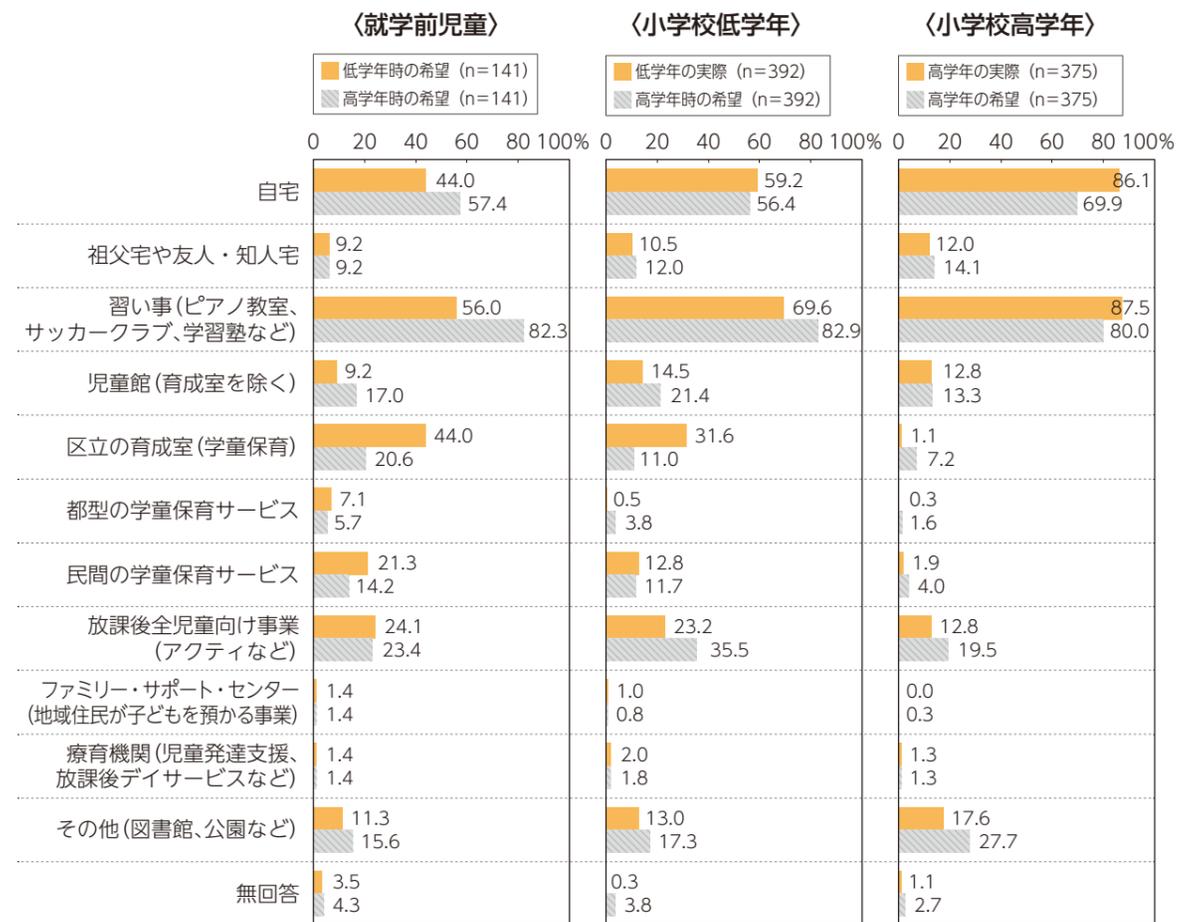
習い事と自宅が多い

就学前児童(来年度就学する児童)の保護者(将来の希望)では、低学年時、高学年時ともに「習い事」が最も多く、低学年時は56.0%、高学年時では82.3%となっています。低学年時は、次いで「自宅」「区立の育成室(学童保育)」がともに44.0%となっています。

小学校低学年の保護者(低学年の実際と高学年時の希望)では、ともに「習い事」が最も多く、次いで「自宅」となっています。低学年の実際は「区立の育成室(学童保育)」が31.6%に対し、高学年時の希望は「放課後全児童向け事業(アクティなど)」が35.5%となっています。

小学校高学年の保護者に高学年の実際と希望を尋ねたところ、実際は「習い事」が87.5%と最も多く、次いで「自宅」が86.1%となっています。希望は「習い事」が80.0%、「自宅」が69.9%となり、実際の数値の方が高くなっています。

【図表】3-28 小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所(複数回答)



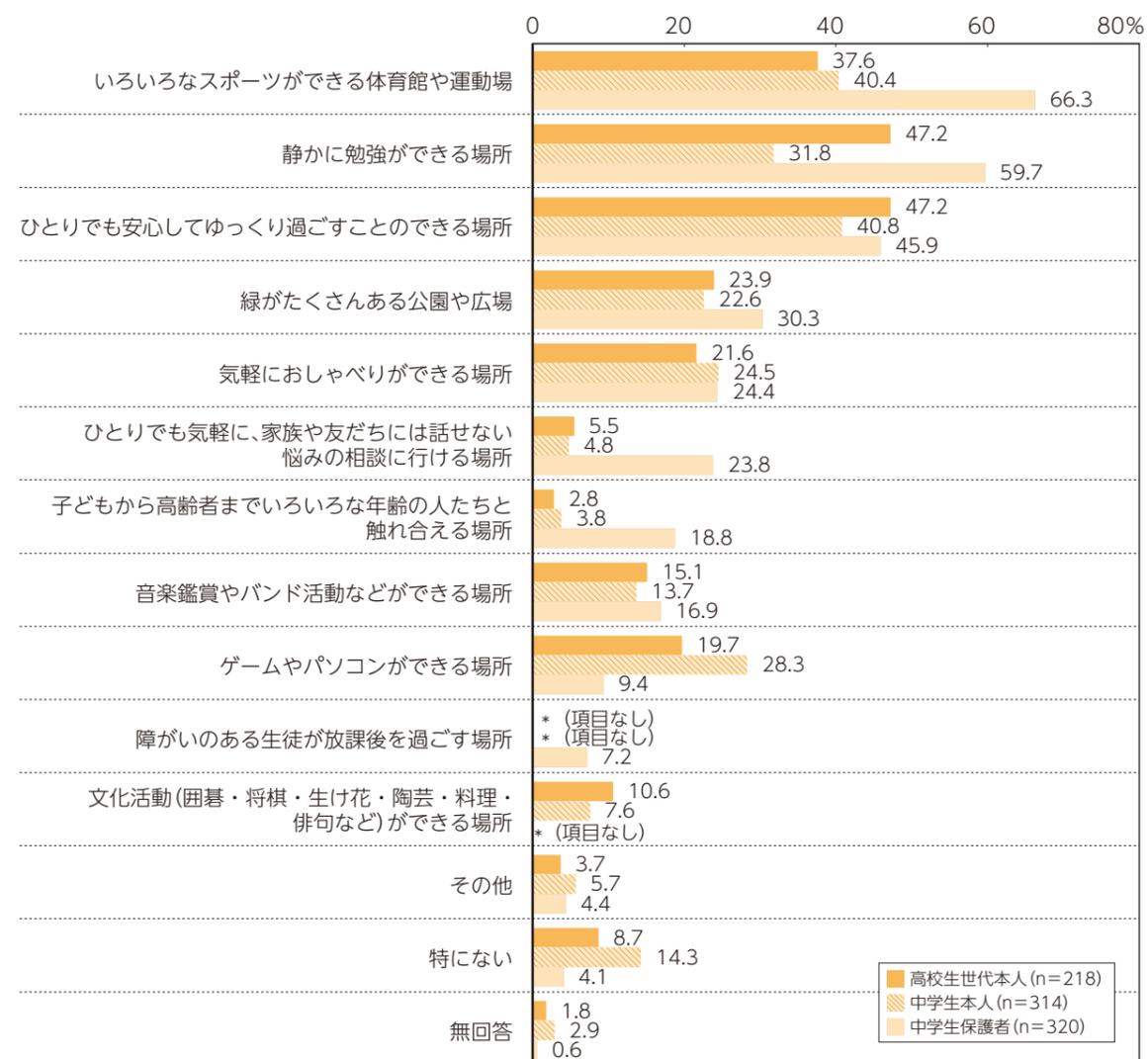
(7) 中学生と高校生が学校と家以外で放課後に過ごす場所として望んでいるもの 保護者と異なる傾向

中学生の40.8%、高校生の47.2%が「ひとりで安心してゆっくり過ごすことのできる場所」と回答しており、どちらの年代においても最も多い回答となりました。

中学生では「スポーツができる体育館や運動場」が40.4%、「静かに勉強できる場所」が31.8%と続いています。高校生になるとこの順番が逆転し、高校生の47.2%が「静かに勉強できる場所」と回答しており、最も多い回答の1つとなっています。

なお、中学生については、保護者の回答傾向と本人の回答傾向が異なる結果となりました。

【図表】 3-29 中学生保護者・中学生本人・高校生本人が学校と家以外で放課後に過ごす場所としてあればいいと思うもの(複数回答)

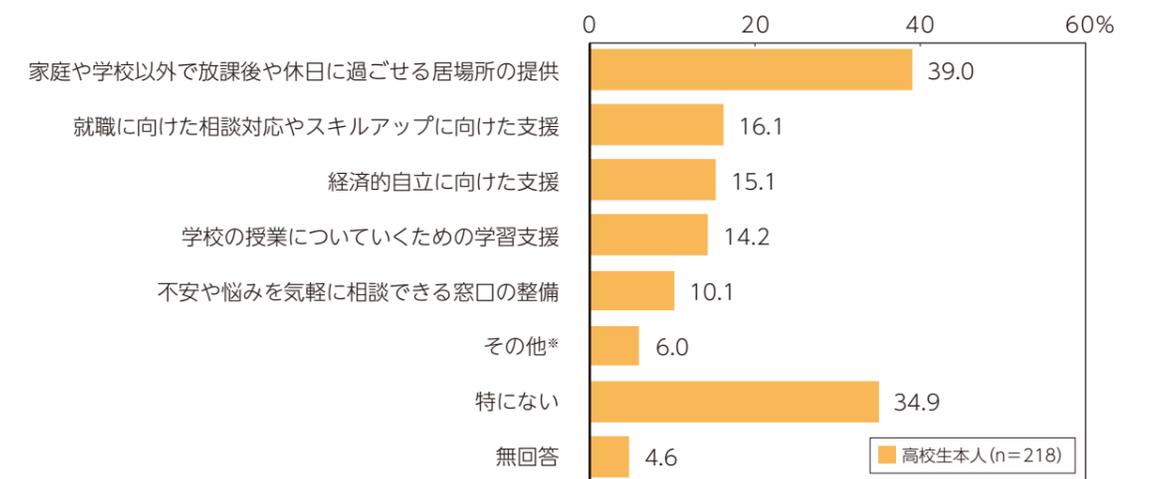


※二重調査において選択肢がない場合は(項目なし)と表示しています。

(8) 高校生が充実した生活を送れるようになるために必要な取組(支援)として望んでいるもの 望む支援は様々

高校生世代本人に、充実した生活を送れるようになるために必要な取り組みについて尋ねたところ、「家庭や学校以外で放課後や休日に過ごせる居場所の提供」が39.0%で最も多く、次いで「就職に向けた支援」が16.1%、「経済的自立に向けた支援」が15.1%、「学習支援」が14.2%という回答でした。

【図表】 3-30 充実した生活を送れるようになるために必要な取組(支援) 高校生本人(複数回答)



※その他：スポーツ施設、学習スペースの整備、医療費の無償化など

第4章

主要項目及び その方向性

第4章 主要項目及びその方向性

子どもの最善の利益を実現するためには、子どもが健やかに成長し、生きる力や豊かな心が育まれ、安心して育つことができる環境を整えるとともに、私たち一人ひとりが、子どもの権利を尊重していく必要があります。

このため、地域福祉保健計画の基本理念・基本目標(第2章参照)に基づき、子育て支援施策を推進するため、本計画期間(令和2年度～令和6年度)における「主要項目とその方向性」を次のとおり掲げ、取組を進めていきます。

1 子どもの健やかな成長の支援

妊娠・出産・子育て期は、身体的、精神的、社会的に大きな変化があり、負担がかかる時期です。心身の回復、子育ての不安や新たな家族環境への適応など、心のケアを含めた産前・産後ケアの充実を図り、妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目ない支援を継続していきます。

子どもの健やかな成長を図るため、乳幼児健康診査で発育・発達の状態を確認するとともに、発育・発達・栄養・生活環境などに応じた相談支援体制を整備し、必要に応じて発達支援や心理的援助等を行います。また、障害のある場合には、一人ひとりの障害の特性や成長段階に応じた適切なサービス等を提供できるよう取り組んでいきます。さらに、医療的なケアが必要な子どもについては、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関が連携し、必要なケアが受けられるよう、支援の充実を図っていきます。

- 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援
- 子どもの健康増進
- 子どもの発達に寄り添った支援

2 より良い子育てを支える取組

働き続ける女性が増え、共働き世帯が増加する一方で、男性の家事・育児に費やす時間が他の先進国と比較すると低水準にとどまる中、“ワンオペ育児”という言葉も生まれ、働き方の見直しが課題となっています。また、子育ての手助けができる人が身近にいないことも少なくありません。このような背景を踏まえつつ、人間形成の基礎となる大切な時期の子育てを支援する取組が必要です。

文京区では、年少人口増加等により、保育の必要性は引き続き高い状況にあるため、保育施設の整備を積極的に進めていくとともに、保育施設への指導を強化していきます。あわせて、育成室の整備、都型学童クラブの誘致、放課後全児童向け事業の充実など、ニーズに応じた放課後の安全な居場所を提供します。これらの取組により、年齢や様々なニーズに配慮しながら、子どもが安心して過ごせる環境を整備していきます。また、多様化する子育て世帯のニーズを的確に把握し、安定的な子育て支援サービスが提供できるよう、取り組んでいきます。

各家庭がより良い子育てを選択できるよう、子どもと家庭を支える取組を推進します。

- 保育所・幼稚園の充実
- 多様な保育ニーズへの対応
- 放課後の居場所づくり
- 子育て情報の提供
- 経済的負担の軽減
- 仕事と生活の調和に向けた取組

3 子どもの生きる力・豊かな心の育成

これからの社会を担う子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けることは、豊かな人間性を育む上で大切なことです。

このため、幼児教育や学校教育の充実をはじめ、幼児・児童・生徒が様々な体験や友だちとのかかわりの中で、触れ合う機会や居場所が持てるよう、子どもの視点で確保することに取り組んでいきます。

また、さまざまな体験を通して、生命を尊重する心や、自他を大切にすることを育んでいくことが必要です。

さらに、子どもたちの将来の社会生活を見据え、地域への愛着や望ましい勤労観、職業観を育む地域活動への参加や発達段階に応じたキャリア教育、環境に対する意識の高揚を図るための環境教育などを推進していきます。

- 多様な教育ニーズへの対応
- 教育環境等の整備
- 家庭と地域の教育力向上
- 青少年健全育成

4 安心して育ち、子育てできる支援体制づくり

子どもが安心して育つためには、子ども自身の権利が保障されることが不可欠です。予防的支援をさらに推進し、要保護・要支援家庭への適切な対応など、今後設置する「(仮称)文京区児童相談所」を中心とした、関係機関が有機的に連携した総合的な支援体制を構築し、児童虐待への対応と未然防止に努めていきます。

また、いじめや体罰を許さない環境を築くとともに、学校生活では、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する基本方針を掲げ、問題があった場合には、子どもや保護者に寄り添い支援していきます。さらに、義務教育中の不登校対応の充実を図り、義務教育終了後に、ひきこもらないように、関係部署が連携し継続的な支援をしていきます。

このほか、経済的困窮やひとり親家庭への支援など、子育て世帯が置かれた状況に応じて、関係部署が連携を深め、取り組んでいきます。

- 児童虐待防止対策の充実
- 児童相談所設置に向けた取組
- 組織横断的な相談体制の構築
- 子どもの貧困対策

5 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

家庭が子育ての第一義的責任を果たせるよう、子育てを社会全体で支えていくためには、地域、学校、事業者、行政などの連携を深めていく必要があります。

文京区では、子育て世帯の転入、出生数の増加傾向により年少人口が増えています。子育てが“孤育て”に陥らず、安心して子育てできるよう、身近な場所で地域とつながる機会を増やし、子どもや子どもと一緒に集える居場所、多世代交流の場がつくられるよう、担い手となる方たちの活動を支援していきます。

- 地域との協働や地域活動の支援
- 子育て仲間作りの支援

6 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

子ども自身や子ども連れの人、妊産婦をはじめ、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。共通の方針を掲げ、各事業者が主体的にバリアフリーを実現するとともに、交通事故から子どもたちを守るため、道路整備や総合的な自転車対策に、引き続き取り組んでいきます。

施設の中・外を問わず、子どもたちが安全に過ごせるよう、危険箇所を確認するとともに、区立公園と児童遊園の再整備、防犯カメラの設置も進めます。

さらに、災害や事故等に備えるためには、子どもたちが利用する施設における訓練や研修、備蓄等を計画的に進めていくことが大切です。子どもたちの発達段階に応じて安全指導を行うとともに、自助・共助の大切さ、家族や地域で災害リスクに備えた取るべき行動を考えるなど防災教育を推進していきます。

- 防災に関する取組
- 青少年のための地域環境の整備
- 安心して外出できる環境の整備
- 子どもの安全の確保
- 良好な居住環境の確保

第5章

計画の体系・ 計画事業

第5章 計画の体系・計画事業

1 計画の体系

第4章で掲げた6つの主要項目を体系の大項目としています。

大項目	小項目	計 画 事 業	
1 子どもの健やかな成長の支援	1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	1 妊娠・出産への支援 ★	保1.4.1
		2 母親学級・両親学級	
		3 乳児家庭全戸訪問事業 ★	保1.4.1
		4 産後ケア事業	
		5 乳幼児家庭支援保健事業	
		6 ぶんきょうハッピーベイビープロジェクト	
		7 男性不妊治療検査費助成事業	
		8 特定不妊治療費助成事業	
		9 特定不妊治療費融資あっせん・利子補給事業	
		10 平日準夜間小児初期救急診療事業	
	2 子どもの健康増進	1 乳幼児健康診査	保1.4.2
		2 発達健康診査	障4.1.2
		3 乳幼児期の歯と口の健康づくり	
		4 障害者・児歯科診療事業	
		5 栄養指導講習会	
		6 食育サポーター	保1.6.2
		7 シックハウス対策の普及啓発	
		8 障害児スポーツ事業	
		9 屋外スポーツ施設での「まると子育て応援事業」	
	3 子どもの発達に寄り添った支援	1 児童発達支援センターの運営	障4.2.1
		2 児童発達支援	障4.3.1
		3 放課後等デイサービス	障4.4.9
		4 医療型児童発達支援	障4.3.2
		5 居宅訪問型児童発達支援	障4.3.3
		6 医療的ケア児支援体制の構築	障4.2.3
		7 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	障4.2.4
		8 文京総合福祉センターにおける医療的ケア児の受入れ	
		9 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト	障4.5.9
		10 専門家アウトリーチ型支援	

【凡例】

1. 計画の体系

- 計画事業の [] は、計画目標を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- 他の分野別計画(6頁参照)で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
 「地」＝地域福祉保健の推進計画
 「障」＝障害者・児計画
 「保」＝保健医療計画
- 他の分野別計画と重複掲載している事業については、計画の策定期限の違いなどから、一部内容が変更されているものがあります。
- 子ども・子育て支援法第60条に規定する国の定める基本指針(平成26年内閣府告示第159号)において、年度ごとの事業量、ニーズ量の見込み等を定める事項に関連する事業(子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業)については、計画事業名の後に「★」を表示しています。

2. 計画事業

- 他の分野別計画で年度ごとの数値目標を掲げ進行管理を行う事業については、令和元年度時点では、当該計画が令和2年度までの計画となるため、本計画においても令和2年度までの数値目標のみ記載している場合があります。

大項目	小項目	計 画 事 業		
2 より良い子育てを支える取組	1 保育所・幼稚園の充実	1 文京区版幼児教育・保育カリキュラム	障4.3.5	
		2 区立保育園の運営		
		3 区立保育園障害児保育		
		4 区立保育園年未保育		
		5 認証保育所の運営補助		
		6 区立お茶の水女子大学こども園の運営		
		7 グループ保育室運営		
		8 私立認可保育所の開設を中心とした待機児童対策 ★		
		9 私立認可保育所等の質の向上		
		10 保育士等キャリアアップ事業		
		11 福祉サービス第三者評価制度の活用		
		12 区立幼稚園の認定こども園化 ★		
		13 区立幼稚園特別保育		障4.3.6
		14 区立幼稚園の預かり保育 ★		
		15 私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助		
		16 私立幼稚園運営事業補助		
		17 私立保育園運営補助		
		18 保育園延長保育 ★		
2 多様な保育ニーズへの対応	2 多様な保育ニーズへの対応	1 緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 ★	障1.1.8 障1.1.14 障1.1.16 障4.2.9	
		2 一時保育(キッズルーム) ★		
		3 病児・病後児保育 ★		
		4 子育て訪問支援券事業		
		5 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) ★		
		6 障害者・児の短期入所(ショートステイ)		
		7 障害者・児の日中短期入所事業		
		8 障害者・児の短期保護		
		9 医療的ケア児在宅レスパイト事業		
		10 障害者・児の緊急一時介護委託費助成		
3 放課後の居場所づくり	3 放課後の居場所づくり	1 育成室の整備及び運営 ★		
		2 育成室の障害児保育 ★		
		3 児童館の整備及び運営		
		4 放課後全児童向け事業		
		5 民間事業者誘致による都型学童クラブの整備 ★		

大項目	小項目	計 画 事 業
2 より良い子育てを支える取組	4 子育て情報の提供	1 情報誌「子育てガイド」の作成
		2 子育て応援メールマガジンの配信
		3 予防接種モバイルサービス「子育て応援ワクチンナビ」の運営
		4 子育て施策PRイベントの開催
		5 子育て世帯向けコールセンターの設置等
	5 経済的負担の軽減	1 入院助産
		2 子どもインフルエンザワクチン任意予防接種費用助成制度
		3 児童手当
		4 乳幼児及び義務教育就学児医療費助成
		5 保育所等利用多子世帯負担軽減事業
		6 認可外保育施設保育料助成
		7 私立幼稚園等保護者負担軽減
	6 仕事と生活の調和に向けた取組	1 男女平等参画推進事業
2 労働者・事業主への広報・啓発活動		

大項目	小項目	計 画 事 業	
3 子どもの生きる力・豊かな心の育成	1 多様な教育ニーズへの対応	1 確かな学力育成事業	
		2 いのちと心の教育の推進	
		3 生きる力実現・学校力パワーアップ事業	
		4 健康・体力増進事業	
		5 中学生職場体験	
	2 教育環境等の整備	1 部活動への支援	
		2 障害及び障害者・児に対する理解の促進	障5.2.1
		3 特別支援教育の充実	障4.4.2
		4 バリアフリーパートナー事業	障4.4.4
		5 日本語指導協力員派遣事業	
		6 学校運営連絡協議会・コミュニティスクール	
		7 学校施設等の計画的な改築・改修等	
		8 教育情報ネットワーク環境整備	
	3 家庭と地域の教育力向上	1 学校支援地域本部事業	
		2 家庭のふれあいの推進	
		3 ブックスタート事業	
		4 消費生活出前講座(子ども向け)	
		5 消費生活研修会(幼児向け・子ども向け)	
		6 子ども向け文化・学習事業の充実	
		7 親子スポーツ教室	
8 小中学生スポーツ教室			
9 【文京ecoカレッジ】親子環境教室			
10 親子生きもの調査			
11 環境教育の推進			
12 家庭教育支援の推進			
13 P T A活動との連携強化、活動支援			
14 アカデミア講座等での保育室設置			
4 青少年健全育成	1 文京区青少年育成プラン等の推進		
	2 中高生の居場所の確保(b-lab(文京区青少年プラザ))		
	3 ボランティア・市民活動への支援	地1.1.3	
	4 青少年健全育成会への支援・連携		
	5 青少年の社会参加推進事業補助		

大項目	小項目	計 画 事 業	
4 安心して育ち、子育てができる支援体制づくり	1 児童虐待防止対策の充実	1 児童虐待防止ネットワークの充実 ★	
		2 児童虐待防止対策事業 ★	
		3 育児支援ヘルパー事業 ★	
	2 児童相談所設置に向けた取組	1 児童相談所の設置準備	
		2 児童相談所の施設整備	
	3 組織横断的な相談体制の構築	1 児童を対象とした相談窓口の運営	
		2 子ども家庭支援センター事業	
		3 子ども養育専門法律相談事業	
		4 障害児相談支援	障4.2.8
		5 就学前相談体制の充実	障4.3.7
		6 総合相談室の充実	
		7 不登校への対応力強化	
		8 ひきこもり等の自立支援	
		9 民生委員・児童委員、主任児童委員による相談援助活動	
		10 保育園子育て相談	
		11 幼稚園子育て相談	
	4 子どもの貧困対策	1 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援	地3.2.1
		2 入学支度資金融資あっせん	
		3 奨学資金給付金制度	
		4 就学援助	
5 塾代等助成事業			
6 学校給食補助			
7 子ども宅食プロジェクト事業			
8 子育て支援事業利用者負担軽減補助			
9 福祉手当の支給			
10 特別児童扶養手当の支給			
11 児童育成手当(障害手当)の支給			
12 児童扶養手当の支給			
13 児童育成手当(育成手当)の支給			
14 ひとり親家庭等医療費助成			
15 母子・父子自立支援員			
16 母子家庭自立支援事業			
17 母子生活支援施設			
18 母子・女性緊急一時保護事業			
19 母子及び父子福祉資金			

大項目	小項目	計 画 事 業	
5 地域社会全体で子どもを育む体制の構築	1 地域との協働や地域活動の支援	1 文京区子育てサポーター認定制度	
		2 ファミリー・サポート・センター事業 ★	
		3 小地域福祉活動の推進	地1.1.1
		4 ふれあいいいきサロン事業	地1.1.6
		5 医療機関等による子育て関連事業への協力	
		6 大学の子育て関連事業への協力	
	2 子育て仲間作りの支援	1 保健サービスセンターの子育てグループ等支援	
		2 区立保育園の子育てステーション	
		3 地域団体による地域子育て支援拠点事業 ★	
		4 子育てひろば事業 ★	
		5 子ども食堂等支援事業	
		6 児童館の乳幼児プログラム	
		7 児童館の幼児クラブ	
		8 区立幼稚園施設開放	

大項目	小項目	計 画 事 業	
6 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備	1 防災に関する取組	1 防災教室の実施	
		2 子育て支援施設への災害用備蓄物資の配備	
	2 青少年のための地域環境の整備	1 非行防止・更生保護の推進	
		2 環境浄化推進運動	
	3 安心して外出できる環境の整備	1 バリアフリーの道づくり	地2.1.1
		2 コミュニティ道路整備	
		3 公園再整備事業	
		4 共同住宅等のバリアフリーの推進	
		5 文京区バリアフリー基本構想の推進	
		6 安全・安心なまちづくり	
		7 安全・安心な公園づくり	
		8 コミュニティバス運行	
	4 子どもの安全の確保	1 犯罪の被害防止対策の推進	
		2 安全・安心な学校づくり	
		3 交通安全教育の実施	
	5 良好な居住環境の確保	1 区立住宅の運営	
		2 居住支援の推進	
		3 市街地再開発における住宅供給	

2 計画事業

1 子どもの健やかな成長の支援

1-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援

1-1-1 妊娠・出産への支援 ★

事業概要	妊娠届の提出により、母子健康手帳とともに、妊婦健康診査と妊婦歯周疾患検診の受診票を配布する。健診は、年間を通じて各医療機関で実施する。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	◆妊婦健康診査受診者数 26,441人 ・一般健康診査受診票交付 14枚/人 ・超音波検査受診票交付 3枚/人 ・子宮頸がん検診受診票交付1枚/人 ◆妊婦歯周疾患検診受診者数 911人 ◆母子健康手帳交付時面接(ネウボラ面接)件数 2,154件		妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成する。また、妊婦歯周疾患検診を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図る。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
	○				

1-1-2 母親学級・両親学級

事業概要	妊婦及びその配偶者等を対象に、出産・育児について学ぶ機会を提供するとともに、仲間づくりを行い、親となる準備を支援する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
	○				

1-1-3 乳児家庭全戸訪問事業 ★

事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、悩みや不安を聴き、適切なサービスに結び付ける。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	子どもが生まれた家庭のうち91%に対し、保健師・助産師が訪問を行った。		対象家庭に対し、保健師・助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行う。支援が必要な家庭に対しては、保健師による相談を継続し、関係機関と連携して適切な支援を行う。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
		○			

1-1-4 産後ケア事業

事業概要	「文京区版ネウボラ事業」の一環として、出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができる体制をつくる。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
		○			

1-1-5 乳幼児家庭支援保健事業

事業概要	乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査における虐待予防スクリーニングの実施により、子育て困難家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を行い、虐待を予防する。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	4か月児健康診査受診者に対し支援検討を行い、支援を要すると判断した方に対し、保健サービスセンター事業や保健師による支援、必要に応じた関係機関との連携による支援を行った。 ◆相談実施回数 172回		育児不安や育児ストレスを抱え、支援が必要な養育者に対し、個別相談やグループ支援を継続的に行い、虐待の発生を予防する。講演会等で広く乳幼児の発達や育児に関する知識を啓発することで、養育者の不安や心配の解消を図る。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
		○	○		

1-1-6 ぶんきょうハッピーベビープロジェクト

事業概要	子どもを望むすべての区民が安心して子どもを産み、育てられるよう、区民自らの主体的な健康維持・増進に向けた取組を支援するとともに、妊娠出産等に関する正確な情報を提供していく。 このため、予防医療コンサルタントや医師、民間事業者等を構成員とする「ぶんきょうハッピーベビー応援団」を設置し、妊娠・出産等に関する啓発冊子の作成及び配布等、情報提供をしていくことで、妊娠から出産まで切れ目ない支援を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
	○				

1-1-7 男性不妊治療検査費助成事業

事業概要	不妊検査を希望する男性区民(妻が40歳以上43歳未満)で、保険診療外の精液検査及び内分泌検査を受けた方を対象に、検査費の一部を助成する。助成は1回に限り、自己負担額又は上限額1万円のいずれか低い額を助成する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
	○				

1-1-8 特定不妊治療費助成事業

事業概要	特定不妊治療(体外受精または顕微授精)を行い、東京都特定不妊治療費助成を受けた夫婦で、申請時に文京区に住民登録をしている方を対象に治療費の一部を助成する。助成額は、特定不妊治療費に対して、東京都特定不妊治療費助成額を除いた額のうち1年度あたり10万円を上限として助成する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○				

1-1-9 特定不妊治療費融資あっせん・利子補給事業

事業概要	文京区在住の夫婦で、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受ける方に対し、治療費の融資あっせん・利子補給を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○				

1-1-10 平日準夜間小児初期救急診療事業

事業概要	地域における小児医療体制の充実を図るため、平日準夜間(午後8時～午後11時)の小児初期救急診療事業として、都立大塚病院に豊島区と共同で「豊島文京(平日準夜間)こども救急」を設置する。 ※対象は、15歳以下の中学生まで。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

1-2 子どもの健康増進

1-2-1 乳幼児健康診査

事業概要	4か月から3歳までの乳幼児を対象に、発育・発達状態の健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、育児に必要な保健指導を実施する。				
計画目標	実績(平成30年度)			計画内容	
	◆4か月児健康診査 受診率 97.4% ◆1歳6か月児健康診査(歯科) 受診率 96.2% ◆3歳児健康診査 受診率 98.8%			健康診査により、疾病を早期に発見し、適切な治療や養育につなげる。子育てのストレスや育児不安を持つ等子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援を行う。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

1-2-2 発達健康診査

事業概要	運動発達の遅れや精神発達の偏りが疑われる乳幼児について、専門医による診察・相談を行い、子どもの発達の問題を早期発見するとともに、関係機関と連携し、適切な療育につなげる。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

1-2-3 乳幼児期の歯と口の健康づくり

事業概要	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、歯科保健相談において歯科健診、保健指導を実施する。希望者には、歯科医師の指示の下、フッ化物歯面塗布を行い、むし歯予防対策を実施する。 また、4か月児健康診査、育児グループ等でも、歯が生えていない時期から各月齢に応じた歯と口腔の健康づくりを啓発し、口腔機能の健やかな成長の支援を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

1-2-4 障害者・児歯科診療事業

事業概要	障害者・児等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者・児等に歯科診療の機会を提供する。また、高次医療機関や地域のかかりつけ医へも繋げていく。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

1-2-5 栄養指導講習会

事業概要	母子の健康管理の観点に基づき、バランスのとれた食事、妊娠特に注意したい食品・栄養素についての知識や、出産後の家族の食生活も視野に入れた技術を伝達するための講習会を実施する。 また、離乳期から幼児期までの子どもの発達に合わせた適切な食事作りを家庭で実践できるよう支援するため、講習会等を開催する。					
	対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○		

1-2-6 食育サポーター

事業概要	区とともに食育を推進していく食育サポーターを育成するため、講習会等を実施する。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	小学3～4年生を対象とした講習会を実施した。 ◆子ども野菜塾のべ参加者数 46人		食の面から健康になれるよう、食育を推進していく食育サポーターを育成するため、講習会等を実施する。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	

1-2-7 シックハウス対策の普及啓発

事業概要	室内環境に起因するアレルギーの発生抑制やシックハウス症候群の未然の発生防止に努め、区民の健康的な居住環境を確保することを目的として、パンフレットやホームページ、講習会等を通じて広報活動を行い、区民に正しい知識の普及を図る。 また、健康的な居住環境を確保するため、相談を受けるとともに、状況と希望によって家庭の室内環境調査を実施し、助言・指導を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

1-2-8 障害児スポーツ事業

事業概要	水泳教室等の障害児向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝える。また、スポーツ施設改修時には、積極的にバリアフリー化を推進する等、利用者の誰もが安全快適に利用できる施設環境を整備する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

1-2-9 屋外スポーツ施設での「まると子育て応援事業」

事業概要	子どもが外で自由に遊ぶ場所が不足している現状をふまえ、屋外スポーツ施設(六義公園運動場及び後楽公園少年野球場)を活用し、未就学児を対象とした外遊びの機会を提供する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

1-3 子どもの発達に寄り添った支援

1-3-1 児童発達支援センターの運営

事業概要	教育センター内の児童発達支援センターにおいて、発達面や行動面に関する支援を必要とする子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、障害児通所支援を利用する児童の障害児支援利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行う。また、地域の障害児やその家族への相談支援、障害児が通う保育園・幼稚園等への援助・助言などの地域支援を行う。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	◆児童発達支援 年間延べ在籍者数：78人 ◆放課後等デイサービス 年間延べ在籍者数：124人 ◆障害児相談支援 年間障害児支援利用計画作成数：490件		医療的ケア児の受け入れや、支援の必要性が高い子どもの利用等を踏まえた専門職員の配置及び職員の資質向上による提供体制の充実を図るとともに、障害児相談支援は、増加傾向にある利用計画及びモニタリングに対応できる体制整備を検討する。また、総合相談室で行っている機能訓練・グループ指導の法内化による児童発達支援センターの拡充を検討する。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

1-3-2 児童発達支援

事業概要	児童福祉法に基づき、未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作等の習得、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図るために個に応じた適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。					
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容			
	◆実利用者数 188人 ◆延利用日数 14,954日		児童発達支援センター等において、障害児に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。			
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実利用者数	242人				
	延利用日数	11,965日				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
		○	○		※	

1-3-3 放課後等デイサービス

事業概要	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練等を行うことで、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所とする。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	◆実利用者数	340人	利用希望者の増加は、今後も見込まれるため、利用者のニーズの把握や事業所との連携により、サービス利用に関する支援を行っていく。また、区の指導検査などで事業所が適切に運営されているかを確認し、個々利用者の状況に応じた適切な支援が行われるよう、事業所と連携を図っていく。		
	◆延利用日数	29,016日			
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数	413人				
延利用日数	49,560日				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

1-3-4 医療型児童発達支援

事業概要	児童福祉法に基づき、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援を要する児童に対し、児童発達支援及び治療を行う。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	都立の医療機関のみで通所訓練を実施している。		医療的な支援が必要な障害児に対して、児童発達支援及び治療を行うことで、障害児の心身の発達を促進する。		
	◆実利用者数	3名			
	◆延利用日数	242日			
項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実利用者数	11人				
延利用日数	561日				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

1-3-5 居宅訪問型児童発達支援

事業概要	児童福祉法に基づき、人工呼吸器などの医療的ケアが必要な障害児又は感染症の恐れがあり著しく外出が困難な障害児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

1-3-6 医療的ケア児支援体制の構築

事業概要	学識経験者、行政機関、事業所等の関係者による会議体を設置し、課題の共有や地域ニーズを把握し、課題解決策や支援方策等について検討する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

1-3-7 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置

事業概要	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

1-3-8 文京総合福祉センターにおける医療的ケア児の受入れ

事業概要	文京総合福祉センターにおいて、家族以外の他者(他の医療的ケア児や支援者等)との交流活動等を行うことにより、社会参加の機会を図る。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

1-3-9 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト

事業概要	集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるように、臨床心理士等の専門家チームが幼稚園、保育園、児童館等を訪問し、専門的発達支援を行う。また、保護者に対しても専門的観点から育児方法などを伝え、より質の高い育児環境を整え、健やかな育ちを支えていく。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

1-3-10 専門家アウトリーチ型支援

事業概要	専門家(臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、特別支援学校教員、保育士等)によるコンサルテーションを通して、保育園、幼稚園、学校等の対応力の向上を図る。「発達支援」「特別支援」「適応支援」の3分野に渡り対応する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

2 より良い子育てを支える取組

2-1 保育所・幼稚園の充実

2-1-1 文京区版幼児教育・保育カリキュラム

事業概要	区立保育園・区立幼稚園で等しく質の高い幼児教育・保育を提供する環境を整えるため、文京区版幼児教育・保育カリキュラムについて各園で実践・検証する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

2-1-2 区立保育園の運営

事業概要	保護者の就労等により保育を必要とする児童を預かる認可保育所として区立保育園18園を運営し、文京区版幼児教育・保育カリキュラムの実践等の取組を推進するとともに私立認可保育所等との連携を図る。 また、園舎の老朽化に伴い、必要な施設改修を行い、快適な保育環境の整備を進める。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

2-1-3 区立保育園障害児保育

事業概要	区立保育園において、保育が必要な児童のうち、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施する。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	各区立保育園において、特別な配慮を要する児童44人に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施した。 ◆実施保育園数 18園(全園) ◆入園児童数 44人		特別な配慮を要する児童に対して、個別指導計画に基づく集団保育を実施することにより、児童の発達を支援する。また、区立保育園と教育センターとの交流研修等により職員の資質向上を図るとともに、教育センターが実施する発達支援巡回相談事業等を活用し、臨床心理士や作業療法士等との連携により効果的な支援を行う。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

2-1-4 区立保育園年末保育

事業概要	年末の保育園休園期間中(日曜日を除く12月29日、12月30日)、保護者の就労等により家庭で保育を受けることができない児童を対象に区立保育園3園(各園30名定員)で年末保育を実施する。				
計画目標	実績(平成30年度)			計画内容	
	◆実施日	12月29日	◆実施保育園	千石保育園	
	◆利用人数	5人			
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

2-1-5 認証保育所の運営補助

事業概要	認証保育所に対する運営の補助を行うことで、良好な保育環境の維持を図る。				
計画目標	実績(平成30年度)			計画内容	
	区内在住の乳幼児が通う認証保育所への補助を行い、良好な保育環境の維持に繋がった。 ◆区内 3園 ◆区外 48園			東京都が独自の基準で認証する認証保育所の支援を行う。区の内外を問わず、区民が通う認証保育所に対して運営の補助を行うことで、良好な保育環境の維持を図る。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

2-1-6 区立お茶の水女子大学こども園の運営

事業概要	国立大学法人お茶の水女子大学と協働で開設した区立の保育所型認定こども園について、運営業務全般を大学に委託する。当該施設で質の高い保育サービス・幼児教育を提供するとともに、教育カリキュラム開発等の実践研究を通じて、望ましい幼児教育・保育環境を探求し、その研究成果を区内の保育・幼児教育施設に還元する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

2-1-7 グループ保育室運営

事業概要	待機児童対策として区立後楽幼稚園の一室を利用した保育室(認可外)で、保護者が就労などのために日中保育ができない3歳未満の児童の保育を行う。				
計画目標	実績(平成30年度)			計画内容	
	◆定員 12名			待機児童の状況をふまえ、後楽幼稚園内の保育室において、3歳未満の児童の保育を実施する。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○			

2-1-8 私立認可保育所の開設を中心とした待機児童対策 ★

事業概要	増加する保育ニーズに対応するため、私立認可保育所等の整備を促進し、保育サービスの量的拡大を図る。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	平成30年度期中及び平成31年度当初までに、公有地の活用による3施設を含む私立認可保育所等を20施設(定員計947人)開設した。		待機児童数の動向を見極めながら、活用可能な公有地の情報収集や民間保育事業者に対する区独自支援策等により、私立認可保育所等の整備を促進し、待機児童の解消を目指す。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

2-1-9 私立認可保育所等の質の向上

事業概要	私立認可保育所等の保育の質の向上を図るため、保育施設に対する指導検査を実施するとともに、保育士等専門職が適宜巡回し、保育内容の確認・助言を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

2-1-10 保育士等キャリアアップ事業

事業概要	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けて取り組む事業者への支援をすることで、保育サービスの質の向上を図る。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	交付対象施設・事業に勤務する職員の人件費のうち、賃金改善に要した経費について交付を行った。 ◆認可保育所 33園 ◆小規模保育事業 9園 ◆家庭的保育事業 3施設 ◆企業主導型保育事業 3施設 ◆居宅訪問型保育事業 1施設 ◆認証保育所 1園 ◆事業所内保育事業 1施設		本補助金の活用を図ることで、保育士の確保・定着を図る。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

2-1-11 福祉サービス第三者評価制度の活用

事業概要	区立保育園において福祉サービス第三者評価を受審するとともに、私立認可保育所に対し補助を行うことにより受審を推進し、保育の質の向上及び区民への情報提供の促進を図る。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

2-1-12 区立幼稚園の認定こども園化 ★

事業概要	質の高い幼児教育・保育を提供するために、区立幼稚園の認定こども園化を目指す。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	明化幼稚園は実施設計が完了し、柳町こどもの森は実施設計に着手した。また、後楽幼稚園及び湯島幼稚園の認定こども園化を教育委員会において決定した。区立幼稚園の認定こども園化は4園目となり、認定こども園化は進んでいる。		区立幼稚園の認定こども園への移行については、校舎の改築・改修に合わせ整備する方針とし、その時々における保育所待機児童数や幼稚園の充足率の状況、区内の地域バランス等について、総合的に考慮の上、個別に検討していく。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

2-1-13 区立幼稚園特別保育

事業概要	区立幼稚園において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促していく。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	区立幼稚園における特別保育のための特別保育補助員及び臨時職員を配置した。 支援の充実を図るため、特別支援教育相談委員会を開設し、特別保育等の認定を行った。そして、個に応じた支援を図るとともに指導計画を作成した。 特別支援教育連携協議会の専門家チームの巡回指導やBSSPの実施を受け、幼稚園教諭等への指導助言を活用した。 就学支援シートの周知及び活用推進を行った。 ◆個別指導計画作成者数 継続22人 新規38人		特別な支援が必要な幼児の入園後の支援体制をより充実させるために、特別保育補助員を増員するとともに補助員を対象とした研修を行う。また、園での支援が小学校や関係機関などへつながり、連携も深められるよう、個別の教育支援計画を作成する。 引き続き、特別支援連携協議会の専門家チームによる巡回指導やBSSPの実施の活用、就学支援シートの周知及び活用を推進していく。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○		

2-1-14 区立幼稚園の預かり保育 ★

事業概要	祝休日、幼稚園休業日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除き、午前8時から教育課程開始前および教育課程終了後から午後6時まで(長期休業中は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後6時まで)預かり保育を行う。保護者の就労等の要件による月を単位とした「登録利用」と、必要に応じて利用可能な日を単位とした「一時利用」を実施する。					
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容			
	30年度より減免制度を導入した。 ◆一園一月当たりの平均利用回数 405人		保育園待機児童緊急対策を受け、また、区立幼稚園における保育内容の充実を図る観点から、区立幼稚園全園(10園)において、在園児を対象に長期休業中(夏休み等)を含め、預かり保育を実施する。 保護者が必要に応じて利用できる一時預かり保育も実施しており、今後、全ての園が登録利用も一時利用もさらに利用しやすい環境を目指す。			
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	一園一月当たりの平均利用回数	413	421	429	437	445
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
			○			

2-1-15 私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助

事業概要	長時間の保育を必要としている園児の受入れを促進し、幼稚園教育の振興と保育所等の待機児童の解消を図ることを目的として、区内私立幼稚園が行う長時間預かり保育事業に対し、補助を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
			○		

2-1-16 私立幼稚園運営事業補助

事業概要	区内私立幼稚園が幼児教育の振興・充実を図るために行う預かり保育、未就園児向け施設開放、育児相談等の事業に対し、補助を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
			○		

2-1-17 私立保育園運営補助

事業概要	保育を行う児童の在籍する保育所等が実施する保育事業について、当該事業に係る経費の一部を補助することにより、利用者負担の軽減及び保育サービスの向上を図る。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
		○	○		

2-1-18 保育園延長保育 ★

事業概要	保護者の勤務時間(通勤時間を含む)等の都合により保育の必要がある1歳児クラス以上の児童を対象に、午後6時15分から午後7時15分まで、延長保育を実施する。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	延長保育実施園数は、にじのいるか保育園千石第二外10園の新規開設に伴い、75園となった。		私立認可保育所の開設予定に伴い、延長保育実施園の増を行う。また、一時的に児童の引取りが遅くなる場合に限定した、延長保育スポット利用の制度を実施する。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
		○	○		

2-2 多様な保育ニーズへの対応

2-2-1 緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 ★

事業概要	区立保育園において、一時的に保育が必要な乳幼児を対象に、緊急一時保育事業を実施する。また、緊急一時保育事業の利用に空きがある場合、要件を問わず利用できるリフレッシュ一時保育事業を実施する。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	◆実績 6,369人 (緊急一時保育・リフレッシュ一時保育の合計)		在宅子育て家庭が一時的に保育が必要になった時の支援として、引き続き区立保育園で一時保育事業を行う。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

2-2-2 一時保育(キッズルーム) ★

事業概要	満1歳から就学前までの幼児の保護者を対象に、育児疲れのリフレッシュや学校、幼稚園等の行事参加など多様な保育需要に対応するため、一時保育所を運営し、保護者の社会活動への参加等を推進する。					
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容			
	30年度は貧困家庭への支援を強化するため、本事業利用者を前年度住民税非課税世帯等に対する利用料一部助成制度の対象とした。 ◆利用者数(延) キッズルーム目白台 2,116人 キッズルームシビック 7,177人 キッズルームかごまち 3,102人		育児疲れによるリフレッシュや学校・幼稚園等の行事参加など多様な保育需要に対応するため、一時保育所の運営を行う。また、多様化する保育ニーズに対応するため、令和5年度に新たな一時保育所の開設を行い、保護者の社会活動への参加等を推進する。			
対象ライフ ステージ	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施施設	3か所	3か所	3か所	4か所	4か所
	受入想定人数(延)	14,973人	14,973人	14,973人	18,489人	18,489人
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
		○	○			

2-2-3 病児・病後児保育 ★

事業概要	病中又は病気の回復期にあるお子さんを、家族の介護や勤務の都合等やむを得ない事由により、集団保育や家庭での保育をすることができないとき、区が委託する医療機関等で、保育を行う。					
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容			
	30年度は、貧困家庭への支援を強化するため、前年度住民税非課税世帯等に対する利用料全額助成制度の対象とした。 ◆施設型利用者(延) 2,272人 ◆訪問型助成申請件数 174件		病児・病後児保育施設の運営を行い、病気により集団保育の困難な児童を一時的に預かることで、保護者の就労等を支援する。 増加する病児・病後児の保育ニーズに対応するとともに、施設の地域偏在を解消するため、令和2年度、令和3年度にそれぞれ新規施設を開設する。また、民間事業者の訪問型病児・病後児保育を利用した際の費用の一部を助成する。			
対象ライフ ステージ	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施施設	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	受入想定人数(延)	2,556人	3,923人	3,923人	3,923人	3,923人
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
		○	○	○		

2-2-4 子育て訪問支援券事業

事業概要	保護者が、病気、通院、育児疲れによるリフレッシュ等のため、シッターの派遣を希望する場合に、子育て訪問支援券を交付する。区が指定した民間のシッター事業者の中から、利用者が自分で選択することで、多様化するニーズに対応するとともに、安全・安心なシッターサービスを提供する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

2-2-5 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) ★

事業概要	保護者が病気や出産等により、緊急かつ一時的に子ども(生後7日目から小学生まで)を自宅で保育することが困難になった場合に、宿泊を伴う一時預かりを行うことで、子育て支援を推進するとともに児童及び家庭の福祉の向上を図る。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	ショートステイ・トワイライトステイ事業の実施により、保護者が出産、疾病、就労などの事由による利用を行うことで、保護者の子育て及び就労の両立を支援するとともに、子ども家庭支援センターとの連携により、育児疲れ等の一時的な休養を必要とする子育て世帯の支援を行った。 ◆延利用日数 ショートステイ 461日 トワイライトステイ 144日		緊急時等に2か所のショートステイ実施施設において、児童の短期的な養育を行い、子育て世帯の支援を行う。 令和2年度からは利用要件を拡大し、出張などの就労を利用事由に加えることで、保護者の子育て及び就労の両立を支援する。		
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
		○	○	○	

2-2-6 障害者・児の短期入所(ショートステイ)

事業概要	自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。					
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容			
	介護者が病気や休養を要する場合等にサービスを提供し、障害者・児の在宅生活の支援を行い、介護者の負担軽減を図った。 ◆実利用者数 福祉型：25人、医療型：5人 ◆延利用日数 福祉型：401日、医療型：133日		利用を希望する区民が公平にサービスを受けられるよう、その方策を事業所と連携を図りながら検討していくとともに、引き続き、適正なサービス支給量を決定していく。			
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象ライフステージ	福祉型 実利用者数	167人				
	福祉型 延利用日数	5,682日				
対象ライフステージ	医療型 実利用者数	10人				
	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
		○	○	○	○	

2-2-7 障害者・児の日中短期入所事業

事業概要	自宅で障害者・児を介護する方が病気の場合等に、短期入所施設で宿泊を伴わずに、日中の見守り、入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。					
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容			
	介護者が病気の場合等にサービスを提供し、障害者・児の在宅生活の支援を行い、介護者の負担軽減を図った。 ◆実利用者数 24人 ◆延利用回数 236回		利用者のニーズと利用実態の把握に努め、適正なサービスの支給決定を行っていく。			
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象ライフステージ	実利用者数	65人				
	延利用回数	1,230回				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
		○	○	○	○	

2-2-8 障害者・児の短期保護

事業概要	心身障害者・児の介護にあたっている家族等が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難な場合に、文京藤の木荘(文京槐の会内)において、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減する。					
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容			
	幼児期から成人までを対象として実施した。また、より繊細な配慮が必要な利用者も増えているため、環境や支援体制など情報共有を行いながら支援を行っている。 ◆実利用者数 77人 ◆延利用時間 6,505時間		障害者・児それぞれの特性や心身の安定に配慮しながら事業を実施していく。			
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象ライフステージ	実利用者数	73人				
	延利用時間	6,755時間				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
		○	○	○	○	

2-2-9 医療的ケア児在宅レスパイト事業

事業概要	医療的ケアが必要な在宅の障害児等を介護する同居の保護者等の一時休息(レスパイト)を図るため、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、医療的ケア等を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
		○	○	○	○

2-2-10 障害者・児の緊急一時介護委託費助成

事業概要	障害者・児を日常的に介護している家族が、冠婚葬祭・疾病等の理由により一時的に障害者の介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護をうけた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成する。ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となる。				
	対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生
		○	○	○	○

2-3 放課後の居場所づくり

2-3-1 育成室の整備及び運営 ★

事業概要	保護者の就労等により、放課後、家庭での保育に欠ける児童(原則として小学校1年生から3年生まで)に対し、指導員が遊びと生活指導を通じて子どもの成長を支援する。また、待機児童の解消を図るため、暫定受入れ等の対策を講じるとともに必要な地域を精査のうえ、新たな育成室の整備拡充を図る。					
計画目標	実績(平成30年度)			計画内容		
	平成31年4月開室に向けて音羽育成室の開室準備を行った。 また、指導員及び非常勤職員を対象とした研修を実施し、保育の質の向上を図った。 ◆育成室 37室			待機児童の状況を鑑み、児童の暫定受け入れ、改修時の面積拡大等の対策を講じるとともに、新たな育成室の整備拡充を図る。整備にあたっては、小学校改築などの機会を捉えて校内での整備場所の確保に努める。 また、子どもの自主性、社会性等をより一層向上させるために、職員研修の内容の充実を図る。そして、児童指導における専門的な知識と経験を有する職員を育成するとともに、各育成室間での情報を共有化し、安定した保育の供給と円滑な運営を行う。		
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	育成室数	40	43	45	47	47
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
				○		

2-3-2 育成室の障害児保育 ★

事業概要	保護者が仕事や病気等のため、放課後等の保育の必要な小学校1年から3年生のうち心身に特別な配慮を要する児童(要配慮児)に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。					
計画目標	実績(平成30年度)	計画内容				
	全育成室37室のうち34室で入室者があり、個別指導計画の作成を行った。なお、3室については要配慮児の入室実績がなかった。		保護者が仕事や病気等のため保育の必要な障害のある児童に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。障害児保育補助の非常勤職員を配置し、受け入れ環境を整えるとともに、指導員のための研修を定期的実施し、保育の質の向上を図る。また、育成室巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図る。			
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	要配慮児保育を行う育成室数	40	43	45	47	47
個別指導計画を作成する育成室数	40	43	45	47	47	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
				○		

2-3-3 児童館の整備及び運営

事業概要	児童の健全育成を図るとともに、児童館の耐震化補強を進め、あわせて内装改修及び設備整備を行い、環境を整備する。					
計画目標	実績(平成30年度)	計画内容				
	児童館において、トイレの内装工事及び洋式化、遊具修繕工事等を行った。 ◆トイレ内装工事・洋式化実施 3館(柳町、根津、目白台第二) ◆遊具修繕工事実施 4館(柳町、小日向台町、湯島、目白台第二) 指導員及び非常勤職員を対象とした研修を行い、保育の質の確保に努めた。 ◆登録者数 全16館 34,632人		職員研修の内容の充実を図り、放課後全児童向け事業の実施が児童館の利用状況に与える影響も踏まえ、利用実態に合わせた児童館の望ましいあり方について検討する。 また、内装改修及び設備整備を行う。			
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○	

2-3-4 放課後全児童向け事業

事業概要	区立小学校の放課後や学校休業日等に校庭等の小学校の施設の一部を開放し、大人の見守りのもと、小学生が安心して遊びや学びなどの活動ができる、放課後の居場所を提供する。					
計画目標	実績(平成30年度)	計画内容				
	新たに、礪川、駒本、本郷、千駄木、誠之、昭和小学校の6校で事業を開始し、多くの小学生に、安心して活動できる居場所を提供できている。 ◆実施校 19校(汐見小学校放課後事業含む) ◆実施日数延べ 3,294日 ◆参加人数 136,581人		令和元年度に窪町小学校で新たに事業を開始し、全区立小学校で事業実施となった。各校には地域の代表や学校関係者等で構成された運営委員会を設置しており、運営委員の意見を反映させながら、地域及び学校の実状に応じた事業の運営を行う。 活動場所を固定せずに工夫し、学校内の空きスペースを最大限に活用しながら、実施時間延長など事業の充実を図っていく。			
	対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
					○	

2-3-5 民間事業者誘致による都型学童クラブの整備 ★

事業概要	既存の育成室運営では対応できない時間延長や一時受入れ等の保育ニーズに対応するため、放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者を経費の一部を補助する。					
計画目標	実績(平成30年度)	計画内容				
	ベネッセ学童クラブ音羽(2支援分)及び春日に対し、施設の運営に係る経費の一部に対する補助を実施した。また、新たに区内への誘致を1ヶ所(ベネッセ学童クラブ千石、平成31年4月1日開設)行い、施設整備に係る経費の一部に対する補助を実施した。 ◆運営費補助等 3支援分(音羽2支援、春日1支援) ◆区内誘致(整備費補助) 1か所		区が定める要綱の基準を満たす民間学童クラブを整備・運営する民間事業者に対し、経費の一部を補助する。			
	対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
					○	

2-4 子育て情報の提供

2-4-1 情報誌「子育てガイド」の作成

事業概要	子育て支援事業や困ったときの相談窓口など、子育てに関する情報誌として子育てガイドを作成する。妊娠中から子育てに関する情報を周知し、地域から孤立しやすい乳幼児期の子育て中の保護者を支援するため、母子健康手帳交付時に配付する。 また、文京区に転入した子育て世帯についても窓口にて配付を行う。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	乳幼児期の子育てに関する情報提供冊子として「子育てガイド」を作成し、母子健康手帳交付時に配付するとともに、文京区に転入した子育て世帯に対しても窓口配付を行い、地域から孤立しやすい乳幼児期の子育て中の保護者を支援した。また、保育施設等の情報を更新した「概要版」を無料配布することで、既に配付した保護者に対しても最新の情報を提供した。 ◆作成部数 5,000部		妊娠中から子育てまでに関する最新情報を収集し、民生・児童委員、主任児童委員と協働で年1回子育てガイドを発行し、母子健康手帳交付時等に配付するとともに、区ホームページで公開する。 「子育てガイド電子ブック」の作成をはじめ、これまでにない新たな手法での子育て情報の発信に取り組む。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

2-4-2 子育て応援メールマガジンの配信

事業概要	妊婦や乳幼児の保護者が、安心して出産や子育てができるように、おなかの赤ちゃんの様子や産後のお子さんの成長、健康・食事などのアドバイス、子育てサービス等のタイムリーな情報をメールマガジンとして配信する。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	子育てガイドや区ホームページで事業の広報をするとともに、子育て支援課の各種登録手続き時、保健サービスセンターの健診時等で周知を図った。また、ポスターやチラシをリニューアルし、より、事業の魅力をアピールする取組を実施した。 ◆30年度末の登録者数 2,523名 産前メール 175名 産後メール 2,348名		妊娠周期や子どもの月齢に合わせた、タイムリーな行政情報の充実を図る。 また、新たに子どもを授かった世帯に対し、事業案内パンフレット等により、周知を行う。 さらに、令和2年度から産後メールの配信対象年齢を5歳まで拡大する。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○		

2-4-3 予防接種モバイルサービス「子育て応援ワクチナビ」の運営

事業概要	お子さん一人ひとりに合わせた予防接種スケジュールを自動作成し、種類や回数が多く複雑な接種スケジュール管理に係る保護者の負担軽減として、接種時期等の情報を配信する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

2-4-4 子育て施策PRイベントの開催

事業概要	全ての子育て家庭に対して、子育て支援施策の情報を周知するイベントを開催する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

2-4-5 子育て世帯向けコールセンターの設置等

事業概要	子どもの手当・医療費助成等を主としたコールセンターを設置し、日中に問い合わせ時間が確保しにくい子育て世帯に対応する。また、コールセンターでの問い合わせ実績を踏まえ、AI応答窓口の開設準備を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

2-5 経済的負担の軽減

2-5-1 入院助産

事業概要	「児童福祉法」に基づき、出産時に分娩・入院の費用を支払うことが困難な妊産婦(所得要件あり)に対して、その費用を支給する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○				

2-5-2 子どもインフルエンザワクチン任意予防接種費用助成制度

事業概要	インフルエンザワクチン任意予防接種は広く行われているため、子育て中の保護者への経済的な負担軽減の一助として、生後6か月以上15歳未満を対象に接種費用の一部を助成する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

2-5-3 児童手当

事業概要	中学校修了前(満15歳に達した日以後の最初の年度末)までの児童の養育者に手当を支給する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	

2-5-4 乳幼児及び義務教育就学児医療費助成

事業概要	中学校修了前(満15歳に達した日以後の最初の年度末)までの子どもの保険診療による医療費の自己負担分を助成する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	

2-5-5 保育所等利用多子世帯負担軽減事業

事業概要	子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもを多く持ちたい世帯に対する支援となるよう、区内に在住する2人以上の子どもを扶養する世帯で、認可保育所に通う第2子の子の保育料を半額とし、第3子以降の子の保育料を無料とする。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

2-5-6 認可外保育施設保育料助成

事業概要	区内に在住する世帯で、認証保育所や「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている認可外保育施設を利用する場合、保育料を世帯の課税額や子どもの人数に応じて助成する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

2-5-7 私立幼稚園等保護者負担軽減

事業概要	私立幼稚園等に在園する園児の保護者に対し、保育料等を助成する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○		

2-6 仕事と生活の調和に向けた取組

2-6-1 男女平等参画推進事業

事業概要	固定的な性別役割分担意識にとらわれない、各人の個性と能力を十分に発揮し、互いの違いや多様な生き方を尊重する男女平等参画社会を目指した推進セミナー等を行う。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	女性の再就職支援セミナーを開催したほか、父親が育児をすることについての写真展や講演を行った。 また、性自認及び性的指向に関する啓発としては、講座と映画会を開催した。 さらに、UN Women(国連女性機関)日本事務所や区内大学、NPO、警察、企業等と連携し、暴力の根絶や国際女性デーの啓発促進事業を行った。 文京区女性団体連絡会の啓発誌についても、「男女平等はどこまで」を年間テーマに特集を組み、内容の充実を図った。		固定的な性別役割分業意識にとらわれず、女性も男性も各人の個性と能力を発揮できる男女平等参画社会を目指し、セミナーの実施、啓発誌の発行等を通して意識啓発を行う。また、関係機関と連携し幅広い世代を対象に事業内容の充実を図る。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

2-6-2 労働者・事業主への広報・啓発活動

事業概要	育児と仕事の両立をはじめとする多様な働き方の実現に向けた意識改革を推進するため、関係行政機関や商工会議所等の各種経済団体と連携しつつ、積極的な情報提供に努め、労働者及び事業主への広報・啓発活動を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

3 子どもの生きる力・豊かな心の育成

3-1 多様な教育ニーズへの対応

3-1-1 確かな学力育成事業

事業概要	全小学校に非常勤講師を配置し、少人数指導やチーム・ティーチングを実施することにより指導方法を工夫・改善するとともに、対応が困難な学級、授業等に教育課題対応の講師を配置し、複数担任制等を実施するなど学級運営支援を行う。 小学校においては、校長の経営方針や重点課題等に対応した指導方法の工夫・改善を行う。中学校においては、東京都の教員加配による少人数指導を補充・強化するとともに、チーム・ティーチング等により指導の充実を図る。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

3-1-2 いのちと心の教育の推進

事業概要	「いのちと人権を考える月間」(5月、12月)の実施を通して、自尊感情や自己肯定感を高めるとともに、自他の生命を尊重する心、人権を大切にすることの心を育てる。 また、学識経験者、医師、看護師等による「いのちと心の授業」(乳幼児とのふれあいを含む)を年1回実施する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

3-1-3 生きる力実現・学校カパワーアップ事業

事業概要	新学習指導要領の「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標に向けて、各学校・園が学校評価を基に、幼児・児童・生徒、保護者、地域の期待に応えるために、特色ある教育活動を展開する。 学識経験者・専門家・地域人材資源活用、大学等連携による補充学習、教育活動のレベルアップ等を通して、各学校・園ならではの魅力と活力あふれる教育活動を推進する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

3-1-4 健康・体力増進事業

事業概要	子どもたちの生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向け、区内大学との連携や支援人材の配置等、文京区がもつ教育資源の活用により、子どもたちの健康・体力の向上を図る。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

3-1-5 中学生職場体験

事業概要	文京区立中学校において、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成することを目的に、中学校2年生が、3日間地域の商店、地元の民間企業、公的施設等の職場で仕事等を体験する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
					○

3-2 教育環境等の整備

3-2-1 部活動への支援

事業概要	区立中学校においては、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するため、部活動指導を推進している。各中学校の学校規模や教員の専門性等の状況に応じ、教員に代わって部活動を指導できる部活動指導員を各中学校4名配置し、技術的指導や専門的指導を行うことにより、部活動全体の充実を図る。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
					○

3-2-2 障害及び障害者・児に対する理解の促進

事業概要	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を促していく。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	<ul style="list-style-type: none"> ◆心のバリアフリーハンドブックの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・区立小・中学校に対し教材として配付 ・ふれあいの集いや講演会等での配布等 ◆講演会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援フォーラム(区内事業者等が実行委員として参加)において、実行委員主催(区後援)で年1回開催。 		障害の特性や障害のある人について、子どもから大人まで理解を深める。 <ul style="list-style-type: none"> ・講演会の実施 年1回 ・パンフレット等の作成 		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

3-2-3 特別支援教育の充実

事業概要	区立小学校及び中学校にこれまでの特別支援教育支援員に代わり、教員免許を有する特別支援教育担当指導員を配置し、交流及び共同学習支援員とともに特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことにより、特別支援教育のさらなる充実を図る。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	中学校の特別支援教育担当指導員を5人増員し、通常の学級に在籍し、支援を要する生徒によりきめ細やかな支援を行った。 ◆特別支援教育担当指導員の配置 小学校20校(23人) ◆特別支援教育担当指導員の配置 中学校10校(15人) ◆交流及び共同学習支援員の配置 小学校7校(17人) ◆交流及び共同学習支援員の配置 中学校3校(6名)		特別支援教育に係る研修により教員の指導力向上を図るとともに、特別支援教育担当指導員等の人材配置並びに研修、また、その人材の有効な活用に向けた学校への指導・助言、校内における組織的・継続的な支援体制の整備等を進める。インクルーシブ教育の充実に向けて特別支援教育担当支援員と交流及び共同学習支援員の配置規模の重層化を図る。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
				○	○

3-2-4 バリアフリーパートナー事業

事業概要	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が個々のニーズに応じた教育を受けられるようにするため、障害児への支援に理解のある大学生や地域人材等の協力を得て幼児・児童・生徒へのサポートを行う。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	バリアフリーパートナーが特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する理解を深められるよう、NPO法人と連携し研修を行った。また、NPO法人のコーディネーターが学校との調整を行い、実際の現場でバリアフリーパートナーの活動を援助することにより、支援の充実を図った。 ◆サポート実施数 幼稚園 7園 小学校 18校 中学校 3校		幼児・児童・生徒がそれぞれのニーズに応じた教育を受けられるよう、引き続き大学やNPO法人等と連携し、バリアフリーパートナーの人材確保や、資質の向上を図るための研修等を実施する。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
			○	○	○

3-2-5 日本語指導協力員派遣事業

事業概要	英語圏以外の外国から日本語が不自由な児童・生徒が入学した際には、学校生活適応への支援の一環として、母語の日常会話ができる日本語指導協力員を1回の派遣期間は60時間を限度として派遣する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
				○	○

3-2-6 学校運営連絡協議会・コミュニティスクール

事業概要	全幼稚園、小・中学校に「学校運営連絡協議会」を設置し、学校運営や教育活動に地域の意見を反映することによって、学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりを推進する。 また、コミュニティ・スクールにおいては、「学校運営協議会」が学校運営の基本方針を承認し、教育活動等に意見を述べるなど、地域住民等による学校運営参画を一層推進する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
			○	○	○

3-2-7 学校施設等の計画的な改築・改修等

事業概要	学校施設の改築や改修を行い、教育環境の向上を図る。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	◆学校施設改築 誠之小学校の既存校舎解体を完了させて新校舎建設工事に着手し、明化小学校は実施設計を完了し、柳町小学校は実施設計に着手した。 ◆校庭改修、給食室整備、外壁・サッシ改修 駕籠町小学校校庭改修、大塚小学校給食室改修、湯島小学校の外壁・サッシ改修の設計、指ヶ谷小学校・根津小学校・文林中学校の外壁・サッシ改修工事を実施した。		子どもたちの良好な教育環境を確保するため、老朽化校舎の改築、計画的な施設の改修及び小学校の学級数増への対応を行う。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
			○	○	○

3-2-8 教育情報ネットワーク環境整備

事業概要	児童・生徒の情報活用能力の育成や、教科指導におけるICT機器活用の推進、校務の情報化による教員の負担軽減などを行うため、質の高い教育情報ネットワーク環境を管理し、教育の質の向上につなげる。また、教育用タブレット等ICT機器配置の拡充について検討する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
				○	○

3-3 家庭と地域の教育力向上

3-3-1 学校支援地域本部事業

事業概要	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充、及び地域の教育力の向上を図る。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

3-3-2 家庭のふれあいの推進

事業概要	最も基本的な人間形成の場である家庭の意義を見直し、家族のふれあいやきずなを深めるため、毎月第2日曜日を文京区「家庭の日」と定め、様々な啓発を行う。また、青少年健全育成会が実施する「家庭の日」啓発事業に対する補助を行う。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	家族のふれあいやきずなを深めるため、啓発用「植物の種」を区立小学校全児童に配布した。 また、青少年健全育成会が実施する、家族のふれあい促進事業に対し補助を行うとともに、九地区合同行事「文の京こどもまつり」を実施し、家族のふれあいの促進を図った。 ◆文の京こどもまつり参加者数 約5,000人		最も基本的な人間形成の場である家庭の意義を見直し、家族のふれあいやきずなを深めるため、啓発品の配布や、区ホームページによる啓発を行う。 また、青少年健全育成会が実施する合同行事などの「家庭の日」啓発事業に対する補助を行う。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

3-3-3 ブックスタート事業

事業概要	保健サービスセンター及び保健サービスセンター本郷支所で行われている生後4か月児健康診査の際に、ブックスタート事業を実施する。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	図書館と保健サービスセンターの連携により、ブックスタート事業が定着し、対象者の97.7%に実施した。乳幼児期の絵本との関わりに対する保護者の関心の高まりを受け、絵本の選び方や家庭での読み聞かせについての相談にも対応した。また、1歳6か月児健診を契機としたフォローアップ事業「としょかんとなかよし」を図書館で実施し、読書活動の推進につなげた。 ◆ブックスタート実施人数 2,045人 ◆としょかんとなかよし実施人数 1,453人		保健サービスセンターで実施する4か月児健診時に、図書館職員がブックスタートパックを配付し、絵本の読み聞かせと図書館の案内を行う。絵本を介して親子のふれあいを深め、親子の健全なかかわりを育む子育て支援の一助とする。また、乳幼児期からの読書環境や読書活動の一層の充実を図るとともに、成長に伴った読書活動を推進していく。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○			

3-3-4 消費生活出前講座(子ども向け)

事業概要	小・中学生に対し、消費生活に関する知識・情報を広く伝えるため、学校・児童館等の小・中学生が集まる場所に出向き、発達段階に応じた講座を実施する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

3-3-5 消費生活研修会(幼児向け・子ども向け)

事業概要	幼児・小学生(及びその保護者)を対象とし、発達段階に応じた関心のあるテーマで、消費生活に役立つ研修会を実施する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○		

3-3-6 こども向け文化・学習事業の充実

事業概要	以下をはじめとした子ども向けのコンサートや各種教室、文化・学習事業を実施する。 【公益財団法人 文京アカデミー】 0歳から入場可能なコンサートや小・中学校出前コンサートを実施するほか、夏休み子どもアカデミア講座等を開講する。 【文京ふるさと歴史館】 夏休み期間中、小・中学生向けに自由参加型クイズを実施し、広く文京ふるさと歴史館に親しみ、文京区の歴史や文化への興味や関心を高める機会を提供する。 【森鷗外記念館】 鷗外や文学等について楽しく親しみながら学べる事業を実施する。					
	対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
		○	○	○	○	

3-3-7 親子スポーツ教室

事業概要	親子のふれあいを通し、子どもたちの心身の健全な育成と生涯スポーツの普及・振興を図ることを目的とした初心者スポーツ教室を実施する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
				○	○

3-3-8 小中学生スポーツ教室

事業概要	小中学生の心身の健全な育成と、ジュニアスポーツの普及・振興を図ることを目的とした初心者スポーツ教室を実施する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
				○	○

3-3-9 【文京ecoカレッジ】親子環境教室

事業概要	体験型環境学習の機会を区民に提供し、環境問題に対する意識の高揚を図るため、区内の親子等を対象とした「親子環境教室」を開催する。 動植物、天気や地球温暖化等さまざまなテーマで、クイズや工作等を交えて楽しく学ぶことができる教室を実施する。 対象は区内小学生とその保護者。年6回実施。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
				○	

3-3-10 親子生きもの調査

事業概要	身近な自然を題材に、環境保全を親子で一緒に楽しく学び、地域の環境について考える「親子生きもの調査」を実施する。自然に触れ合う体験型環境学習を通じて、区の自然環境状況把握及び環境保全への意識啓発を行う。対象は区内小学生とその保護者。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
				○	

3-3-11 環境教育の推進

事業概要	次世代を担う子どもたちへの環境教育を推進するため、省エネルギーの取組、ごみを減らす取組などのアクションプラン(行動計画)について、子どもを対象とした普及啓発リーフレットを作成し、配布する。 対象は小学校5年生。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
				○	

3-3-12 家庭教育支援の推進

事業概要	家庭における教育力の向上のため、子どもの実態、家庭の現状に即したテーマを内容とする講座等を開設することにより、家庭や地域の教育力のさらなる向上を図る。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
			○	○	○

3-3-13 PTA活動との連携強化、活動支援

事業概要	保護者の学習の場として、また、親同士及び親と教員とのつながりを作る場として、PTA活動を支援することにより、PTA相互の連携を強化し、家庭教育力を向上させる。 PTAを対象とした各種講演会・研修会、家庭教育講座等の企画内容の充実を図るとともにPTA連合会合同行事への支援を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
			○	○	○

3-3-14 アカデミア講座等での保育室設置

事業概要	幼児を持つ親が平日日中シビックセンターで開催する文京アカデミア講座や講演会などの学習活動に参加できるように、講座等の開催時に保育室を設置する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
			○		

3-4 青少年健全育成

3-4-1 文京区青少年育成プラン等の推進

事業概要	青少年問題協議会での施策検討、青少年健全育成会(平成26年度までの名称：青少年対策地区委員会)で実施する事業等を通じて、文京区青少年育成プラン等を推進する。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	「青少年健全育成のあり方に関する報告書」の提言を踏まえ、青少年問題協議会において、青少年関係団体の情報交換等を行った。 また、「文京区青少年育成プラン」の重点行動である「あいさつ・声がけ・きっかけ作り」について、標語を活用した児童向けのクリアファイルを作成・配布し、啓発を行った。 ◆青少年問題協議会の開催 1回 ◆標語付きファイルの配布 対象 区立小学校新1年生		「文京区青少年育成プラン」の育成ビジョン・推進目標・推進項目及び「青少年健全育成のあり方に関する報告書」に基づき、青少年問題協議会において施策を検討・実施する。また、青少年健全育成会(平成26年度までの名称：青少年対策地区委員会)においては、各地区の行動計画に基づき事業を実施する。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
			○	○	○

3-4-2 中高生の居場所の確保(b-lab(文京区青少年プラザ))

事業概要	中高生向け施設「b-lab(文京区青少年プラザ)」において、中高生にとって魅力的な居場所を提供するほか、文化・スポーツ等の各種講座を実施し、利用者の自主性・社会性を促す。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	文化・スポーツ・学習支援等の事業を通年で実施するとともに、区立中学校での出張b-lab授業の実施や広報誌・web媒体での広報活動等により周知を図った結果、目標値を超える中高生の利用があり、多くの中高生が事業等に参加した。 ◆利用者数 27,934人		より多くの中高生に継続して利用してもらうため、魅力的な居場所づくりとなるよう、利用者による運営への参画、各種講座を実施するなど、より一層の充実を図る。また、広報誌の発行やホームページ等の情報発信により、広く中高生に対して継続した周知を図る。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
					○

3-4-3 ボランティア・市民活動への支援

事業概要	ボランティア・市民活動センターを運営する社会福祉協議会にて、地域の担い手の育成、福祉教育の充実、ボランティア情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図る。【社会福祉協議会実施事業】				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	従来のブース方式の「ボランティアまつり」を、プレゼン形式の「文京つながるメッセ」に変更して開催したことで、地域活動団体が来場者に活動内容をより詳細に伝えられたとともに、参加団体同士のつながりを創出する機会となった。 ◆文京つながるメッセ参加団体数 52団体		「文京つながるメッセ」が、地域福祉活動の更なる活性化のイベントになるよう、参加団体や来場者のアンケート等を踏まえて改良しながら実施していく。なお、参加団体は固定化させず、常に時代のニーズに即した構成にしていく。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
	○	○	○	○	○

3-4-4 青少年健全育成会への支援・連携

事業概要	地域の特性や社会情勢、地域住民のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため、青少年健全育成会への活動支援を行う。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	地域のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため、地域の特性を活かして実施する青少年健全育成会(九地区)の事業に対して補助を行うとともに、九地区合同行事「文の京こどもまつり」の実施や広報誌「やんぐ」の発行を支援した。また、委員研修会を1回、会長会3回、地区連絡会2回の開催を通して、情報交換や意見交換を行い活動の充実を図った。 ◆各地区での事業参加者数 11,560人		青少年健全育成会(九地区)が「青少年健全育成会活動方針」及び「地区対*活動のあり方検討会議最終報告」に基づき実施する「青少年の社会参加体験・地域参画事業」等の青少年健全育成事業に対して補助を行う。あわせて、合同行事への支援を行うほか、地区連絡会、委員研修会等を実施する。 ※「地区対」とは、過去の青少年健全育成会の通称名		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
			○	○	○

3-4-5 青少年の社会参加推進事業補助

事業概要	青少年が社会性を身につけるとともに、地域社会で活動するための知識等を得る機会をより多く提供するため、NPO等が実施する社会参加推進事業や青年育成事業に補助を行う。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	青少年が社会性を身に付けるとともに、地域社会で活動するための知識等を得る機会をより多く提供するため、青少年の社会参加推進事業や青年育成事業の経費の一部について補助を行った。NPO等の特性を活かした事業や青年自らが企画・運営を行う事業が展開された。 ◆青少年の社会参加推進事業 5事業		NPO等が特性を活かした青少年の社会参加推進事業や青年育成事業の経費の一部を補助する。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
			○	○	○

4 安心して育ち、子育てできる支援体制づくり

4-1 児童虐待防止対策の充実

4-1-1 児童虐待防止ネットワークの充実 ★

事業概要	要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報共有及び状況把握に努め、連携を図る。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	児童虐待防止のため、関係機関相互の連携を図った。 <相互連携> ◆要保護児童対策地域協議会 代表者会議 1回 実務者会議 4回 個別ケース会議 53回 医療関係者会議 2回		地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会を運営する。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
	○	○	○	○	○

4-1-2 児童虐待防止対策事業 ★

事業概要	子育て支援講座の開催や児童虐待防止マニュアルの配布による啓発活動を行う。また、養育家庭体験発表会の開催による養育家庭普及活動を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
	○	○	○	○	○

4-1-3 育児支援ヘルパー事業 ★

事業概要	児童虐待への対応及び未然防止を図るため、養育を特に支援する必要がある家庭へ育児支援ヘルパーを派遣する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
	○	○	○		

4-2 児童相談所設置に向けた取組

4-2-1 児童相談所の設置準備

事業概要	平成31年3月に策定した「(仮称)文京区児童相談所基本計画」に基づき、具体的な相談体制及び関係機関との連携等を検討するほか、運営に必要な職員を計画的に確保するとともに、他自治体の児童相談所への派遣等により職員育成を図っていく。					
	対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○	○

4-2-2 児童相談所の施設整備

事業概要	「(仮称)文京区児童相談所基本計画」に基づき、相談機能や一時保護機能など児童相談所として必要な機能を実現するとともに、地域の住環境に配慮したボリュームとなるように検討を行い、利用者にとって安全で安心な施設となるよう実施設計等を計画的に進めていく。					
	対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○	○

4-3 組織横断的な相談体制の構築

4-3-1 児童を対象とした相談窓口の運営

事業概要	子どもの権利を守るため、児童・生徒からの相談を受ける窓口を運営するとともに、児童・生徒には、相談窓口等の周知に努める。				
	実績(平成30年度)		計画内容		
計画目標	子ども家庭支援センター(総合相談及び子どもの最善の利益を守る法律専門相談、子育て世帯が抱える経済的な悩みなどに対応する子ども応援サポート室)、教育センター相談窓口を運営した。更に、子ども家庭支援センターにおいては、相談体制の充実のため、巡回相談を開始した。		子どもの権利を守るため、児童・生徒からの相談を受ける窓口を運営する。児童・生徒には相談窓口を紹介するパンフレット等を配付し、虐待やいじめ等の早期発見を図る。		
	また、子ども家庭支援センターにおいては、相談窓口を紹介するために、区内小・中学校の児童生徒に配付する冊子を作成し、周知を図った。 ◆小学生用冊子 15,000部 (改訂のため全学年に配付) ◆中学生用冊子 4,000部 (新1年生に配布)				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

4-3-2 子ども家庭支援センター事業

事業概要	家庭における子育て及び子どもの健全な育成を支援するため、相談事業、子育て支援講座及び親子ひろば事業を実施し、子育て家庭の孤立化防止と仲間づくりを促進する。児童虐待通告に対する対応を行い、子育て関連機関と連携し、要保護児童・要支援家庭への支援を行う。また、支援を要する家庭に育児支援ヘルパーを派遣するなど養育支援訪問を行う。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	相談事業の充実に努めるとともに、子育て支援講座や育児支援ヘルパー派遣等により、子育て家庭への支援を行った。 ◆相談等対応数(面接、訪問等) 延12,625件 ◆子育て支援講座 27回713人 ◆親子ひろば利用者 延28,070人 ◆親子ひろば行事開催 414回9,406人 ◆養育家庭体験発表会開催 1回58人 ◆子育て関連機関等との連絡調整会議 92回 ◆育児支援ヘルパー派遣 18家庭 延384回		児童相談所設置に向け、相談員の相談スキルのアップとスーパーバイズにより相談事業の充実に努める。 また、子育て支援講座及び親子ひろば事業を充実し、子育て家庭の孤立化の防止と仲間づくりを促進する。さらに、児童虐待への対応及び未然防止を図るため、児童虐待防止啓発事業や養育家庭普及活動を実施するとともに、養育を特に支援する必要がある家庭への育児支援ヘルパーの派遣を行う。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
	○	○	○	○	○

4-3-3 子ども養育専門法律相談事業

事業概要	子どもの利益を守るための法的な相談(離婚、養育費、面会交流等)について、専門の弁護士がアドバイスを行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
		○	○	○	○

4-3-4 障害児相談支援

事業概要	児童福祉法に基づき、障害児通所支援の利用の前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行う。さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行う。					
計画目標	実績(平成30年度)			計画内容		
	新規事業所を1件開設した。 ◆計画作成者数 308人 ◆計画作成割合 57%			利用者及びその家族に対して、障害児相談支援の必要性や区内事業所について情報提供するとともに、希望する障害児やその家族が障害児相談支援を利用し、必要な情報の提供やサービスの利用支援等を得られるよう、区内及び近隣区等の相談支援事業所と連携を図っていく。		
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	計画作成者数	425人				
	計画作成割合	73%				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
		○	○	○	○	

4-3-5 就学前相談体制の充実

事業概要	専門の委員からなる特別支援教育相談委員会(平成26年度に就学相談委員会から名称変更)を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒が、可能な限り保護者の意見を尊重したうえで、個々のニーズに応じて適切な支援を受けられるようにする。					
計画目標	実績(平成30年度)			計画内容		
	保護者対象に就学相談説明会・学級見学会を実施し、特別な支援を必要とする児童・生徒の就学について相談を受けた。また、支援の専門家等で構成された就学相談委員会で審議し、児童・生徒が安心して就学できるよう相談体制の充実を図った。 ◆就学相談：小学校就学 80件 中学校就学 42件			個々のニーズに応じた適切な支援を行うため、特別支援教育相談委員会が円滑に運営できるよう相談体制の整備に取り組む。 特別支援連携協議会(専門家チーム)との連携により、就学前から就学後への継続的な相談体制の充実を図る。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
			○	○	○	

4-3-6 総合相談室の充実

事業概要	教育センター総合相談室では、0歳から18歳までの子どもの心身の障害や発達上の何らかの心配について、また不登校、集団不適應等の教育上の悩みや心配について、専門のスタッフ(心理、言語、運動機能等)が相談に応じ、必要に応じて、個別指導やグループ指導等の発達支援や心理的援助等を行う。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	総合相談室では、0歳から18歳までの子どもとその保護者を対象に、発達及び教育に係る相談を受け、必要に応じて発達支援や心理的援助等を行った。 ◆総合相談室 年間相談件数 1,917件 延べ相談回数 16,045回		教育センター総合相談システムの活用により、増加している相談件数や複雑化かつ高度化している相談について情報共有を図り対応していくとともに、総合相談室の体制強化を検討する。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
		○	○	○	○

4-3-7 不登校への対応力強化

事業概要	不登校の児童・生徒に対して、様々な専門家・専門機関が関わり対応を強化することで、生活リズムの立て直し、豊かな対人関係の経験、自己肯定感のアップに寄与し、児童・生徒一人ひとりが、将来に希望を持ち、より健康で充実した日々を送っていくことを支える。また、区立小・中学校で実施している学級集団アセスメントの実施学年の拡大や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を図ることで、不登校を生まない教育環境の整備を行うとともに、民間フリースクールとの連携について拡充を検討する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
				○	○

4-3-8 ひきこもり等の自立支援

事業概要	半年以上、就学・就労等の社会参加ができず、家族以外の人間関係がない状態(ひきこもり状態)にある若者の自立を図るため、本人やその家族の状況に合わせた相談事業や社会参加への意欲を向上させるための段階的なプログラムなどの支援事業を実施する。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	居場所事業、社会経験を積むための段階的なプログラムについて、初回から数回分を無料とした結果、新規利用者が増加し、自立へ踏み出す一歩となった。茶話会6回、講演会・個別相談会3回実施した。 また、関係機関連絡会を4回開催し、情報共有を図った。		ひきこもり状態にある若者やその家族を支援するため、相談事業や居場所事業の充実を図るとともに、社会経験を積むための段階的プログラムを実施する。また、家族向けの講演会や個別相談会、茶話会を継続的に実施し、社会参加につなげる支援を行う。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
					○

4-3-9 民生委員・児童委員、主任児童委員による相談援助活動

事業概要	地域と行政機関のパイプ役である民生委員・児童委員協議会への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
	○	○	○	○	○

4-3-10 保育園子育て相談

事業概要	区立保育園において、乳幼児の子育てに関する相談を実施し、保護者の不安や悩みの軽減を図ることにより、地域の子育て支援の核としての役割を果たしていく。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
	○	○	○		

4-3-11 幼稚園子育て相談

事業概要	区立幼稚園において、乳幼児の子育てに関する様々な相談に応じる。保護者の不安を受けとめることで、「親と子の育ちの場」としての役割を果たしていく。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
	○	○	○		

4-4 子どもの貧困対策

4-4-1 生活困窮者自立支援に基づく学習支援

事業概要	生活困窮等の理由により、学習環境・生活環境に課題のある子どもに対し、学習面及び生活面の支援を総合的に行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

4-4-2 入学支度資金融資あっせん

事業概要	広く教育の機会の均等を図り有用な人材を育成することを目的に、区と協定を締結した取扱金融機関による融資をあっせんし、区が利子補給(貸付利子 年2.9%、保証料を含む)を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
					○

4-4-3 奨学資金給付金制度

事業概要	有用な人材を育成することを目的に、経済的理由により修学困難な生徒に対し、高等学校等へ入学するにあたり、奨学金を給付する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
					○

4-4-4 就学援助

事業概要	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対して、就学に必要な費用(給食費、学用品費など)の援助を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

4-4-5 塾代等助成事業

事業概要	就学援助補助対象世帯(生活保護受給世帯を除く)で、中学2年生又は3年生の生徒の保護者に対し、学習塾等の学校外学習にかかる費用の助成を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
					○

4-4-6 学校給食補助

事業概要	特別支援学級に在籍する児童・生徒を扶養している保護者及び児童・生徒を扶養しているひとり親家庭の保護者で、一定の所得基準未満の世帯に対して、給食費の補助を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

4-4-7 子ども宅食プロジェクト事業

事業概要	子どものいる生活困窮世帯(児童扶養手当・就学援助受給世帯等)のうち、希望する世帯に対し企業等から提供を受けた食品等を配送する。定期配送をきっかけに、こどもとその家族に必要な支援につなげ、地域や社会からの孤立を防いでいく。				
計画目標	実績(平成30年度)			計画内容	
	文京区在住の児童扶養手当・就学援助受給者世帯を対象とし、LINE、電話、郵送、窓口にて通年申込受付を実施した。 ◆配送 延2,965世帯			利用者アンケートを通じ、ニーズを把握するとともに、関係課との連携を深め、必要な支援を行う。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

4-4-8 子育て支援事業利用者負担軽減補助

事業概要	前年度住民税非課税の世帯や生活保護を受けている世帯を対象として、各種子育て支援サービスを利用した際の保育利用料の一部または全額を助成し、経済的な負担の軽減を図る。 【対象事業】 ・一時保育事業(キッズルーム) ・病児・病後児保育事業 ・子育て訪問支援券事業 ・ファミリー・サポート・センター事業				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	

4-4-9 福祉手当の支給

事業概要	心身に障害のある方に対し、自立した地域生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当(区制度)・特別障害者手当等(国制度)・重度心身障害者手当(都制度)を支給する。(所得制限あり)				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

4-4-10 特別児童扶養手当の支給

事業概要	心身に一定程度以上(「身体障害者手帳」、「愛の手帳」1～3級(度))の障害等がある満20歳未満の児童の養育者に手当を支給する。(所得制限あり)				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

4-4-11 児童育成手当(障害手当)の支給

事業概要	心身に一定程度以上(愛の手帳1~3度、身体障害者手帳1・2級、脳性マヒ又は進行性筋萎縮症)の障害のある満20歳未満の児童の養育者に手当を支給する。(所得制限あり)				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

4-4-12 児童扶養手当の支給

事業概要	ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。(児童扶養手当法に基づく国の制度) 【対象】18歳に到達した年度の末日以前(身体障害者1~3級または愛の手帳1~3度程度の障害を有する場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭等(所得制限あり)				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

4-4-13 児童育成手当(育成手当)の支給

事業概要	ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童育成手当を支給する。(児童育成手当条例に基づく区の制度) 【対象】18歳に到達した年度の末日以前(身体障害者1~3級または愛の手帳1~3度程度の障害を有する場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭等(所得制限あり)				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

4-4-14 ひとり親家庭等医療費助成

事業概要	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を目的として、児童とその養育者の医療費自己負担分のうち、一部または全部を助成する。 【対象】18歳に到達した年度の末日以前(身体障害1~3級または愛の手帳1~3度程度の障害を有する場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭等(所得制限あり)				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

4-4-15 母子・父子自立支援員

事業概要	ひとり親家庭等からの相談に応じ、必要な情報提供及び指導を行うとともに、母子及び父子福祉資金の貸付け及び母子生活支援施設への入所などを通して、母子・父子家庭の自立に向けた支援を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

4-4-16 母子家庭自立支援事業

事業概要	児童扶養手当受給水準にあるひとり親家庭の父母が、より収入が高く安定した職に就くことができるよう、就職に有利な資格取得の支援として「母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業」及び「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業」を実施する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

4-4-17 母子生活支援施設

事業概要	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、養育すべき児童(18歳未満)の福祉に欠けることがある場合、本人からの申し込みにより実情を調査し、必要があると認められる場合に母子生活支援施設において母子保護を実施する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

4-4-18 母子・女性緊急一時保護事業

事業概要	配偶者等の暴力被害からの避難等で緊急に施設での保護が必要な母子や女性に、一時的に公的施設のほか、近隣のホテルや民間のシェルターを活用した保護と相談、援助を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

4-4-19 母子及び父子福祉資金

事業概要	ひとり親家庭等に対し、経済的自立と生活意欲の助長、児童の福祉を増進するために必要とする資金を貸し付ける。 【対象】20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭等				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

5 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

5-1 地域との協働や地域活動の支援

5-1-1 文京区子育てサポーター認定制度

事業概要	区の子育て支援事業等でも活用できる、横断的な認定制度と研修プログラムを区内関係機関の協力を得て開発し、新たに「文京区子育てサポーター認定制度」を導入する。さらに、地域の人材による子育て支援に関する連絡会「地域の子育てサポート連絡会」を開催し、ネットワークの形成を図る。【社会福祉協議会実施事業】				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	貞静学園短期大学等の協力を得て、子育てサポーター認定制度として、①「スタンダードサポーター認定研修」、②子ども・子育て支援新制度の子育て支援員研修(地域子育て支援拠点事業)のカリキュラムを取り入れた「アドバンスサポーター認定研修」を実施し、サポーターを認定した。 ◆スタンダードサポーター認定研修 2回開催 33人認定 ◆アドバンスサポーター認定研修 1回開催 30人認定		区内大学や民間企業と協働で研修内容や研修規模の拡充を図り、ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点施設をはじめとする区の子育て関連事業の新たな担い手の発掘と養成を行う。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
		○	○	○	

5-1-2 ファミリー・サポート・センター事業 ★

事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	子育てサポーター認定制度「スタンダードサポーター認定研修」受講者の依頼会員宅でのお預かりのほか、地域子育て支援拠点施設等の公共施設の一時利用を実施したことで、援助の機動性と質を高めた。 ◆依頼会員数 2,679人 ◆提供会員数 264人 ◆両方会員数 11人		子育てサポーター認定制度を活用し、提供会員の質の向上を図るとともに、地域担当制をとり、提供会員と依頼会員のマッチングの向上を図る。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
		○	○	○	

5-1-3 小地域福祉活動の推進

事業概要	地域福祉コーディネーターを配置して、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組を地域の人とともに考え関係機関等と連携をすることで「個別支援」や「地域の生活支援のしくみづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。 また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決するしくみづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	地域福祉コーディネーターが、地域に向いてニーズを把握し、地域活動の拠点となる常設の居場所である「多機能な居場所」の新たな立ち上げに向けて、支援を行った。また、居場所に入ってくるさまざまな相談に他機関と連携して対応しているとともに、町会単位での「みまもり活動」も少しずつ広がっている。		常設の「多機能な居場所」への助成により、ニーズがあっても立上げや継続が困難であった団体や地縁組織に支援を行っていく。また、「多機能な居場所」などで上がってきた、さまざまな相談を受け止まれるよう、ICT等を活用した多機能ネットワークの構築を推進していく。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
	○	○	○	○	○

5-1-4 ふれあいいきいきサロン事業

事業概要	外出の機会が少なくなりがち高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、健康体操、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることにより、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。【社会福祉協議会実施事業】					
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容			
	地域福祉コーディネーターが行う地域の居場所支援を通じて、16団体の新規のサロンが立ち上がった。常設型の居場所の立ち上げに伴い多様な世代の交流を目的とした活動が増え、また、活動内容についても多様性が見られるようになった。		担当地区の地域福祉コーディネーターが各団体の運営支援を行うとともに、新規のサロン立上げについて地域に向いて相談を受けるなど、積極的に対応していく。			
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	サロン設置数	120				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
	○	○	○			

5-1-5 医療機関等による子育て関連事業への協力

事業概要	医療機関、医師会等が行う子育て支援に関わる事業について、事業の周知などの活動支援を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

5-1-6 大学の子育て関連事業への協力

事業概要	保育士等を養成する大学から学生を実習生として保育園等で受け入れるなど、子育て分野における大学との協力を促進する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

5-2 子育て仲間作りの支援

5-2-1 保健サービスセンターの子育てグループ等支援

事業概要	保健師や助産師が、身近な場所で子育てについての相談や情報交換を行い、父親を含めた交流や子育て経験者等の相談しやすい「話し相手」との交流などを行うことにより、地域で安心して子育てができる環境をつくる。具体的には、地域での仲間づくり、乳児の月齢や特徴に応じた交流機会を提供する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○			

5-2-2 区立保育園の子育てステーション

事業概要	区立保育園の子育てのノウハウを地域に還元するため、親子で保育プログラムを体験する機会を提供するとともに子育てに関する相談や情報提供を行う、地域子育てステーション事業を月1回、午前中1時間程度実施する。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	月1回実施することで、参加した親子同士の交流や子育ての相談を通して、子育て世帯への支援に寄与した。 ◆【30年度】参加人数 2,055人		子育ての仲間づくりを行うとともに子育ての悩みや不安を軽減するため、より多くの親子が参加できるよう周知方法を工夫し、内容の充実を図る。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○		

5-2-3 地域団体による地域子育て支援拠点事業 ★

事業概要	地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とするとともに、子どもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援する。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	駒込地区の運営(こまびよのおうち)及び本富士地区(こそだて応援まちぶら)の開設を行った。また、令和元年度に向けた、事業者の選定を実施した。 ◆実施数 3か所		富坂地区・大塚地区・本富士地区・駒込地区の4地区に各1か所の拠点を安定的に運営するとともに、新規開設や既存施設の機能拡充を図る。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

5-2-4 子育てひろば事業 ★

事業概要	乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施する。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	子育てひろば汐見・江戸川橋での日曜開館が定着した。講習会等についても、利用者ニーズを反映した内容を工夫して開催した。 ◆登録者数 8,716人 ◆延べ利用者数 127,045人		区内5か所の子育てひろば(西片、汐見、水道、千石、江戸川橋)において、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間作りの場を提供するとともに、子育てに関する相談等の支援を行う。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

5-2-5 子ども食堂等支援事業

事業概要	家庭の事情による孤食等の状況にある子どもたちに対する、食事提供の支援を含めた居場所づくりとしての「子ども食堂」等の地域活動の運営費を助成する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

5-2-6 児童館の乳幼児プログラム

事業概要	児童館において、午前中に地域の乳幼児とその保護者を対象に、親子同士の交流・親睦を目的としたプログラムや、子育て交流講座など、親の子育てを支援する事業を行う。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	全児童館において、0～2歳児を対象に、乳幼児プログラム(手遊び、音楽、歌、体操など)を実施し、子育てに関する親への支援を行った。 ◆実施回数 2,181回 ◆延利用人数 33,122人		児童館で実施する、利用者のニーズにあわせた乳幼児プログラムのさらなる充実(父親の参加しやすいプログラムの実施等)や、子育て相談事業など、子育てを支援する事業の充実を図る。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○			

5-2-7 児童館の幼児クラブ

事業概要	2歳児からを対象に、児童館において木曜日の午前中にプログラムを実施する。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	全児童館で体操、手遊び、読み聞かせ等のプログラムを実施し、子育て支援サービスの提供を行った。 ◆登録児童数 466人 ◆延指導児童数 12,924人		2歳児からを対象に、全16児童館において木曜日の午前中にプログラムを実施する。子育て支援サービスを提供するため、利用者のニーズにあわせた幼児クラブ活動プログラムの内容の充実を図る。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

5-2-8 区立幼稚園施設開放

事業概要	区立幼稚園において、園児及び未就学児に園庭等の施設を遊び場として開放し、地域の乳幼児が親子で安心して遊べる場、子ども同士で関わりがもてる場、保護者の交流を図る場としての役割を果たす。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

6 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

6-1 防災に関する取組

6-1-1 防災教室の実施

事業概要	学校、保育園、幼稚園、町会、マンション等の単位で起震車及び煙体験ハウスの出張を行い、防災意識の普及啓発を図る。より多くの団体に体験してもらえるようPRを継続していく。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

6-1-2 子育て支援施設への災害用備蓄物資の配備

事業概要	一時保育施設等の子育て関連施設(児童館・育成室、キッズルーム、病児・病後児保育施設、子育てひろば、ぴよぴよひろば、保育園)において、利用時に災害が発生した際に必要な食糧等備蓄物資を配備する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	

6-2 青少年のための地域環境の整備

6-2-1 非行防止・更生保護の推進

事業概要	毎年7月の「社会を明るくする運動強調月間(法務省主唱)」「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間(内閣府主唱)」を機に、青少年の非行防止と健全育成並びに罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築いていくための広報啓発活動(東京ドーム周辺広報活動、文京区社会を明るくする大会、文京矯正展等)を実施する。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	7月の強調月間に、関係30団体で構成する文京区社会を明るくする運動推進委員会を中心として、東京ドーム周辺広報啓発活動(啓発物資の配布)、文京区社会を明るくする大会(中学生の意見発表等)及び文京矯正展(刑務作業製品の展示販売等)を実施して、非行防止と更生保護についての啓発を図った。 ◆参加者数 3,597人		毎年7月に、すべての人々がそれぞれの立場で力をあわせ、犯罪や非行のない明るい社会を築いていくための広報啓発活動を展開する。 また、関係30団体で構成する文京区社会を明るくする運動推進委員会を中心に、より効果的に運動の趣旨に対する啓発活動を推進していく。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

6-2-2 環境浄化推進運動

事業概要	青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類(雑誌、コミック等)、ビデオ類の販売やレンタルの自主規制を区内の各店舗に対して要請するほか、テレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する。				
計画目標	実績(平成30年度)		計画内容		
	青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類、ビデオ類等の販売やレンタルの自主規制に関する要請について、青少年問題協議会において審議を行った。審議を踏まえ、要請文書を送付し、地域環境の浄化に努めた。 ◆要請件数 区内書店等155店舗 ◆メディア関連 9団体		青少年健全育成を一層推進するため、引き続き販売店舗やメディアに対して自主規制を要請し、地域環境の浄化に努める。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

6-3 安心して外出できる環境の整備

6-3-1 バリアフリーの道づくり

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路(1次経路及び歩道のある2次経路)の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図る。					
計画目標	実績(平成30年度)			計画内容		
	生活関連経路381mの整備を行い、整備率が2.8%上昇した。 ◆整備率 5.5%			バリアフリー基本構想における生活関連経路について、年間350mの整備を行い、整備率を2.5%ずつ上昇させる。		
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	10.0%	12.5%	15.0%	17.5%	20.0%
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
	○	○	○	○	○	

6-3-2 コミュニティ道路整備

事業概要	幹線道路に囲まれた地区ごとに、地域住民等からなる協議会にてコミュニティ・ゾーン整備計画を策定し、面的かつ総合的な交通安全対策を推進していくことで、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

6-3-3 公園再整備事業

事業概要	区立公園や児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、公園再整備基本計画に基づき、地域住民主体の区民参画による計画的な公園の再整備を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

6-3-4 共同住宅等のバリアフリーの推進

事業概要	子ども、妊産婦を含めたすべての人が安全・安心・快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

6-3-5 文京区バリアフリー基本構想の推進

事業概要	バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

6-3-6 安全・安心なまちづくり

事業概要	文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくり推進地区の指定や防犯パトロール、メール等による情報発信など、地域の安全対策を推進する。				
計画目標	実績(平成30年度)			計画内容	
	安全・安心まちづくり推進地区を新たに指定して助成を行ったほか、「文の京」安心・防災メールの登録者に対し、「防犯等安心情報」や「災害情報」等を発信し、地域の安全対策を推進した。 ◆安全・安心まちづくり推進地区指定・助成 新規4地区 ◆「文の京」安心・防災メール発信 34件			安心・安全まちづくり推進地区の指定を行うとともに、推進地区への活動を支援する。 また、安全・安心まちづくり活動を行う団体等への活動を支援する。 さらに継続して、青色防犯パトロールを行うとともに、ホームページや「文の京」安心・防災メールをとおして、区民に注意喚起を行う。	
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

6-3-7 安全・安心な公園づくり

事業概要	区立公園や児童遊園での事故やトラブルを抑止し、安全・安心な環境を提供するために、防犯カメラを設置する。					
計画目標	実績(平成30年度)			計画内容		
	(防犯カメラは令和2年度より設置)			設置要綱等を策定するとともに、整備を行う公園等に設置する。令和2年度より4年間を目途に、順次設置する。		
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	防犯カメラ新規設置園数	29	25	24	27	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
	○	○	○	○	○	

6-3-8 コミュニティバス運行

事業概要	公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高めるとともに、人の動きを活発にし、地域の魅力や活力を引き出す。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

6-4 子どもの安全の確保

6-4-1 犯罪の被害防止対策の推進

事業概要	子どもが事件に遭遇した際、緊急に避難できる場所を確保するとともにその目印として子ども110番ステッカーを掲示する。				
計画目標	実績(平成30年度)	計画内容			
	新たに子ども110番ステッカーの貼付に協力していただける方がいる一方、転居や高齢を理由に協力を終了する方も増えている中で、区立小学校PTA連合会の協力により、ステッカー貼付場所及び協力者の確認を行い、信頼性の高い事業展開を図った。また、小学1年生に周知用ステッカーを配付、その際に保護者宛の案内文書を同封し、事業の周知及び新規協力者の募集を行った。 ◆協力件数 1,607件	子どもが事件に遭遇した際、緊急に避難できる場所を確保するとともに、その目印として子ども110番ステッカーを掲示する。区立小学校PTA連合会や区内商店や事業所、警察署等と連携を図り、事業の周知に努めていく。また、小学1年生に周知用ステッカーを配付する。			
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

6-4-2 安全・安心な学校づくり

事業概要	交通事故や不審者等の身の危険から子どもたちを守るため、以下の事業を実施し、ハード・ソフト両面からの見守り体制を整備する。 【スクールガード事業】区立小学校で実施。保護者を中心としたボランティアにより、通学路や地域の子どもの見守りを行う。 【学校・幼稚園情報配信システム】区立幼稚園・小学校・中学校に通う幼児・児童・生徒の保護者等を対象に、事前に登録してもらっているメール、電話、FAXのいずれかに加え、無料通信アプリにも一斉送信し、迅速な情報伝達、学校と各家庭の間での情報の共有を図る。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

6-4-3 交通安全教育の実施

事業概要	関係機関と協力し、地域の実態や幼児・児童・生徒の生活実態に即した計画的かつ組織的な交通安全教育を行うことにより、通学時等における子どもたちの安全を確保する。また、広く区民の交通安全意識の高揚を訴えるとともに参加・体験型の実践教育を推進する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

6-5 良好な居住環境の確保

6-5-1 区立住宅の運営

事業概要	中堅所得者層の家族世帯に区立住宅を供給し、良好な居住環境を確保する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

6-5-2 居住支援の推進

事業概要	住宅の確保に配慮を要するひとり親家庭及び障害のある子どもの家庭等の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進め、円滑な入居を促進する。また、継続的に安心して暮らせるよう関係機関と連携を図り支援するとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体からなる「文京区居住支援協議会」において住まい方に関する支援を検討していく。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

6-5-3 市街地再開発における住宅供給

事業概要	市街地再開発事業等により、子育て支援施設を併設した良質な住宅の供給を図る。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

**子ども・子育て支援事業計画における
量の見込み(ニーズ量)と
確保方策の実施時期**

子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条にもとづく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や各種子育て支援施策の円滑な実施に関する内容等を記載した計画です。

本区では、子育て支援計画と一体的に策定していますが、子ども・子育て支援法で定められた子育て支援事業を明確にするため、再掲する事業も含め、本章において量の見込みと確保方策の実施時期を記載しました。

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画においては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(教育・保育提供区域)」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」を計画するものとされています。

本区においては、基盤整備や事業実施上の効果などを総合的に勘案し、文京区全域を1区域として設定します。

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、令和2年度から6年度までの5年間における「量の見込み(ニーズ量)」・「確保の方策」・「実施時期」を記載することになっています。

量の見込み(ニーズ量)については、平成30年10月に実施した「子育て支援に関するニーズ調査(以下、「ニーズ調査」と記載する)」の結果を踏まえ、量の見込み(ニーズ量)を推計し、具体的な目標設定を行いました。

確保の方策においては、これまでの幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを合わせ持った「認定こども園」の普及を図るなど、幼児期の教育・保育の場を一体的に提供する施設を推進しています。

また、少人数の子どもを保育する「地域型保育事業」を実施するなど、多様な保育サービスの充実を図り、質を保ちながら身近な保育の場を確保していきます。

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等により、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、特定教育・保育施設等(認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業)の利用先が決まっていきます。

<3つの認定区分>

1号認定(教育標準時間認定)	利用先：幼稚園・認定こども園
●お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	
2号認定(満3歳以上・保育認定)	利用先：保育所・認定こども園
●お子さんが満3歳以上で、「保育の必要性の認定」を受け、保育所等での保育を希望される場合	
3号認定(満3歳未満・保育認定)	利用先：保育所・認定こども園・地域型保育
●お子さんが満3歳未満で、「保育の必要性の認定」を受け、保育所等での保育を希望される場合	

(2) 地域型保育事業について

地域型保育事業とは、子ども・子育て支援新制度において、区の認可事業として位置づけられている事業です。原則、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業であり、小規模保育(A・B・C型)・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の4類型があります。待機児の多い都市部で身近な保育の場を確保する事業です。

事業名	事業概要
小規模保育	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施します。 ・A型(保育所分園に近いもの) ・B型(保育所分園と家庭的保育の中間的なもの) ・C型(家庭的保育に近いもの)
家庭的保育	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施します。家庭的保育者の居宅その他の場所で保育を行います。
居宅訪問型保育	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施します。(ベビーシッター派遣事業)
事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施します。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供します。

(3) 量の見込み(ニーズ量)の算定及び確保方策について

幼児期の教育・保育の量の見込み(ニーズ量)は、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出の考え方」により、将来人口推計と利用意向割合からニーズ量を算定しました。この見込みに対し、確保方策を次頁のとおり実施していきます。

- **関連事業** 2-1-8 私立認可保育所の開設を中心とした待機児童対策
2-1-12 区立幼稚園の認定こども園化

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の実施時期

(単位：人)

項 目	令和2年度 (R3.4.1時点)					令和3年度 (R4.4.1時点)					令和4年度 (R5.4.1時点)					令和5年度 (R6.4.1時点)					令和6年度 (R7.4.1時点)						
	1号 教育 希望		2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		1号 教育 希望		2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		1号 教育 希望		2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		1号 教育 希望		2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり				
	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2歳		
教育 希望		左記 以外	教育 希望				左記 以外	教育 希望				左記 以外	教育 希望				左記 以外	教育 希望				左記 以外	教育 希望			左記 以外	教育 希望
①量の見込み(ニーズ量)	2,169	765	3,093	818	2,773	2,198	775	3,134	844	2,835	2,194	773	3,127	871	2,886	2,248	792	3,204	896	2,979	2,303	812	3,283	929	3,069		
②確保の方策	教育 保育 施設	認定こども園	33	0	33	6	21	33	0	33	6	21	33	0	33	6	21	113	60	33	6	54	113	60	33	6	54
		区立幼稚園	705	328	—	—	—	705	328	—	—	—	705	328	—	—	—	610	262	—	—	—	610	262	—	—	—
		私立幼稚園	1,708	439	—	—	—	1,708	439	—	—	—	1,708	439	—	—	—	1,708	439	—	—	—	1,708	439	—	—	—
		国立大学付属 幼稚園	114	—	—	—	—	114	—	—	—	—	114	—	—	—	—	114	—	—	—	—	114	—	—	—	—
		区立認可保育園	—	—	1,082	141	633	—	—	1,082	141	633	—	—	1,082	141	633	—	—	1,068	141	611	—	—	1,068	141	611
		私立認可保育園	—	—	2,734	501	1,694	—	—	3,012	564	1,873	—	—	3,295	624	2,049	—	—	3,389	624	2,049	—	—	3,389	624	2,049
		臨時保育所 定期利用保育	—	—	63	9	77	—	—	42	9	78	—	—	21	9	76	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		東京都 認証保育所	—	—	27	39	128	—	—	27	39	128	—	—	27	39	128	—	—	27	39	128	—	—	27	39	128
		企業主導型 保育事業	—	—	14	18	34	—	—	14	18	34	—	—	14	18	34	—	—	14	18	34	—	—	14	18	34
		その他 認可外保育施設	—	—	—	8	21	—	—	—	8	21	—	—	—	8	21	—	—	—	8	21	—	—	—	8	21
	地域型 保育 事業	家庭的保育事業	—	—	—	4	8	—	—	—	4	8	—	—	—	4	8	—	—	—	4	8	—	—	—	4	8
		小規模保育事業	—	—	—	62	193	—	—	—	80	232	—	—	—	98	271	—	—	—	98	271	—	—	—	98	271
		事業所内 保育事業	—	—	—	4	15	—	—	—	4	15	—	—	—	4	15	—	—	—	4	15	—	—	—	4	15
		居宅訪問型 保育事業	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
合 計	2,560	767	3,953	792	2,825	2,560	767	4,210	873	3,044	2,560	767	4,472	951	3,257	2,545	761	4,531	942	3,192	2,545	761	4,531	942	3,192		
②-①	391	2	860	▲26	52	362	▲8	1,076	29	209	366	▲6	1,345	80	371	297	▲31	1,327	46	213	242	▲51	1,248	13	123		

*各確保の方策において、事業の対象外となる認定区分は「—」を表示しています。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、子ども・子育て支援法第59条の規定にもとづき、地域の実情に応じて実施するものです。

(1) 利用者支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	
確保方策の考え方	<p>文京シビックセンターにおいて、保育ナビゲーター、子育てガイド、及び母子保健コーディネーターが中心となり、利用者の支援を進めるとともに、保護者が集まる身近な場所である子育てひろば(地域子育て支援拠点施設)や保健サービスセンターと連携を行い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等の充実を図ります。</p> <p>● 関連事業 1-1-1 妊娠・出産への支援 5-2-3 地域団体による地域子育て支援拠点事業 5-2-4 子育てひろば事業</p>	
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期		
項目	2年度 3年度 4年度 5年度 6年度	
利用者支援事業	母子保健型	保健サービスセンター 2か所
	その他	文京シビックセンター1か所 (保育ナビゲーター、子育てガイド)
		地域団体による地域子育て支援拠点 4か所 (新規開設施設1か所を含む)
		子育てひろば 5か所

<量の見込み(ニーズ量)・確保方策について>

利用者支援事業は、子育てひろば(地域子育て支援拠点)などの既存の子育て支援施設の機能を拡充することで、多くの利用者に支援ができるよう事業を展開する。令和2年度以降は、各施設の利用状況を確認の上、適切な規模を確保していく。

(2) 地域子育て支援拠点事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計とニーズ調査における地域子育て支援拠点事業の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。	
確保方策の考え方	<p>子育てひろば5か所と地域団体による地域子育て支援拠点4か所で事業を実施します。</p> <p>● 関連事業 5-2-3 地域団体による地域子育て支援拠点事業 5-2-4 子育てひろば事業</p> <p>〈事業量の算定方法〉 子育てひろば事業については、西片、汐見、水道、千石、江戸川橋の5か所を事業量としました。 また、地域団体による地域子育て支援拠点事業については、富坂地区、大塚地区、本富士地区、駒込地区の4か所を事業量としました。</p>	
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期		
項目	2年度 3年度 4年度 5年度 6年度	
量の見込み(ニーズ量)	56,916人 58,301人 59,799人 61,141人 63,034人	
確保方策	地域団体による地域子育て支援拠点事業	4か所(新規開設施設1か所を含む)
	子育てひろば事業	5か所

(3) 妊婦健康診査

子ども・子育て支援法等における事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。				
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方	妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成します。また、「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図ります。 ●関連事業 1-1-1 妊娠・出産への支援				
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期					
項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(ニーズ量)	2,097人	2,114人	2,181人	2,250人	2,314人
確保方策	実施場所：都内の委託医療機関(病院、診療所など)* 主な検査項目：体重、血圧測定、尿検査、貧血、血糖検査など 実施時期：通年				

* 里帰り出産等による都外医療機関、助産所での妊婦健診は、償還払いで費用を助成します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。				
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方	生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。また、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスへ結び付ける乳児家庭全戸訪問事業を実施します。 ●関連事業 1-1-3 乳児家庭全戸訪問事業				
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期					
項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(ニーズ量)	2,097人	2,114人	2,181人	2,250人	2,314人
確保方策	実施体制：保健師・助産師の専門職で実施 実施機関：2か所 (保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所)				

(5) 養育支援訪問事業及び 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	<p>養育支援訪問事業とは、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期発見に努め、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。</p> <p>また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、関係機関の情報共有を推進し、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。</p>
確保方策の考え方	<p>児童虐待への対応及び未然防止を図るため、特に養育を支援する必要がある家庭への育児支援ヘルパー派遣事業や子育て支援講座の開催など、児童虐待防止対策事業を実施するとともに、社会的養育の充実を目的に、養育家庭普及活動の推進を図ります。</p> <p>地域における子どもと家庭に関する支援体制の充実を図るため、関係機関と連携して、要保護児童対策地域協議会の取組を推進します。</p> <p>● 関連事業 4-1-1 児童虐待防止ネットワークの充実 4-1-2 児童虐待防止対策事業 4-1-3 育児支援ヘルパー事業</p>
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期	
項 目	2年度 3年度 4年度 5年度 6年度
児童虐待防止 ネットワークの充実	要保護児童対策地域協議会の開催
	育児支援ヘルパー派遣回数 719回
	子育て支援講座の開催 2回/年

(6) 子育て短期支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	<p>保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。</p>					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	<p>将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。利用意向割合・利用意向日数については、平成30年度の各事業の延べ利用人数から算出しました。</p>					
確保方策の考え方	<p>区が指定した福祉施設において、乳幼児ショートステイ事業、子どもショートステイ事業、トワイライトステイ事業を実施します。</p> <p>● 関連事業 2-2-5 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)</p> <p>〈事業量算定方法〉 乳幼児ショートステイ事業及び子どもショートステイ事業は2か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから365日×2施設×1人=730人日/年としました。トワイライトステイ事業は1か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから、年間の事業量を365人日/年としました。</p>					
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期						
項 目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込み (ニーズ量)	ショートステイ事業	493人	507人	519人	531人	546人
	トワイライトステイ事業	156人	161人	165人	170人	175人
確保方策	ショートステイ事業	730人	730人	730人	730人	730人
	トワイライトステイ事業	365人	365人	365人	365人	365人
[確保方策] - [ニーズ量]	ショートステイ事業	237人	223人	211人	199人	184人
	トワイライトステイ事業	209人	204人	200人	195人	190人

(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

子ども・子育て支援法等における事業概要	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。 利用意向割合・利用意向日数については、ファミリー・サポート・センター事業の実際の活動件数(預かりに関する活動)から算出しました。					
確保方策の考え方	文京区社会福祉協議会にて子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を実施します。 ●関連事業 5-1-2 ファミリー・サポート・センター事業 〈事業量算定方法〉 事業実績より、全体活動件数のうち小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合を算出しました。 小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合 5.64% (平成30年度 活動総件数 8,977件 うち小学生の預かり 506件*) 過去5年間の活動実績を参考に令和2年度以降の総活動件数を推計し、その値に上記割合をかけて事業量を算定しました。					
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期						
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(ニーズ量)	延べ利用児童数 小学校低学年	406人	431人	447人	470人	473人
	延べ利用児童数 小学校高学年	120人	124人	128人	133人	141人
	合計	526人	555人	575人	603人	614人
確保方策	ファミリー・サポート・センター事業	593人	642人	695人	752人	814人
[確保方策]-[ニーズ量]		67人	87人	120人	149人	200人

※ 平成30年度から統計方法を見直しているため、直近の数字を用いて算出しています。

(8) 一時預かり事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
---------------------	--

<一時預かり事業(幼稚園型)>

量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計とニーズ調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。					
確保方策の考え方	区立幼稚園全園にて、幼稚園在園児を対象に、幼稚園の教育課程開始前もしくは終了後及び長期休業中に、預かり保育を実施します。また、一部私立幼稚園においても、預かり保育を実施します。(各園で実施内容は異なる) ●関連事業 2-1-14 区立幼稚園の預かり保育 〈事業量算定方法〉 ・区立幼稚園：登録利用については、全園登録人数280人×実施日数290日=81,200人日/年とし、一時利用については、利用者10人×実施園数10園×実施日数290日=29,000人日/年としました。 ・私立幼稚園：各園における実施内容が異なることから、平成30年度における各園の実績を踏まえ、事業量を算定しました。*					
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期						
	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(ニーズ量)	一時利用の預かり保育	32,070人	32,252人	32,684人	32,613人	33,416人
	定期利用の預かり保育	115,952人	116,614人	118,175人	117,918人	120,821人
	合計	148,022人	148,866人	150,859人	150,531人	154,237人
確保方策	区立幼稚園での預かり保育	110,200人	110,200人	110,200人	110,200人	110,200人
	私立幼稚園での預かり保育	73,920人	73,920人	73,920人	73,920人	73,920人
	合計	184,120人	184,120人	184,120人	184,120人	184,120人
[確保方策]-[ニーズ量]		36,098人	35,254人	33,261人	33,589人	29,883人

※ 実績が年々伸びているため、直近の数字を用いて算定しています。

<一時預かり事業(幼稚園型以外)>

量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計とニーズ調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。					
確保方策の考え方	<p>3か所(令和5年度以降は4か所)のキッズルームと区立認可保育園17園において、一時預かり事業を実施します。</p> <p>●関連事業 2-2-1 緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 2-2-2 一時保育(キッズルーム)</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急一時保育、リフレッシュ一時保育 年間事業実施日を292日(平成30年度実績)と設定し、各園の定員の合計数が41人であることから、41人×292日=11,972人日/年としました。 一時保育事業 キッズルームごとに、1日の最大受入人数実績と開室日数(平成30年度実績)から事業量を算出しました。 <ul style="list-style-type: none"> キッズルームシビック 23人×358日=8,234人日/年 キッズルーム目白台 11人×293日=3,223人日/年 キッズルームかごまち 12人×293日=3,516人日/年 令和5年度に大塚一丁目都営バス大塚支所跡地に新規施設を開設予定(キッズルームかごまちと同規模を想定) 12人×293日=3,516人日/年 					
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期						
	項 目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(ニーズ量)	利用児童数	26,130人	26,528人	27,027人	27,267人	28,025人
確保方策	緊急一時保育、リフレッシュ一時保育	11,972人	11,972人	11,972人	11,972人	11,972人
	一時保育事業	14,973人	14,973人	14,973人	18,489人	18,489人
	合 計	26,945人	26,945人	26,945人	30,461人	30,461人
[確保方策]-[ニーズ量]		815人	417人	▲82人	3,194人	2,436人

(9) 延長保育事業(時間外保育事業)

子ども・子育て支援法等における事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計とニーズ調査における延長保育事業の利用意向割合からニーズ量を算定しました。					
確保方策の考え方	<p>全ての区立認可保育園及び私立認可保育園(小規模保育事業及び認証保育所を含む)において、延長保育事業を実施します。</p> <p>●関連事業 2-1-18 保育園延長保育</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <p>本計画中に新たに整備する私立認可保育園について、延長保育定員数を15人(小規模保育事業は5人)とし、既存園の延長保育定員数に加算して事業量を算定しました。なお、認証保育所については年度により区民利用数が増減するため、1か所あたりの利用数を10人としています。</p>					
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期						
	項 目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(ニーズ量)		1,598人	1,624人	1,651人	1,661人	1,707人
確保方策	区立認可保育園の延長保育	409人	409人	409人	409人	409人
	私立認可保育園等の延長保育	863人	1,003人	1,153人	1,303人	1,303人
	合 計	1,272人	1,412人	1,562人	1,712人	1,712人
[確保方策]-[ニーズ量]		▲326人	▲212人	▲89人	51人	5人

(10) 病児保育事業(病後児保育事業を含む)

子ども・子育て支援法等における事業概要	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。利用意向割合・利用意向日数については、平成30年度の実際の利用延べ人数から算出しました。					
確保方策の考え方	<p>区が委託する病児・病後児保育施設で保育を実施します。 令和2年度に都立駒込病院内病児・病後児保育施設を、令和3年度に春日・後楽園駅前地区病児・病後児保育施設を新規開設し、4か所の施設で実施します。</p> <p>●関連事業 2-2-3 病児・病後児保育</p> <p>〈事業量算定方法〉 年間の平均開室日数を240日(平日のみ)とし、各施設の定員数を掛け合わせ、受入可能人数を算出しました。病気の流行状況等により、一定程度お断りせざるを得ない運営状況を見込み、直近のお断り件数実績をもとに稼働可能率を設定し、受入可能人数に掛け合わせて事業量を算出しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保坂病児保育ルーム 6人×240日=1,440人日 ・順天堂病後児ルーム「みつばち」 6人×240日=1,440人日 ・都立駒込病院内施設に区民枠確保 4人×240日= 960人日(令和2年9月開設予定とし、令和2年度の開室日数は140日としました。) ・春日・後楽園駅前地区に開設 6人×240日=1,440人日(開設までに最低限必要な準備期間を見込み、令和3年4月開設予定としました。) 					
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期						
項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込み(ニーズ量)	2,985人	3,076人	3,154人	3,228人	3,293人	
確保方策	保坂病児保育ルーム	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人
	順天堂病後児ルーム「みつばち」	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人
	都立駒込病院内病児・病後児保育施設	560人	960人	960人	960人	960人
	春日・後楽園駅前地区病児・病後児保育施設	0人	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人
	小計	3,440人	5,280人	5,280人	5,280人	5,280人
	稼働可能率 74.3%	74.3%	74.3%	74.3%	74.3%	74.3%
	事業量	2,556人	3,923人	3,923人	3,923人	3,923人
[確保方策]-[ニーズ量]	▲429人	847人	769人	695人	630人	

※ 文京区では、訪問型病児・病後児保育事業(ベビーシッター利用料の助成)を独自に実施しています。

(11) 放課後児童健全育成事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	保護者の就労等により、日中家庭において適切な保護が受けられない児童に対し、育成室や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。						
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計とニーズ調査における育成室の利用意向割合からニーズ量を算定しました。さらに潜在的なニーズとして、ニーズ調査において育成室を利用していないもののうち、「利用したいが空きがない」「利用したいが近くにない」を選択し、一定の条件があれば利用の可能性がある層を加えました。						
確保方策の考え方	<p>現在の育成室事業を継続し、計画期間中に新たに9か所の育成室を整備します。また、老朽化等により改修が必要な育成室についても整備を行い、児童受け入れ定員数の維持確保を行います。</p> <p>また、全区立小学校20校において放課後全児童向け事業を実施し、児童の放課後の居場所を提供しています。今後は実施時間の延長など、事業の充実を図ります。</p> <p>●関連事業 2-3-1 育成室の整備及び運営 2-3-2 育成室の障害児保育 2-3-5 民間事業者誘致による都型学童クラブの整備</p> <p>〈事業量算定方法〉 本計画中に新たに整備する育成室について、定員数を概ね40人と設定し、既存育成室の定員数に加算することで、事業量を算定しました。</p>						
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期							
項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
量の見込み(ニーズ量)	低学年	利用児童数(1年生)	772人	821人	831人	898人	835人
		利用児童数(2年生)	582人	605人	644人	651人	703人
		利用児童数(3年生)	477人	514人	536人	569人	576人
	計	1,831人	1,940人	2,011人	2,118人	2,114人	
	高学年	利用児童数(4年生)	103人	104人	113人	117人	124人
		利用児童数(5年生)	81人	81人	81人	88人	91人
		利用児童数(6年生)	84人	93人	92人	93人	100人
計	268人	278人	286人	298人	315人		
確保方策	育成室の整備(低学年)	1,862人	1,942人	2,022人	2,120人	2,120人	
	放課後全児童向け事業の充実	日数・時間の充実(全校)					→

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

子ども・子育て支援法に規定する教育・保育給付の認定及び施設等利用給付の認定を受けた保護者のうち、低所得で生計が困難な方の子どもが教育・保育等を受けた場合に、当該保護者が支払うべき費用の一部を補助することにより、子どもの健やかな成長を支援します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育施設の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を促進するため、事業開始前における事業実施等に関する相談・助言、事業開始後の区立園長等経験者による利用児童への対応等に関する巡回指導等、新規参入施設の事業の推進状況に応じた必要な支援を行っていきます。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置については、区としても保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及の検討を行っていきます。

6 計画の推進体制と進行管理

文京区子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について、点検・評価し、結果については、区ホームページ等で区民に公表します。

なお、毎年度、人口推計等の変動要因を勘案し、ニーズ量を見直すとともに、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

資料編

資料編目次

資料1	子育て支援計画の沿革	145
資料2	量の見込み(ニーズ量)の算定について	147
資料3	計画の検討体制	148
資料4	計画の検討経過	167
資料5	子どもの権利条約	170

資料1 子育て支援計画の沿革

年 月	沿 革
平成12年3月	<p>【子育て支援計画の誕生】 文京区地域福祉計画は児童福祉を含む区の福祉保健施策に関する総合的な計画として策定しましたが、少子化社会が急速に進展する中、子育て支援を充実したものとするため、地域福祉計画の中に、新たに「児童育成計画」(地方版エンゼルプラン)である「子育て支援計画」を取り入れました。</p>
平成15年3月	<p>【子育て支援計画の改定】 子育て支援計画をさらに充実させるための改定を行いました。</p>
平成17年3月	<p>【次世代育成支援行動計画(前期分)の策定】 平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、都道府県及び市町村(特別区を含む)と事業主は、国が定めた「指針」に基づく「行動計画」を策定することが義務づけられました。 本区では、これまでの「子育て支援計画」を拡充し、総合的かつ体系的に子育て支援を推進する新たな「子育て支援計画(次世代育成支援行動計画)」(平成17年度～21年度)を策定しました。</p>
平成22年3月	<p>【次世代育成支援行動計画(後期分)及び保育計画の策定】 近年の出生数の動向、子育ての負担感や母親の就労希望など子どもの現状や子育てを取り巻く状況を踏まえ、「子育て支援計画(次世代育成支援行動計画)」(平成22年度～26年度)を策定しました。 また、保育園待機児童数が50人以上いる区市町村は、保育需要に対応するための保育計画を策定する必要があり、本区においても、平成21年4月1日の待機児童数が86人となったことから、子育て支援計画と一体のものとして保育計画を策定しました。</p>
平成27年3月	<p>【子育て支援計画(平成27年度～31年度)の策定】 急速な少子化の進行や保護者の就労形態の多様化など、子どもと家庭を取り巻く環境の変化する中、子育てを社会全体で支援してため、「子育て支援計画(平成27年度～31年度)」を策定しました。 この計画は「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を包含するものとして策定しました。</p>
平成28年3月	<p>【子ども・子育て支援事業計画の改定】 平成27年発表の人口統計等により、人口推計の更新を行い、二一ズ量の見直しを行った結果、計画に定める量の見込みが大きく変動することとなったため、計画の一部を改定しました。</p>
平成29年3月	<p>【子ども・子育て支援事業計画の改定】 平成28年発表の人口統計等により、人口推計の更新を行い、二一ズ量の見直しを行った結果、計画に定める量の見込みが大きく変動することとなったため、計画の一部を改定しました。</p>

平成30年3月	【子ども・子育て支援事業計画の改定】 平成29年発表の人口統計等により、人口推計の更新を行い、ニーズ量の見直しを行った結果、計画に定める量の見込みが大きく変動することとなったため、計画の一部を改定しました。
令和2年3月	本計画の策定に至る。

資料2 量の見込み(ニーズ量)の算定について

子ども・子育て支援事業計画における量の見込み(ニーズ量)については、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き(以下、「算定手引き」という。)」に基づき算定することを基本とし、地域の実態に応じて変更することが認められています。

実効性の高い計画を策定するため、子ども・子育て会議において算定方法の検討を重ね、本区の実態に則した量の見込み(ニーズ量)を算定しました。

1 人口推計

令和2年から6年までの人口推計については、「地域行動計画策定の手引き(平成15年8月)」を参照し、過去3年間の人口統計のデータから、コーホート変化率法により算出を行いました。

0歳人口の推計においては、過去3年間の出生率の伸び率を反映するとともに、日本人と外国人の出生率の差異を考慮して算出を行いました。

※コーホート変化率法とは(地域行動計画策定の手引きより)

「コーホート変化率法」とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

2 利用意向率

利用意向率の算定については、平成30年10月に実施した「子育て支援に関するニーズ調査(以下、「ニーズ調査」という。)」の結果を基礎数値として用いていますが、以下の事業においては、文京区の実情に合った数値とするため、過去の事業実績に基づき、本区独自の算定を行っています。

- ① 子育て短期支援事業
- ② ファミリー・サポート・センター事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ 病児保育事業

資料3 計画の検討体制

1 文京区地域福祉推進協議会

(1) 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

平成8年7月11日8文福福発第504号制定
 平成10年5月15日10文福福発第340号改正
 平成12年5月12日12文福福発第204号改正
 平成18年3月9日17文福福第1183号改正
 平成20年1月17日19文福福第569号改正
 平成20年4月1日20文福高第43号改正
 平成21年2月19日20文福高第2006号改正
 平成22年1月22日21文福高第1907号改正
 平成24年3月30日23文福高第2847号改正
 平成25年12月13日25文福福第10009号改正
 平成27年11月26日27文福福第1279号改正
 平成28年3月11日27文福福第1757号改正
 平成29年12月15日29文福福第1046号改正
 令和元年10月31日2019文福福第904号改正

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱(6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。)に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者5人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員20人以内
- (3) 公募区民9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領(12文福福発第204号)により募集する。

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 子ども部会
- (2) 高齢者・介護保険部会
- (3) 障害者部会
- (4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

- 5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。
- 6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。
- 7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、10人を超えて委嘱することができる。
- 8 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文介第1114号)に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。
- 9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例(昭和50年3月文京区条例第15号)に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。
- 10 部会は、部会長が招集する。
- 11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。
- 12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。
 - (1) 子ども部会 子ども家庭部子育て支援課
 - (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部介護保険課
 - (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
 - (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民であるもののうち4名以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち3人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第

3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。

4 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。

4 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

2 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文

京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文紹介第1114号)第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。

4 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

(2) 地域福祉推進協議会委員名簿

任期：平成30年8月～令和2年3月31日

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	高橋 紘士	一般財団法人高齢者住宅財団特別顧問	
2	副会長	青木紀久代	白百合心理・社会福祉研究所 所長	
3	//	平岡 公一	お茶の水女子大学教授	
4	//	高山 直樹	東洋大学教授	
5	//	神馬 征峰	東京大学大学院教授	
6	委員	中村 宏	小石川医師会	
7	//	金 吉男	文京区医師会	令和元年度第1回まで
8	//	山道 博		令和元年度第2回から
9	//	佐藤 文彦	小石川歯科医師会	
10	//	三羽 敏夫	文京区歯科医師会	
11	//	川又 靖則	文京区薬剤師会	
12	//	諸留 和夫	文京区町会連合会	
13	//	田口 弘之	文京区社会福祉協議会	
14	//	木谷富士子	文京区民生委員・児童委員協議会	
15	//	永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会	
16	//	大橋 久	文京区青少年健全育成会	
17	//	千代 和子	文京区女性団体連絡会	
18	//	川合 正	文京区私立幼稚園連合会	
19	//	荒川まさ子	文京区話し合い員連絡協議会	
20	//	飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
21	//	金海 仁美	文京区民生委員・児童委員協議会(主任児童委員)	
22	//	佐々木妙子	文京区私立保育園(慈愛会保育園)	
23	//	佐藤 澄子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
24	//	山下美佐子	パセリの会	
25	//	高田俊太郎	文京地域生活支援センターあかり	
26	//	黒澤摩里子	公募区民委員	
27	//	税所 篤快	公募区民委員	
28	//	鈴木 好美	公募区民委員	

番号	役職	氏名	団体名等	備考
29	//	町田 直樹	公募区民委員	
30	//	小山 榮	公募区民委員	
31	//	西村 久子	公募区民委員	令和元年度第2回から
32	//	堀江 久美	公募区民委員	令和元年度第1回まで
33	//	北村佑実子	公募区民委員	30年度第1回まで
34	//	武長 信亮	公募区民委員	
35	//	櫻井美恵子	公募区民委員	

(3) 文京区地域福祉推進本部設置要綱

平成7年2月20日6文福福発第1188号制定
 平成11年5月10日11文福福発第336号改正
 平成12年5月12日12文福福発第204号改正
 平成13年6月15日13文福福第314号改正
 平成16年4月16日16文福福第65号改正
 平成18年3月27日17文福福第1255号改正
 平成19年3月30日18文福福第623号改正
 平成20年4月1日20文福高第45号改正
 平成24年3月30日23文福高第2848号改正
 平成27年5月25日27文福福第292号改正
 平成28年3月11日27文福福第1758号改正
 平成30年4月2日30文福福第1515号改正

(設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第4条第1項(区長、副区長及び教育長を除く。)及び第2項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部長及び保健衛生部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、子ども家庭部長、保健衛生部長の順とする。
- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

- 2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

(4) 文京区地域福祉推進本部・本部員名簿

令和2年3月現在

番号	役職	氏名	職名
1	本部長	成澤 廣修	区長
2	副本部長	佐藤 正子	副区長 子ども家庭部長事務取扱
3	//	加藤 裕一	教育長
4	本部員	久住 智治	企画政策部長
5	//	吉岡 利行	総務部長・危機管理室長(兼務)
7	//	松井 良泰	区民部長
8	//	小野 光幸	アカデミー推進部長 オリンピックパラリンピック担当部長(兼務)
9	//	木幡 光伸	福祉部長
11	//	佐藤壽志子	保健衛生部長
12	//	高橋 征博	都市計画部長
13	//	中村 賢司	土木部長
14	//	八木 茂	資源環境部長
15	//	鶴沼 秀之	施設管理部長
16	//	田中 芳夫	会計管理者
17	//	山崎 克己	教育推進部長
18	//	野田 康夫	監査事務局長
19	//	竹越 淳	区議会事務局長
20	//	大川 秀樹	企画政策部参事 企画課長事務取扱
21	//	新名 幸男	企画政策部参事 財政課長事務取扱
22	//	熱田 直道	企画政策部広報課長
23	//	久保 孝之	総務課長
24	//	松永 直樹	総務部職員課長

(5) 文京区地域福祉推進本部幹事会名簿

令和2年3月現在

番号	役職	氏名	職名
1	幹事長	木幡 光伸	福祉部長
2	副幹事長	佐藤 正子	副区長 子ども家庭部長事務取扱
3	//	佐藤壽志子	保健衛生部長
4	幹事	大川 秀樹	企画政策部参事 企画政策部企画課長事務取扱
5	//	高橋 肇	総務部ダイバーシティ推進担当課長
6	//	村岡 健市	総務部防災課長
7	//	小池 陽子	福祉部福祉政策課長
8	//	石川 浩司	福祉部福祉施設担当課長
9	//	真下 聡	福祉部高齢福祉課長
10	//	坂田 賢司	福祉部認知症・地域包括ケア担当課長
11	//	畑中 貴史	福祉部障害福祉課長
12	//	大戸 靖彦	福祉部生活福祉課長
13	//	瀬尾かおり	福祉部介護保険課長
14	//	大武 保昭	福祉部国保年金課長
15	//	中澤 功志	福祉部高齢者医療担当課長
16	//	鈴木 裕佳	子ども家庭部子育て支援課長
17	//	横山 尚人	子ども家庭部幼児保育課長
18	//	中川 景司	子ども家庭部子ども施設担当課長
19	//	多田栄一郎	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
20	//	木口 正和	子ども家庭部児童相談所準備担当課長
21	//	境野 詩峰	保健衛生部生活衛生課長
22	//	榎戸 研	保健衛生部健康推進課長
23	//	笠松 恒司	保健衛生部参事 保健衛生部予防対策課長事務取扱
24	//	阿部 英幸	保健衛生部保健サービスセンター所長
25	//	木村 健	教育推進部学務課長
26	//	松原 修	教育推進部教育指導課長
27	//	中島 一浩	教育推進部児童青少年課長
28	//	矢島 孝幸	教育推進部教育センター所長

(6) 文京区子ども・子育て会議条例

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。)第七十七条第一項の規定に基づき、文京区子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 子育て会議は、法第七十七条第一項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第三条 子育て会議は、委員二十人以内をもって組織する。

2 委員は、法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他区長が必要があると認めたと者のうちから区長が委嘱する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第五条 子育て会議に会長及び副会長各一人を置き、学識経験のある者のうちから委員が選出する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第六条 子育て会議は、区長が招集する。

(意見聴取等)

第七条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要とする資料の提出を求めることができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員に関する特例)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十六年三月三十一日ま

での間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「二十人」とあるのは、「二十二人」とする。

3 施行日以後最初に委嘱された委員の任期については、第四条の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までとする。

(説 明)

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行に伴い、文京区子ども・子育て会議の設置に関し必要な事項を定めるため、本案を提出いたします。

(7) 文京区子ども・子育て会議要綱

25文男子第606号平成25年6月20日区長決定
 26文男子第4号平成26年4月1日改正
 27文男子第570号平成27年4月1日改正
 27文男子第4114号平成28年3月14日改正
 29文子支第2709号平成30年3月30日改正
 30文子支第2629号平成31年3月26日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区子ども・子育て会議条例(平成25年6月文京区条例第31号。以下「条例」という。)第8条の規定により、文京区子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関し学識経験のある者 3人以内
- (2) 法第6条第2項に規定する子どもの保護者 5人以内
- (3) 子ども・子育て支援等に関する事業に従事する者 5人以内
- (4) 事業主を代表する者 1人
- (5) 労働者を代表する者 1人
- (6) 公募の区民 5人以内

2 前項第6号に規定する委員(以下「区民委員」という。)は、別に定めるところにより募集し、決定する。

(欠員補充)

第3条 条例第4条の規定にかかわらず、区民委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。

(幹事)

第4条 子育て会議に幹事を置く。

2 幹事は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 子ども家庭部長
- (2) 教育推進部長
- (3) 子ども家庭部子育て支援課長

- (4) 子ども家庭部幼児保育課長
- (5) 子ども家庭部子ども施設担当課長
- (6) 子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
- (7) 子ども家庭部児童相談所準備担当課長
- (8) 保健衛生部保健サービスセンター所長
- (9) 教育推進部学務課長
- (10) 教育推進部教育指導課長
- (11) 教育推進部児童青少年課長
- (12) 教育推進部教育センター所長

3 前項に規定する者のほか、区長は必要があると認めたと者について、区職員のうちから幹事とすることができる。

4 幹事は、会長から付託された事項について調査又は研究を行う。

5 幹事は、子育て会議に出席して説明を求められたときは、意見を述べることができる。

(庶務)

第5条 子育て会議の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年6月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(8) 文京区子ども・子育て会議及び 文京区地域福祉推進協議会子ども部会 委員名簿

平成30年4月～令和2年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	青木紀久代	白百合心理・社会福祉研究所所長	平成31年3月まで お茶の水女子大学准教授
2	副会長	高橋 貴志	白百合女子大学教授	
3	委員	高櫻 綾子	青山学院大学准教授	平成31年3月まで 日本女子大学講師
4	//	浅井 順	文京区子ども・子育て会議区民委員	
5	//	菊地 尚佳	文京区子ども・子育て会議区民委員	
6	//	黒澤摩里子	文京区子ども・子育て会議区民委員	
7	//	税所 篤快	文京区子ども・子育て会議区民委員	
8	//	山田真梨子	文京区子ども・子育て会議区民委員	
9	//	金海 仁美	文京区民生委員・児童委員協議会	
10	//	大橋 久	文京区青少年健全育成会	
11	//	千代 和子	文京区女性団体連絡会	
12	//	川合 正	文京区私立幼稚園連合会	
13	//	佐々木妙子	文京区私立保育園(慈愛会保育園)	
14	//	隈丸加奈子	文京区認可保育園父母の会連絡会	
15	//	藤井 春美	児童発達支援センター父母会	平成30年度第4回まで
16	//	竹石 福代		令和元年度第1回から
17	//	越野 一郎	文京区学童保育連絡協議会	
18	//	佐藤 浩子	文京区立幼稚園 P T A 連合会	平成30年度第2回まで
19	//	那須 香		平成30年度第3回から 平成30年度第4回まで
20	//	村田 正美		令和元年度第1回から 令和元年度第3回まで
21	//	石丸美也子		令和元年度第4回から
22	//	木村 朋幸	文京区立小学校 P T A 連合会	平成30年度第1回から 令和元年度第1回まで
23	//	田丸 義和		令和元年度第2回から

番号	役職	氏名	団体名等	備考
24	//	鈴木 賢司	文京区立中学校 P T A 連合会	平成30年度第1回から 平成30年度第4回まで
25	//	宮崎 知明		令和元年度第1回から
26	//	横山 るり	文京区特別支援学級連絡協議会	平成30年度第1回から 平成30年度第4回まで
27	//	宮脇 克子		令和元年度第1回から
28	//	山田真夕子	東京商工会議所文京支部	
29	//	小山敬二郎	連合東京都連合会西北地協文京地区協議会	平成30年度第1回から 平成30年度第2回まで
30	//	佐藤 貢市		平成30年度第3回から

(9) 文京区子ども・子育て会議・文京区地域福祉推進協議会 子ども部会 幹事名簿

令和2年3月現在

番号	役職	氏名	職名
1	幹事	佐藤 正子	子ども家庭部長 事務取扱副区長
2	//	山崎 克己	教育推進部長
3	//	大川 秀樹	企画政策部参事 企画課長事務取扱
4	//	畑中 貴史	福祉部 障害福祉課長
5	//	鈴木 裕佳	子ども家庭部 子育て支援課長
6	//	横山 尚人	子ども家庭部 幼児保育課長
7	//	中川 景司	子ども家庭部 子ども施設担当課長
8	//	多田栄一郎	子ども家庭部 子ども家庭支援センター所長
9	//	木口 正和	子ども家庭部 児童相談所準備担当課長
10	//	阿部 英幸	保健衛生部 保健サービスセンター所長
11	//	木村 健	教育推進部 学務課長
12	//	松原 修	教育推進部 教育指導課長
13	//	中島 一浩	教育推進部 児童青少年課長
14	//	矢島 孝幸	教育推進部 教育センター所長

資料4 計画の検討経過

1 地域福祉推進協議会

	開催日	主な議題
1	平成30年8月1日(水)	・子育て支援に関するニーズ調査の概要について
2	平成31年3月22日(金)	・子育て支援に関するニーズ調査の結果について
3	令和元年5月31日(金)	・子育て支援計画の策定について
4	令和元年8月28日(水)	・子育て支援計画の検討状況について
5	令和2年1月30日(木)	・新たな子育て支援計画(案)について

2 地域福祉推進本部

	開催日	主な議題
1	平成30年5月23日(水)	・子育て支援に関するニーズ調査の概要について
2	平成30年7月18日(水)	・子育て支援に関するニーズ調査の概要について
3	平成30年8月28日(火)	・子育て支援に関するニーズ調査の調査項目(案)について
4	平成31年1月30日(水)	・子育て支援に関するニーズ調査の結果について
5	令和元年5月22日(水)	・子育て支援計画の策定について
6	令和元年8月28日(水)	・子育て支援計画(令和2年度～6年度)の検討状況について
7	令和元年11月6日(水)	・子育て支援計画の中間のまとめ(案)について
8	令和2年1月29日(水)	・新たな子育て支援計画(案)について

3 地域福祉推進本部幹事会

	開催日	主な議題
1	令和元年5月14日(火)	・子育て支援計画の策定について
2	令和元年10月31日(木)	・子育て支援計画の中間のまとめ(案)について
3	令和2年1月24日(金)	・新たな子育て支援計画(案)について

4 子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会 子ども部会

	開催日	主な議題
1	平成30年7月25日(水)	・子育て支援に関するニーズ調査の概要について
2	平成30年8月23日(木)	・子育て支援に関するニーズ調査票(原案)について
3	平成31年1月22日(火)	・子育て支援に関するニーズ調査結果の報告について
4	平成31年3月19日(火)	・人口推計、幼児期の教育・保育のニーズ量について
5	令和元年5月16日(木)	・子育て支援計画(令和2年度～6年度)の策定について
6	令和元年7月5日(金)	・人口推計・ニーズ量の算定結果等について ・子育て支援計画の構成について
7	令和元年8月26日(月)	・各事業の量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期について ・子育て支援計画の構成について
8	令和元年10月29日(火)	・子育て支援計画の検討状況について ・パブリックコメント、区民説明会の実施について
9	令和2年1月21日(火)	・子育て支援計画(中間のまとめ)のパブリックコメント、 区民説明会の結果について ・子育て支援計画の最終案について

5 計画改定に関する区民意見の収集状況

計画改定の検討に資するため、令和元年12月に子育て支援計画「中間のまとめ」を公表し、以下のとおり区民意見(パブリックコメント)を求めました。

(1) 周知方法

区報特集号の発行(令和元年12月5日号)、区ホームページへの掲載、区内関係窓口での供覧等の方法により周知しました。

(2) 意見募集期間

令和元年12月6日(金)から令和2年1月6日(月)まで

(3) 意見募集結果

20人の方から31件の意見をいただきました。

(4) 区民説明会の開催

開催日時		会場	参加人数
12月15日(日)	10:30~12:00	文京シビックセンター	1人
12月19日(木)	18:30~20:00	文京シビックセンター	3人
			4人

(5) 意見募集及び区民説明会の意見等の公表

意見募集及び区民説明会の意見等については、子ども・子育て会議と地域福祉推進協議会に報告するとともに、区ホームページへの掲載等により公表しました。

資料5 子どもの権利条約

子どもの権利条約に定める権利

1989年に誕生した「子どもの権利条約」は、子ども(18歳未満)を、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。子どもの権利条約は大きく分けて次の4つの子どもの権利を守ることを定めています。そして子どもにとって一番いいことを実現しようとうたっています。日本も1994年にこの条約を批准しました。

「子どもの権利条約」子どもの権利は大きく分けて次の4つ

生きる権利



すべての子どもの命が守られること

育つ権利



もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること

守られる権利



暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利



自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

子どもの権利条約全文(日本ユニセフ協会抄訳)

第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第3条 子どもにもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらおう権利をもっています。

第8条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

第9条 親と引き離されない権利

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

第10条 別々の国にいる親と会える権利

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったりいっしょにいらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

第11条 よその国に連れさられない権利

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくならないようにします。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

第16条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条 暴力などからの保護

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条 家庭を奪われた子どもの保護

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にすることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第22条 難民の子ども

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

第23条 障がいのある子ども

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第24条 健康・医療への権利

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第25条 施設に入っている子ども

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

第26条 社会保障を受ける権利

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第28条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

第30条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条 誘拐・売買からの保護

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条 拷問・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯して逮捕されても、尊厳が守られ年齢にあった扱いを受ける権利をもっています。

第38条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条 被害にあった子どもを守る

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をな

おし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

第40条 子どもに関する司法

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

出典：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ <<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>>

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画
子育て支援計画

(文京区次世代育成支援行動計画・文京区子ども・子育て支援事業計画)

令和2年度～令和6年度

令和2年(2020年)3月発行

発 行 文 京 区

編 集 文京区 子ども家庭部 子育て支援課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

電 話 (03)3812-7111(代表)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp>

印刷物番号 D0119057

有償頒布価格 990円